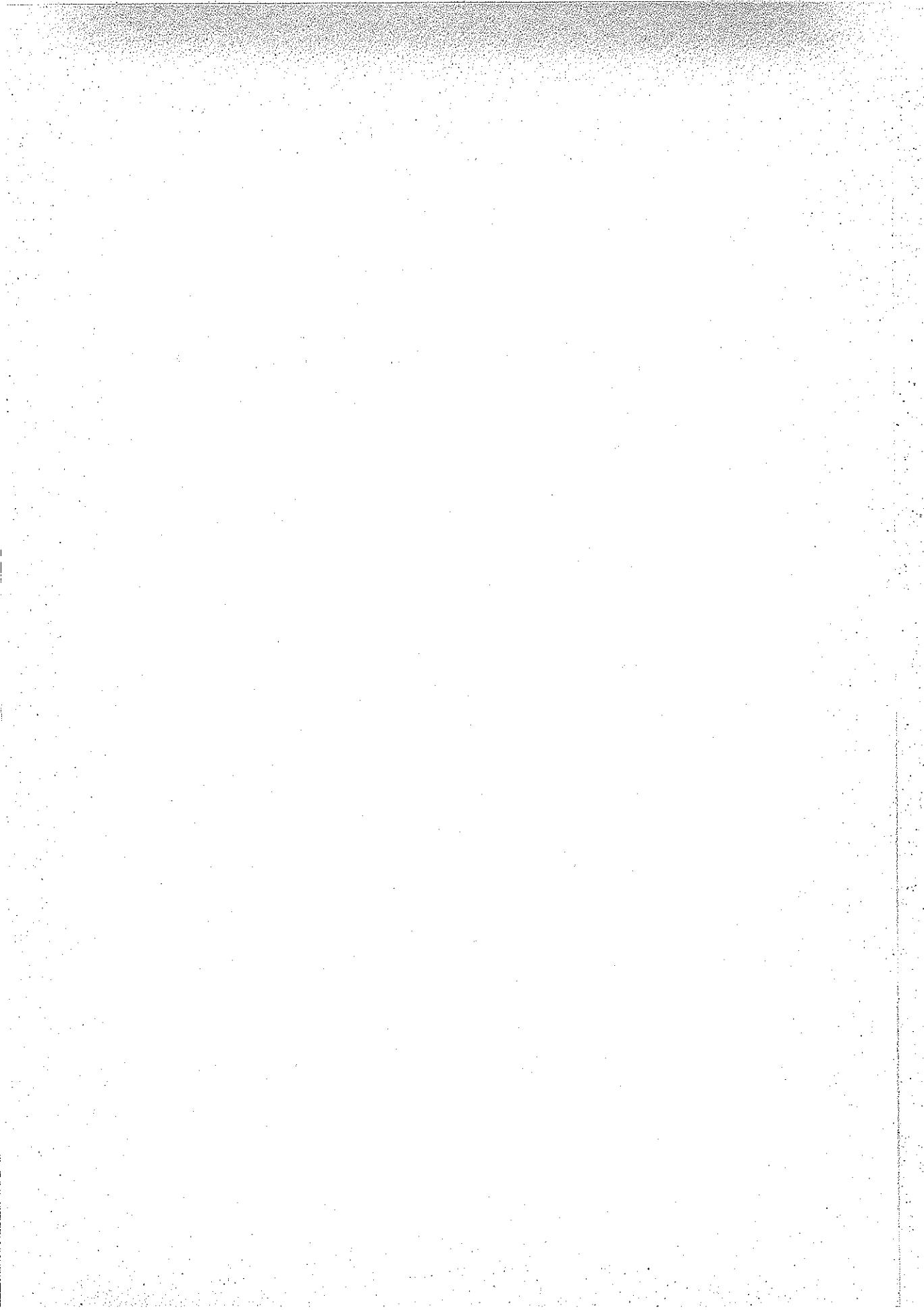


平成 2 年 10 月 2 日 開会
平成 2 年 10 月 17 日 閉会

和泉市議会第 3 回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

平成2年10月2日（火曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1〃
○ 議事日程	3〃
○ 開会宣言（午前10時15分）	3〃
○ 市長開会挨拶	4〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について（赤阪和見・中塚新治・讚岐一太郎）	4〃
○ 日程第2 会期の決定について（10月2日～10月19日 18日間）	4〃
○ 日程第3 一般質問について	
1番に 22番 早乙女 実君	6〃
2番に 2番 須藤 洋之進君	26〃
3番に 7番 赤阪 和見君	33〃
○ 散会宣言（午後2時12分）	

平成2年10月4日（木曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員	45〃
○ 議事説明員、その他	45〃
○ 議事日程	47〃
○ 開会宣言（午前10時00分）	50〃
○ 日程第1 (議会議案第3号) 議員の辞職許可について	50〃
○ 日程第2 (監査報告第20号) 例月出納検査結果報告（収入役扱 平成元年3月分）	51〃
○ 日程第3 (監査報告第21号) 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成元年3月分）	51〃

○ 日程第 4	(監査報告第22号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成元年3月分)	51頁
○ 日程第 5	(監査報告第23号) 例月出納検査結果報告(収 入 役 扱 平成元年度平成2年4月分)	51"
○ 日程第 6	(監査報告第24号) 例月出納検査結果報告(収 入 役 扱 平成2年4月分)	51"
○ 日程第 7	(監査報告第25号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成2年4月分)	51"
○ 日程第 8	(監査報告第26号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成2年4月分)	51"
○ 日程第 9	(監査報告第27号) 例月出納検査結果報告(収 入 役 扱 平成元年度平成2年5月分)	51"
○ 日程第10	(監査報告第28号) 例月出納検査結果報告(収 入 役 扱 平成2年5月分)	51"
○ 日程第11	(監査報告第29号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成2年5月分)	51"
○ 日程第12	(監査報告第30号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成2年5月分)	51"
○ 日程第13	(請願第1号) 留守家庭児童会(学童保育「なかよしクラブ」)の充実と改善を求める請願 (産業文教委員長報告)	52〃
○ 日程第14	(認定第1号) 平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	54〃
○ 日程第15	(認定第2号) 平成元年度和泉市水道事業会計決算認定について	58〃
○ 日程第16	(認定第3号) 平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について	60〃
○ 日程第17	(議会議案第4号) 決算審査特別委員会設置について	63〃
○ 日程第18	(報告第20号) 専決処分の報告について(交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	64〃
○ 日程第19	(報告第21号) 専決処分の承認を求ることについて (保育園児の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	65〃
○ 日程第20	(議案第39号) 工事請負契約締結について(和泉市公共下水道府中2-8号線管布設置工事)	68〃
○ 日程第21	(議案第40号) 工事請負契約締結について(和泉市公共下水道伯太南幹線管布設工事)	69〃

○ 日程第22	(議案第41号) 工事請負契約締結について (和泉市公共下水道池田下20-4号線管布設工事その2)	69頁
○ 日程第23	(議案第42号) 市道路線の認定について (和泉市中央駅前線)	74"
○ 日程第24	(議案第43号) 市道路線の廃止及び認定について (富秋町4号線及び富秋幸線)	75"
○ 日程第25	(議案第44号) 忠岡町が本市の区域内に町道を認定することについて	77"
○ 日程第26	(議案第45号) 和泉市の休日を定める条例制定について	78"
○ 日程第27	(議案第46号) 和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について	78"
○ 日程第28	(議案第47号) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	85"
○ 日程第29	(議案第48号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について	94"
○ 日程第30	(議案第49号) 監査委員の選任について	96"
○ 日程第31	(議案第50号) 公平委員会委員の選任について	97"
○ 日程第32	(議案第51号) 助役の選任について	99"
○ 日程第33	(議案第52号) 平成2年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	103"
○ 日程第34	(議案第53号) 平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	113"
○ 日程第35	(議案第54号) 平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	115"
○ 日程第36	(選挙第1号) 和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について	119"
○ 日程第37	(意見第5号) 育児休業法の早期制定を求める意見書	121"
○ 日程第38	(意見第6号) 米市場解放阻止に関する意見書	124"
○ 日程第39	(意見第7号) 都市農業の確立と「農業のある街づくり」推進に関する意見書	125"

	(意見第8号)	
○ 日程第40	義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び学校栄養職員の給与費に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書	127頁
	(意見第9号)	
○ 日程第41	「子どもの権利条約」の早期批准を求める意見書	128〃
	(意見第10号)	
○ 日程第42	石油製品等の便乗値上げ防止に関する意見書	130〃
○ 追加日程第1	議長辞職許可について	132〃
○ 追加日程第2	議長選挙について	133〃
○ 散会宣告	(午後2時40分)	

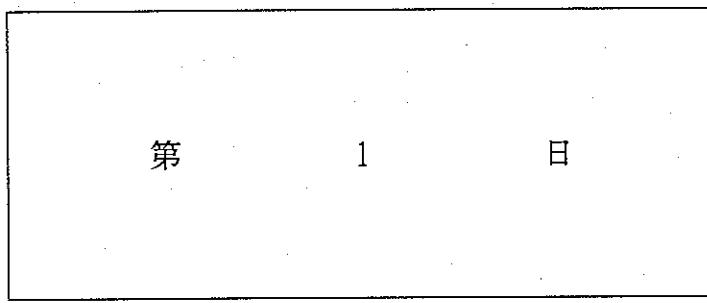
平成2年10月11日（木曜日）～平成2年10月16日（金曜日）まで自然休会

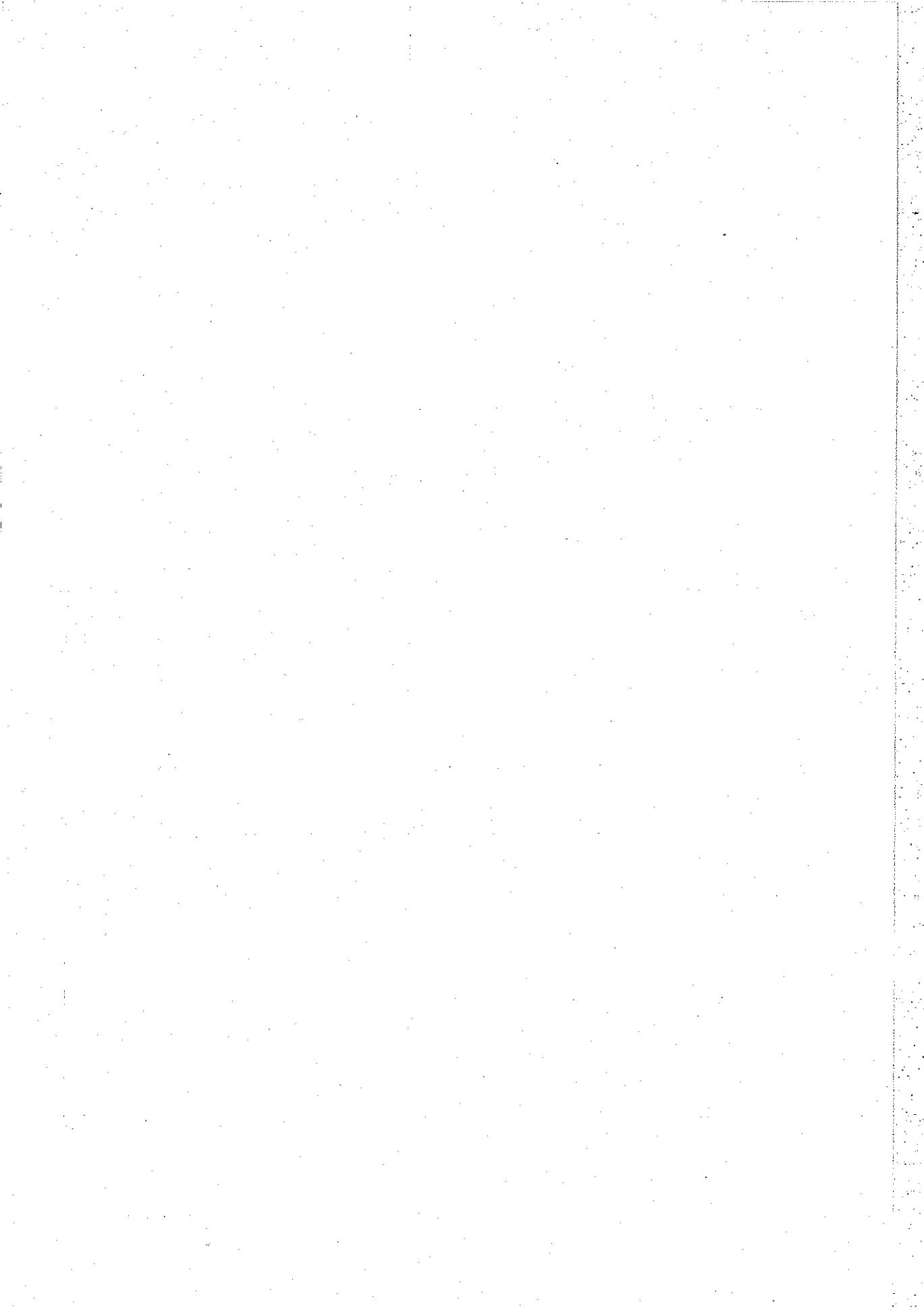
平成2年10月17日（水曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員	135〃
○ 議事説明員、その他	135〃
○ 議事日程	137〃
○ 開会宣言（午前10時00分）	138〃
○ 日程第1 (選挙第2号) 議長選挙について	138〃
○ 追加日程第1 (議会議案第6号) 副議長辞職許可について	140〃
○ 追加日程第2 (選挙第3号) 副議長選挙について	142〃
○ 追加日程第3 (議会議案第7号) 常任委員会委員の辞任について	142〃
○ 追加日程第4 (議会議案第8号) 特別委員会委員の辞任について	144〃
○ 追加日程第5 (議会議案第9号) 常任委員会委員の選任について	144〃
○ 追加日程第6 (議会議案第10号) 特別委員会委員の選任について	146〃
○ 追加日程第7 (議会議案第11号) 決算審査特別委員会委員の選任について	146〃

○ 追加日程第8	(選挙第4号) 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	149頁
○ 追加日程第9	(選挙第5号) 泉北水道企業団議会議員の選挙について	149 "
○ 追加日程第10	(選挙第6号) 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	149 "
○ 追加日程第11	(決議第4号) ペルシャ湾岸地域の平和と安全に関する要望決議	151 "
○ 追加日程第12	(議案第55号) 監査委員の選任について	153 "
○ 市長閉会あいさつ		154 "
○ 議長閉会あいさつ		156 "
○ 閉会宣言(午前3時24分)		156 "







平成2年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平雄君
7番	赤阪和見君	21番	勝喜枝君
8番	中塚新治君	22番	早乙女重実君
9番	讃岐一太郎君	23番	原天樹君
10番	竹内修一君	25番	飯堀博次君
12番	松尾孝明君	26番	坂田楠博君
13番	森悦造君	28番	友田文次君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君
欠席議員(2名)		27番	奥村圭一郎君
3番	藤原正通君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長役	池田忠雄	総務部	事長	大森	之治
収入	役役	坂口禮之助	総務部	次長	奥阪	彦光
市長	入室	中塚白文	総務部	次長	堀向	富豊
市長	公室	杉弘	政財部	課長	戸井	宏泰
市長	公室	逢本	和同部	策同	川坂	鉄平
市長	公室	野治	対策部	策同	田中	和秀
市長	公室	藤恒	理財部	策同	坂麻	文修
市長	公室	西優	和同部	事務	岸明	
市長	公室	島順	対策部	事務	市田	
市長	公室	山賢	理財部	所務	坂辺	
市長	公室	島充	和福部	生活	生田	
市長	公室	阪和	福祉部	生活	坂	
市長	公室	村堅	福祉部	生活	岸	
市長	公室	今太郎	市民部	生活	明	
秘書	課課	橋昭夫	市民部	生活	池	
企画	課課					
総務	部					

産業部長	堯富行司	病院事務局長	徹夫男廣士臣
産業部理次長	堯淳一	消防本部長	泰武喜貞清忠喜
産業部理次長	堯中高	消防本部長	喜博通吉
産業部設次長	堯藤松	消防本部長	明寿喜意正
建設部設次長	堯井崎	担当事務局長	善陽義種
建設部設次長	堯山谷	土地開発公社事務局次長	着吉森信
建設部設次長	堯赤山	土地開発公社事務局次長	田口田
建設部設次長	堯農萩	教育委員會委員長	辻野木橋
都市整備部理次長	堯阪三富	社会教育部長	本田高着
都市整備部理次長	堯笠田	社会教育部長	吉森信
改良事業部理者	堯木中井	社会教育部長	田北藤高
改良事業部理者	堯若岸仲	社会教育部長	中北藤高
水道事務部長	堯竹林	社会教育部長	北藤高着
水道事務部長	堯藤原	選舉管理委員會事務局長	吉森信
病院事務局長	堯光夫	監查事務局長	田口田

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
一本の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囁託速記士 中野満男

○
一本の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名委員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時15分開議)

- 議長（出原平男君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

ここで、会議に入る前に皆さんに御協力を願いしたいと存じます。

昨日、手厚い看護もむなしく御逝去されました故池辺秀夫議員さんには、われわれ同僚ともに御冥福をお祈りするため、慎んで哀悼の意を表し1分間の黙禱を捧げたいと存じますので、よろしくお願ひをいたします。

恐縮ですが、全員御起立をお願いいたします。

（黙禱）

- 議長（出原平男君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。藤原議員さん、奥村議員さんから欠席の届け出がございます。現在、22名でございます。

- 議長（出原平男君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成2年第3回定例会を開会いたします。

- 議長（出原平男君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。
- 議長（出原平男君） ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長（池田忠雄君） おはようございます。平成2年和泉市議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本市も市制施行以来はや35周年を迎えて、去る9月1日の記念式典も無事挙行することができました。これひとえに議員皆様方の温かいお力添えのたまものと厚く深く感謝をいたしております次第であります。この35周年を礎といたしましてさらなる本市の発展を期してまいりたい、このように存じておりますので、議員皆様方には、一層の御支援を相賜りますようよろしくお願ひを申し上げる次第であります。

なお先ほど、議長さんからお話がございましたように、市制施行以来、本市の議員さんとして、永年にわたりまして本当に御尽力を相賜ってまいりました池辺秀夫議員さんには、昨日、薬石の効なく御逝去されたわけでございまして、心から哀悼の意を表しますとともに、その御功労に深く感謝を申し上げるとともに、皆様方とともに故池辺秀夫議員さんの御冥福を心より御祈念を申し上げたいと存ずる次第であります。

さて、本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成2年度一般会計補正予算外15件、認定3件、報告2件、監査報告11件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

-
- 議長（出原平男君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、7番・赤阪和見君、8番・中塚新治君、9番・讃岐一太郎君、以上、3名の方を指名いたします。

-
- 議長（出原平男君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月19日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月19日までの18日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成2年10月第3回定例会)

発言順	1	発言者	早乙女実議員
発言の要旨	1 地価高騰と固定資産税“評価替え”について 2 同和行政について (1) 大阪「同和」保育研究集会について (2) 部落解放和泉地区教育研究集会について 3 開発行政について (1) 肥子町住民からの要望書について (2) 「開発指導」と「紛争調整」について		

発言順	2	発言者	須藤洋之進議員
発言の要旨	○ 地域整備について (1) 鶴山台太之坊池埋立跡地について (2) 北信太駅バス停について (3) 青少年指導員の身分保障について		

発言順	3	発言者	赤阪和見議員
発言の要旨			
	1	理事者の行政執行姿勢について	
	2	環境問題について	

○ 議長（出原平男君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、22番・早乙女実君。

（22番・早乙女実君登壇）

○ 22番（早乙女実君） 22番、日本共産党の早乙女でございます。発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1に、地価高騰と固定資産税評価替えについてであります。この問題については第1回定期例会において質問を申し上げ、回答もいただきましたが、高騰する地価問題についてでありますので、再度、お聞きをしたいと思います。

9月20日付の一般各紙は、国土庁が7月1日現在の基準地価を発表したことを報じております。2月にもお聞きをしておりますが、この基準地価の動向についてどのように理解されているのか、御意見を伺いたいと思います。また、合わせまして、和泉市でのデータについて御紹介をいただきたいと思います。

次に、公示価格、基準地価と地価高騰を示すものが報道されているわけですが、市民生活の面から気になるのは、やはり来年の固定資産税の評価替えだろうと思います。現在、具体的検討作業としては、どこまでおやりになっているのかをお教えいただきたいと思います。

また、2月議会、さらに、予算議会で質問をしておるわけですけれども、さきの地価高騰の現状を踏まえて、再度、固定資産税評価替えの中止についてのお考えをお聞きしたいと思います。

さらに、東京都が1988年に行いました都市計画税の軽減措置についての内容と御見解をお聞きいたしたいと思います。

続きまして、第2に同和行政についてであります。

（1）としまして、大阪同和保育研究集会についてであります。10月27日から28日に

第24回大阪同和保育研究集会が開かれると聞いております。このうち27日の全大会は、和泉市の解放総合センターで行われるということです。

そこで、お聞きをしたいわけですが、この集会のテーマはどのようなもので、主催される大阪同和保育連絡協議会と、また、第24回大阪同和保育研究集会実行委員会と和泉市とのかかわりについてお教えいただきたいと思います。また、全大会の内容について、保育園児の出演参加を予定されているように聞いておりますが、具体的にお答えいただきたいと思います。さらに、この集会のテーマや園児の参加について、保護者にどのような説明をされているのか、お聞かせください。

また、同和保育園4園における保育料徴収人員、金額における一般、同和の内訳数字についてお示しくださるようお願ひいたします。また、同和保育園における入園・入所基準はどのように行われているのかも合わせてお教えいただきたいと思います。

続きまして、同和行政の第2点といたしまして、部落解放和泉地区教育研究集会についてあります。先日、第6回部落解放和泉地区教育研究集会実行委員会発行のニュース「和泉教研だより」第1号、第2号を入手いたしました。この黄色いビラであります、その内容についてお聞きしたいと思います。

このニュースによりますと、第6回教育研究集会を来年1991年12月22日、23日に開催するため、6月12日に実行委員会が結成されたということあります。そして、その実行委員会の副委員長に市教委の木村吉男氏、同推4校池田辰男氏、5園高橋健氏、高校武内理氏ら行政関係者が名を連ねていらっしゃいます。また、実行委員会構成団体にも多数の行政関係者が参加しておられます。まず、この点について、このビラに示されている実行委員会への参加が事実であるかどうか、これは児童課も絡みますが、確認の意味で代表して教育委員会にお聞きをいたします。

次に、同じく第6回教育研究集会の基本構想が、案としてではありますが、発表されております。このテーマとされている山手中学校学力テスト反対闘争30周年を迎える解放教育運動を総括し、すべての子供の学力、能力を伸ばす地域教育運動をつくり上げよう、というテーマになつておりますが、このことについても御了解をされているのかどうか、教育委員会の御見解を伺っておきたいと思います。

さらに、「和泉教研だより」No2によりますと、第1回拡大事務局会議の内容として、その場に呼ばれておりました講師から「府下各地での学力・生活実態調査の現状と和泉での実施に向けて」という内容報告がされ、学力・生活実態調査を何としても和泉市で実施しなければならないと確認されたということあります。そこで、お聞きしますが、教育委員会として、こ

の学力・生活実態調査をどのようにお考えになっているのか。また、すでに実施する方向で検討しておられるとすれば、どのような方法、内容で行うつもりなのか、お教えいただきたいと思います。

続きまして、3番目の開発行政についてあります。

先日、肥子町の住民の方、小田町の住民の方、さらに、寺門町の住民の方から開発行政にかかわっての相談を連続して受けることになりました。住民の方々の要求はもっとなものでありますし、また、解決がなかなか大変であることも共通しているのであります。住民の方々には関係窓口を御紹介し、市や市議会への要望書の提出もお勧めし、すでに提出され、皆さん方も御覧になっているものであろうと思います。そこで、具体的な要求となっておりますものについて市当局の考え方をお聞きするとともに、開発行政のあり方について御質問させていただきたいと思います。

第1に、肥子町二丁目、板原水路沿いの道路に関してであります。具体的に要望が出ておりまし、各会派にも回覧されておりますので詳しくは述べませんが、サティー開店による車の通行増、車の転落事故の増加、ロック壁への衝突等、多大の迷惑を被っていることへの改善要望であります。

そこで、質問をいたしますけれども、要望書への回答の前提といたしまして、サティー出店計画に当たってこの道路の問題はどのように認識され、対応がなされたのか、御説明をいただきたいと思います。その上でこの要望に対する市当局の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、同じような小田町の住民の方、寺門町の住民の方からも要望があるわけですが、これはマンション建設あるいは宅地開発に伴っての環境悪化に対するものであります。そこでお聞きをしますが、昨年12月、ザンパークマンションとの関係で市にも質問をしたわけでありますけれども、あの場合は、いわゆる公共施設面の整備問題という形で宅地開発指導要綱問題についてお聞きをしたわけです。こうした問題については勉強不足でありますので、再度、開発指導の流れについて御説明をいただきたいと思います。

さらに今回、問題となっております駐車場に関する指導はどのようにになっているのか、お教えいただきたいと思います。

また、関連いたしましてこの市役所の裏、地番で言いますと府中町二丁目になるわけですが、マンションが建設されました。当初、田んぼを埋めて駐車場を確保するかのように見えていたわけですが、いつのまにか駐車場がなくなっております。建設中に通りかかった場合、シートを下に敷いて埋め立てておりましたので、仮設的で大変おかしいなと思っておりましたが、こ

のマンション建設時の指導はどのように行われたのでしょうか。また、結果として現在、駐車場が1台分もないという状況ですが、市としてこの状態にどのように対応しておられるのか、お教えいただきたいと思います。

また、市の高層住宅建設に対する指導要綱では、地域住民との協議をうたっておりますが、これは義務的にやられておるのか、あるいは努力的なものであるのか、そのあたりの指導ニュアンスはどのようにされておるのか。

さらにまた、堺市では、中高層建築物の紛争調整に関する要綱を策定し、工事に起因する紛争解決を図っているやに聞いておりますが、この内容についての御見解を伺いたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。答弁によりましては、自席からの再質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 計画課長（中屋正彦君） 大阪府地価調査によります基準地価格について2点の御質問をいただきましたので、計画課中屋より御答弁させていただきます。

まず、基準地価格の動向についてでございますが、大阪府における地価は、平成元年7月1日から平成2年7月1日までの1年間におきましては大きく上昇しております。なお、今年に入って鎮静化傾向を示し、特に4月以降は、急速に鎮静化しておる状況となっております。

対前年変動率平均値を申し上げますと、大阪府全体の住宅地の平均値は44.3%、商業地で32.6%の上昇率となっており、泉州地域では、住宅地が47.7%、商業地で45.9%ということで、府下平均値を上回った結果となっております。本市の結果につきましては、住宅地で43.4%、前年における平均値は53%であります。また、準工業地では39%、同じく前年が60.1%、宅地見込み地で34.8%、同前年が46.3%、調整区域内宅地で33.2%、同前年は36.5%、この数値は大阪府及び泉州地域の平均値より下回った結果となっております。

しかしながら、本年1月から7月までの半年間の変動率は急激な鎮静化傾向を示し、府下全域の住宅地で9.5%、泉州地域で8.1%となっており、特に4月以降では、大阪府平均で1.6%、泉州地域で0.7%、商業地域においても1.9%と地価の鎮静化は一層著しい状況となっております。

なお、今年に入り地価が急速に鎮静化した要因といたしましては、国土法に基づく監視区域の強化策として指定区域の拡大、届け出対象面積の引き下げや、国土法の改正に基づく1年未満の転売による投機的取引の抑制、公定歩合の引き上げや大蔵省によります不動産業者向け融資に対する総量規制といった金融政策等によるものと言われております。

次に、2点目の和泉市における基準地価格について御説明を申し上げます。

まず、大阪府地価調査による和泉市域内の基準地数は、21地点設定されております。基準地の用途別内訳は、住宅地が11ポイント、商業地が1ポイント、準工業地が4ポイント、宅地見込み地が1ポイント、市街化調整区域内の宅地で4ポイントの計21ポイントでございます。このうち3ポイントの基準地につきまして、所在地、価格、土地利用の現況等について御紹介を申し上げます。

まず、基準地番号和泉フ8番、和気町181-1の旧集落地域内の住宅地で地積が34.3m²、JR和泉府中駅まで約1.5kmの地点であります。昨年7月1日の価格が1m²当たり23万5,000円、今回31万5,000円、上昇率にして約34%であります。

次に、基準地番号和泉フ4番、小野町23番29の小規模住宅地内の住宅地でございまして、地積が102m²、JR北信太駅まで約1.5kmの地点で、昨年の価格が20万9,000円に対しまして今回は32万円、上昇率にして約53%であります。

次に、基準地番号和泉フ10番の2、下宮町314番の1、国道170号線沿いの住宅地でございます。本地点は市街化調整区域で地積191m²、泉北高速鉄道光明池駅より約6.3kmに位置しております。昨年の価格が7万5,000円、今回が10万円ということで、上昇率にして約33%であります。

以上が、大阪府より公表されました代表3地点における基準地の標準価格及び対前年変動率でございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 資産税課長（加久本良一君） 次に、資産税課加久本の方から固定資産税の評価替えについてお答え申し上げます。

まず、固定資産税の評価替えの作業の状況並びに評価替えの中止の件でございます。近年、首都圏に端を発しました地価高騰は、大阪圏域もかなり影響を受けまして、国土庁で発表されました地価公示価格並びに先般発表されました大阪府基準地価格におきましてもかなり上昇が見受けられます。

固定資産税の評価額は、自治省が示します評価基準によりまして、その土地の適正な地価ということで地方税法にもうたってございます。この価格の中には、買い急ぎや将来への期待価格並びに見込み価格等が反映されるなど、不正常な要因が多分に含まれていると思われますところから、これらの不正常な要因を除いた適正な地価といたしますため、不動産鑑定士による土地の鑑定価格または土地取引精通者による精通者意見、そのほか税務署の相続税評価額や地

価公示価格等を参考にしながら、地方税法に定められている来年2月末までに価格の決定を行なうべく、目下のところ、鑑定作業等正常な売買価格の把握をするため、目下、鋭意進行中でございます。また、前段で申し上げましたように、正常な売買価格の上昇が見込まれる状況の中でございますので、現行法の趣旨から来年度の評価替えにつきましては避けることのできないものでございます。

次に、都市計画税率の件でございますが、東京都における都市計画税率条例改正の状況でございますが、昭和63年度に行われておりますと、その主な概要といたしましては、都内23区内は、住宅用地の一部税額を2分の1の軽減、また、都下26市では、100分の0.3の税率を0.28から0.22の間に各市まちまちの状態の改正となっておるわけでございます。

以上が、東京都の状況でございます。

この点につきましては、都市計画税は目的税の性格からして違法であるとは断定できないが、このような改正は不適当であるという趣旨の自治省の見解が示されているところでございます。本市の場合におきましては、今後なお一層増大する都市計画事業の財源確保の必要性からも都市計画税への依存度が最も高く、現行税率を見直すことが困難な状況であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（出原平男君） 次。

○福祉事務所次長（坂田平之君） 大阪同和保育研究集会に関する6点の御質問につきまして、児童課坂田より答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の集会テーマでございますが、「部落差別の現実と解放運動から深く学び保育内容を創造しよう」をメインテーマといたしまして、4つのテーマがございます。①国の保育・教育切り捨てて反対し、保育者集団の団結で子どもの保育権を守ろう②子どもの権利条約の早期批准とすべての子どもの人権の保障を進めよう③人種差別撤廃条約の早期批准と部落解放基本法の実現を目指そう④被差別の子どもを切り捨てる新保育指針を批判し、人権の視点で指導計画をつくりあげよう……、以上のテーマでございます。

保育研究集会開催と和泉市ののかかわり合いについてでございますが、大阪同和保育連絡協議会が主催する大阪同和研究集会の開催地につきましては、府下を10ブロックに分け、輪番制で開催することになっております。今回の第24回大阪同和研究集会につきましては、泉北ブロックが開催地に当たり、大阪府、大阪市とともに本市、泉大津市、高石市、忠岡町の泉北3市1町が後援いたすものでございます。

3点目の全大会の内容についてでございますが、日常保育の中で地域に密着し、大切にして

いる保育内容の一部を披露するものでございます。地域が誇る自然と文化をテーマに信太山盆おどり、信太山で①竹で遊ぼう②野ねずみのすみかづくり、みんなでチョゴリきておどるねん、地域ぐるみで秋まつり、口頭詩を5歳児の保育園児、幼稚園児が演じることになっております。

保護者への通知でございますが、園児が参加することを10月の園だよりで保護者へ通知いたします。

5点目の同和4園における措置人数と保育料でございますが、平成元年度の決算ベースで申し上げます。同和4園の合計の措置人数は延べ4,152人、1カ月当たり346人、保育料は2,045万2,000円、1カ月当たり170万4,000円となっております。その内訳といたしまして、同和保育対象人数は延べ2,824人、1カ月当たり235人、保育料は657万9,000円、1カ月当たり54万8,000円となっております。一般保育園の要対象人数は延べ1,328人、1カ月当たり110人、保育料は1,387万3,000円、1カ月当たり115万6,000円となっております。

6点目の同和保育園における入所基準ですが、先生も御承知いただいているとおり、日々保育に欠ける児童を措置することといたしておりますが、同和4園におきましては、同和施策対象者について全員入所を原則として対処いたしておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（出原平男君） 次。
- 指導部長（木村吉男君） 部落解放和泉地区教育研究集会につきまして、指導部木村よりお答えいたします。

まず、実行委員会への参加についての確認の件であります、間違っておりません。

次に、2点目のテーマについてであります、テーマを含めまして第6回の教研集会の運営につきましては、現在、検討段階であります。

最後に、3点目の学力・生活実態調査についてであります、いさゞぐ市独自に実施する考えはありません。昨年11月に府の教育委員会が実施いたしました、この種の調査の分析結果を見まして判断いたしたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 産業部次長（高三一行君） サティー出店計画に対する周辺対策について、商工課高三からお答えいたします。

大型商業建設ということから出店に伴います環境問題につきましては、十分検討が必要だと

いう観点から、商工課が窓口になりますて、ニチイ側より提出されました計画図及び概要説明に基づきまして、総合的な指導を行うべく各関係課と合同会議を重ねますとともに、各専門分野につきましては、各原課で協議を重ねていただきまして、各原課より指導項目を出していただき、関係各課とともに出店側に対しまして指導を行ってまいったものでございます。

お尋ねでございます出店に伴います顧客進入路につきましては、第2阪和国道より出入りを行うよう指導いたしまして、和歌山方面からと大阪方面からの2ルートを設けまして出入りを行っているのが現状でございます。その後におきまして近隣住民よりの御要望につきましては、内容に応じ関係原課において対処をしていただいているような現状でございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 肥子町の住民の方より国道26号線の板原交差点より板原水路沿いに肥子町に通じる道路整備につきまして要望を受けております件につきまして、道路課谷よりお答えいたします。

1つは、車両通行に対して路肩が耐えられる構造にしてほしいということ。2つ目には、自転車及び歩行者の退避場所を設置してほしいというものです。この道路は、国道26号線から市道府中和気西線に通じているためにかなりの車が通行しております。しかし、一部幅員が2m前後と狭いところがございます。しかし、この道路は、里道で生活道路であります。現在、こうした生活道路整備事業は舗装だけを行っておりますが、御要望の構造物につきましては事業の対象外となっておりまして、対応できないのが現状でございます。しかし、ここの場合、板原水路を暗渠にいたしますと幅員が5~6mぐらいに拡幅できます。拡幅については財源問題とか、あるいは水利組合の了解等大変難しい問題がございますが、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 都市整備課参事（上出 卓君） 開発行政についての御質問のうち開発指導と紛争調整について、都市整備課参事上出から答弁いたします。

まず、開発指導協議の流れでございますが、本市において宅地分譲、マンション建設を行おうとする場合には、法律に基づく申請に先立ちまして、市の条例でございます宅地開発指導要綱による事前協議書を提出していただくこととしてございます。この協議によってより良好な町づくりを進めると同時に、公共施設整備についての応分の御負担を願っているものでございます。

実際の協議内容は、道路、公園、排水、給水、交通、教育、消防等多岐にわたっておりますことから、開発規模等に応じて関連のある各原課に申請書の写しを配付いたします。各原課では、それぞれに市の要綱基準に沿って申請内容を審査し、指導内容を書類として整理いたします。これらの各原課の意見、指導内容は都市整備課で集約した後、申請者に手渡されます。申請者は、これらの意見、指導内容によって図面の手直しを行った後、直接関係各課を回って協議、調整いたします。合意いたしました時点で、その課については協議成立となり、各課長の決裁を得てそれぞれ完了いたします。

次に、私ども都市整備課では、こうした関係各課で協議成立した内容について点検、調整の上、覚書にまとめ上げます。この覚書は、開発者と市長との間で交わるものでありまして、開発に係る一切の契約書でもございます。

以上、ここまでが独自の市の要綱に基づく手続でございまして、これが完結したものについて、初めて法的な開発許可申請または建築確認申請を大阪府へ経由させていただいているものでございます。

次に、駐車場の整備基準について御答弁申し上げます。

要綱の中では、住宅1戸について1台の駐車用地を確保することと規定しております、このうち2分の1台については、区域の近隣での確保もやむを得ないとしてございます。また、これに関連いたしまして、市役所裏のマンションに駐車場がない件についてであります。これは申請当初、1階部分を駐車場とし、さらに不足分を近隣で確保の上、2、3階に住宅を設ける計画でございました。市の基準に適合しておりましたことから、協議成立の後大阪府へ建築確認申請を経由したものでございます。

その後、市に無断で設計変更申請をなし、1階も住宅としていることが判明いたしましたので、直ちに開発者に対して駐車場を設置するよう指導しましたところ、開発地の隣地に工事用として借地している場所を駐車場に整備したい旨の提案がなされました。市でこの提案について検討した結果、すでに近隣地において一定台数の契約がされていることと合わせて判断の上、開発者の努力として認め、一応の協議成立とした経過がございます。

しかしその後、再度市との協議を無視し、先生が御指摘のとおり、隣地の駐車場が跡形もなくなっている状態で、まことに残念に思っているところでございます。途中、1階が駐車場でなくなった時点で工事中止の仮処分等も検討いたしましたが、変更の内容が法的に違反していないところから、対応に苦慮してきたことも事実でございます。ただ、結果といたしまして、市との協議内容を重ねて無視したことになってしましましたので、改めて駐車場設置について強力に指導しているところでございます。今後の開発者の姿勢によっては、何らかの対応をと

らざるを得ないものと考えてございます。

次に、中高層住宅建設に関する指導要領でございますが、これは本市におきましても、近年、中高層マンションの計画が増えてきたことに伴い、開発指導要綱の中で内規として定めて運用しているものでございまして、建物の高層化から生じる周辺との摩擦を少しでも少なくしようとするなどの目的で指導しているものでございます。

高さが10mを超える3階以上の建物については、地域住民と協議を行っていただいておりますが、いわゆる同意証は必要書類としてございません。ただ、建設によってテレビの電波障害が生じることとなる場合は、その対策について、地元との協定書を締結することとしてございまして、今までにすべての申請者の方に御協力をお願いしてございます。いずれも法的には根拠がないものの、市として独自で行政指導を行っているものでございます。

最後に、堺市の中高層紛争調整に関する要綱についての見解でございますが、以前、堺市よりこの紛争調整要綱をちょうどいいとして検討した経過もございます。その内容は、周辺住民、開発者の双方から市長宛に紛争の調整を申請し、市長は、調整委員さんを通じて仲裁案を提示するというものです。堺市の場合は、建築主事を置いて建築確認申請事務を行っておりまして、マンション建設も数多く、当然、紛争も多発していることから、やむを得ず紛争調整要綱を制定された模様であります。しかし、その運用の実態につきましては、法的な裏付けなり強制力が全くないことなどから問題点もあるやに聞いておりますので、本市におきましては、今後とも慎重に研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 22番（早乙女実君） 今回は、1つずつ順番にやらせていただきます。

最初に、固定資産の評価替えの問題なんですが、前回お聞きした回答を繰り返されたわけで、中止の意思はなかなかないようです。これは前回にも申し上げたと思うんですが、1969年の評価替えのときは見送られ、1973年のときはいわゆる特例が設けられ、特に住宅関係については、住民の側にとっては軽減措置がとられ、改善がなされております。こういう事態を考え合わせまして、市の態度が全然変化していないというのも、先ほどの計画課の説明と合わせますと、何となく鎮静化しているし、これだけ上がったのだからしようがないという感じかもしれません、再度、データ的なものも含めてお聞きしたい。

28日に先ほど、課長の方から報告された自治省の分が発表されております。中央固定資産評価審議会におきまして、いわゆる宅地で28.5%引き上げるという報告が了承され、正式決定されたということが各紙の夕刊で報道されております。先ほど、基準地価格の数字をお知らせいただいたものよりは、全国的なものも含めて若干低めだということをマスコミも報道して

おります。ただ、大阪市は1.54倍に上昇したということははっきりしたわけです。

こういう具体的な数字が出ていることを前提にして、もちろん、私としては評価替えは中止してほしいわけなんですが、こういう自治省から示された後の流れは、すでに大阪府との調整はやっておられるとは思いますが、新聞報道によりますと、今回、大阪府は、各市町村の最高地点評価替えを決定してそれぞれ進めていく。すでに大阪府は、基準地価格を示しているのではないかと言われております。この辺の流れについて、実際の作業工程の中でどうなっているのか、再度、お聞きをしたいと思います。

それと、東京都の件に対する考え方なんですが、自治省見解があると言われましたが、どちらの側に立つかです。はっきり言って各自治体の判断というか、自治省が示していることでも、行政の中では不満なことが一杯あります。その辺では、鎮静化しているもののこれだけ高騰したものに対する住民負担をどう考えるか。もちろん、都市計画税は事業とのかかわり合いがあるんでしょうが、そのときどちらを選ぶかについて、市の姿勢が問われているわけです。自治体が自主的に独自で決めるということがあるわけですから、もっと真剣な検討がなされていいのではないかと思うわけです。先ほどの大阪府が示されている問題と合わせて、再度、お聞きをしたいと思います。

合わせまして、予算委員会でもわが党の議員が質問をしたわけですが、こうした固定資産税評価に対する不服審査の制度があります。これの申し出件数をお聞きしましたが、あのときの答弁では、ここ5年間はゼロだとおっしゃいました。再度、確認の意味でこの数字については間違いないかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

以上、お答え願いたいと思います。

- 資産税課長（加久本良一君） 資産税課加久本よりお答え申し上げます。

評価替えの流れということでございますが、9月28日付読売新聞でございましたか、中央固定資産評価審議会の方で承認されたというニュースがございました。その中では、28.5%という数字がございます。国レベルの中央固定資産評価審議会では、大阪府のみならず各都道府県それぞれ基準地価格の承認ということでございます。各市の基準地の承認は、大阪府の固定資産評価審議会というところで諮られるわけですが、それを待ってその後、市町村の実際の具体的な作業行動に移る流れになろうかと思います。大阪府の審議会が開かれる時期が11月末ごろだと承っておりまして、各市の基準地価格そのものの決定が、大体11月末ごろではなかろうかという想像でございます。そのかたわら、もちろん本市も含めまして各市が、先ほど申し上げました不正常な要素を取り除くため、土地の鑑定やその他資料等を下、集約中であるということでございます。

次に、都市計画税の関係でございますが、先ほどもお答え申し上げましたとおり、本市の場合は、なお一層都市計画事業が増大する最中でございまして、財源の確保の必要性については、あくまでも固定資産税、都市計画税への依存度が高いということで認識しているわけでございますので、現況では、かなり改正は困難ではなかろうかと考えているわけでございます。

それから、審査の申し出件数でございますが、一度お答えさせていただきましたように、過去5年間は、審査の申し出件数はございません。過去にございませんと申しますのは、受理、不受理の点もございます。申し出されましても、取り下げられた件数等は含んでおりません。いろいろ数字のやり取りがあったと思われるわけですが、最終審査の申し出があったとされる件数は、過去5年間はないわけでございます。

さらに、遡及してみると、昭和58年に1人が4物件、昭和55年に3人から3物件ということで審査の申し出がありましたが、これらは定められた手順に従いまして審査を行いました結果、いずれも却下となっているわけでございます。

以上でございます。

○ 22番（早乙女実君） 今、お聞きをしたわけですが、この分で一般紙に報道されたかどうかわかりませんが、日本共産党の機関紙「赤旗」では、大阪市の議会であったやり取りが報道されております。そこで答弁に立った磯村助役がこう言っておられます。先ほど来のいろんな答弁を聞いておりますと、内部調整も含めて鑑定士さんも入れて努力されているということですが、これだけの問題について、大阪府あるいは国に対して住民にとって負担にならないような改善要望が全然答弁の中にも、考え方の中にも少しも入っておりません。その辺について大阪市の助役さんは「住宅用地の特例措置がないこともあるって、納税者に相対的に大きな負担感になっている。制度面から検討して、5月18日の政府税調に改善要望をした」という回答をされております。

先ほど、具体的にそういう努力をしたかどうか、については聞かなかったんですが、当然、行政としていろんな問題点について、上級官庁に対して働きかける、ましてや、大阪府の方で決定されるのが11月末に示されるという御答弁をされておりますので、まだまだ時間的に余裕はあるわけです。この点では、要望の意思あるいは働きかける意思は全くなかったんじゃないかな。そんな気がするんですが、この点が1つ。

それと、いわゆる不服審査についてはゼロ、その後の問題も含めてですが、取り下げは含んでいないという答弁です。何となくそういうことを聞きますと、窓口ではかなりの説明というか、懇切丁寧にやられて受け付けを減らしたと思われます。それをどう見るかということですが、ちょっと気になります。その点では、住民の権利としての不服審査に対して、うがった言

い方をすればやめさせた、そうは思いたくないんですが、そういう意思があるんではないか。ちょっとそのように疑えるニュアンスの答弁になっております。その辺についてはどうお考えか。

この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

- 資産税課長（加久本良一君） お答え申し上げます。

要望につきましては、各市町村が団体として組織化されております近畿都市税務協議会等によりまして、本年度についても、国に対しまして要望という形はしておりますということで、最近に報告を受けております。その情報資料でございますが、まだちょっと手元に届いておりませんので、どのようなものかについては、文書的には確認しておりませんが、そのような情報として承っております。各市がそれぞれ要望等を取りまとめ、集約して国の方に出されたものでございまして、各市それがこの問題について、幹事市等は各市が交代でやるわけですが、そこを通して取りまとめているという手順で報告を受けております。

それと、取り下げはなかった、ということのかかわり合いでございますが、もちろん、不服があるから申し出をされるわけでございますので、一定どのような不服かということを書類の中に記入していただくわけでございます。しかし、なかなか税に対する御理解をいただかない不服が多くございまして、審査申し出の前に税に対する基本的な認識をなさっておらない形が相当ございます。

申し出をしていただく前にどのような不服があるかということは、固定資産税の担当といたしますは、責任上、相談または御説明は必ずする義務があろうかと思うわけでございます。そのような中では、不受理と申しますか、申請はせずじまいに終わるということもあるわけでございます。中には、申請をされた後取り下げていただいたということもあるかもわかりませんが、そのような数字は含んでおらないということでございます。御理解のほどをお願い申し上げます。

- 22番（早乙女実君） 最後にしますが、大阪市の例を述べたわけですが、そういう市町村の連合体というか、税の組織があるんでしょうが、具体的に阪南各市は、特に上昇率が高いわけで、そういう中での和泉市において、皆でやっているからいいんだということではなく、行政責任者としての主体的な努力をしていただきたい。税の問題は、全国的に大きな課題になっておるわけで、その辺について強く要望しておきたいと思います。

もう1つの不服審査の問題ですが、中止していただければ一番いいわけですが、そうならない場合は、当然、上がったことに対する住民からの要求が出てくるわけです。今、おっしゃるように若干の認識が足らないために間違った書き方とかはあるかもしれません。ただ、今まで

の経過から見ても、大変受理数が少ないということは、一方的な独断で反論があるかもしれません、事なき主義で回っているんじゃないかな。

来年度に向けての不服審査の申し出に当たっては、節度ある住民の権利として保証し、ちゃんと不服を受けて審査をやっていく立場を堅持してほしいと思います。確かに受理すれば、いろんな評価点の問題などもすべて洗い直していかなければならないので、事務量も大変な問題が出てくると思います。ただ、鑑定士さんも入れた不服に対する審査の制度あり、審議会もつくられているわけですので、それを使いこなすと言えばおかしい言い方ですが、後々、和泉市もそういうシステムを行政的に拡大、確立して進めていく。どんなものが出されても対応できるという、住民からの要望にこたえ得るように改善されるよう要望しておきたいと思います。

続きまして、同和行政の問題です。集会テーマを教えていただいたわけですが、その中には、はっきり言いまして皆さん方の中でも、評価や意見を異にする内容が含まれていると思います。例えば解放運動に深く学ぶ、とあります、この解放運動の中身は何かとなれば、全く意見も分かれるだろう。私は、特定団体のものではないかと指摘をしたいわけです。あるいは部落解放基本法の実現問題にしても、私自身は非常に問題があると思います。私ども日本共産党としても、このあり方は、今までからも国民融合の立場から、法期限後の問題のあり方として批判をしているわけです。

保護者の中にも、そういう意見を持っている方もおられるのではないか。当然、保育園に子供さんを預けておられる方々の中には、いろんな考え方の人がおられます。このテーマにまるまる大賛成の方がどれだけいらっしゃるかは、判断のしようがないという気がします。

この内容についても、取り組みの中身の説明だけだったんですが、若干補足しますと、「信太山盆おどり」はくすのき保育園の五歳児、「信太山で竹であそぼう」はひまわり保育園の五歳児、「野ねずみのすみかずくり」は幸幼稚園の五歳児、「みんなでチョゴリきておどるねん」は幸保育園の五歳児、「地域ぐるみで秋まつり」はあさひ保育園の五歳児という中身です。しかも、問題になっているのは、時間が27日土曜日の午前10時から12時。まるまる設定保育時間の中に入っている。措置の真っ最中です。

先ほど、措置の保育料で聞いたんですが、かなり一般保育料を払っている方もおられます。同和保育園に限らず、先ほど聞いた入所基準にしても、保育に欠けるという判定をされているが、別に同和行政の内容についての問題点を入所の判断基準にしていない。そういう点から考えますと、この研究集会のテーマについては、子供にとってはしようがないと思いますが、親の方で納得しようが納得しようまいが、五歳児全員を出演させるという問題については、行政

として大変な問題があろうと思います。その辺について再度、お聞かせ願いたいと思います。

- 福祉事務所次長（坂田平之君） 五歳児の出演についてお答えさせていただきます。

各保育園での保育の中では園外保育を多く取り入れ、保育所間の園児の交流を保育方針といたしております。同和園の交流場所は、信太山丘陵や幸青少年センター、解放センター等地域の施設を利用いたしております。今回の第24回大阪同和保育研究集会に五歳児全員を参加させることも、日常保育の延長として位置付けておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

- 22番（早乙女実君） 誤解をしてもらったら困るんです。私は、研究集会をやるなどは言ってない。集会のテーマと行政の目的が完全に一致しているかどうかです。いろいろ挙げている中に新保育指針という問題があります。この考え方は、これを批判し云々という先ほどのテーマ、スローガンは、まさに1民間運動団体の方針でしかあり得ないはずです。なぜならば、児童課として新保育指針についての研修会をやられております。勉強しようということで保母さんを集めてやっておられる。研修会までやっておられる中身を批判するようなテーマを掲げた集会に行政として五歳児を全員参加させることについては、親の方からも不満が出て当然なはずです。行政側としても一致していないんじゃないかな。この辺について先ほどの回答では、府下を10ブロックに分けて開催されてきているということですが、お隣の堺市で何年か前に開催されたはずですが、いつやられていますか。

- 福祉事務所次長（坂田平之君） 一昨年、やられております。

- 22番（早乙女実君） 堺の例ばかり出して申しわけないんですが、3年前にやられた堺はどういう状態だったか。最終的には、保母も園児も自主参加。行きたい子供だけ、保母も自主参加で全員じゃない。当日は、集会場所へ行く子供と、親が園に連れていけば、五歳児を追い返すんじゃなくその園で保育をするということになった。これが結論だった。その辺からいっても、和泉市のとっている行政の態度は非常に問題があるんじゃないかな。

さらに、本当に考えてほしいのは、実際にやられるとき、これは運動会の時期なので、子供にとっては、運動会の行事の練習と研究集会の練習を二重にやっていくわけです。たまたま和泉市では、運動会が終わって後から再度練習に入るようになっていると聞きます。堺ではどうしたか、親の要望があって園児の負担を軽くするよう、園児が日ごろやっている中身を発表させ、参加させな、ということでしたが、参加させるならば、最終的に園児の負担を最小にしろということで、逆に特別な取り組みをやらせなかった。

和泉市では先ほどの説明を聞くと、1つのシナリオで信太山という地域とのつながりということです。同和4園でこの1つのシナリオにきっちり子供を合わせて練習をやらせる。まさに

行政と一体になった、この集会に向けてのイベントと取り組みになってしまっている。本当に行政が主体性に1人1人の子供の問題を含めて真剣に考えているとは思えません。21世紀に向けて差別を持ち越さないと言いながら、子供たちの保育問題をどう基本的に考えているのか、大きな問題があるだろうと思います。

これは指摘にとどめますが、お隣の堺市が自主参加の取り組めた強い行政姿勢については、堺市が全部いいとは思いませんが、この問題に関して自主参加にしたという方は、大いに模範にしていただきたいと思います。今後ともいろんな研修会に関する問題も含め出てくると思いますが、こういうとき、1年半後に控えた法期限後の本当の同和行政、差別をなくしていくあり方について一層検討していただくようお願いをして、この問題を終わらせていただきます。

続きまして、中身は似ていますので、考え方も基本的に変わりませんが、教育委員会問題についてやらせていただきます。テーマと内容について検討段階とおっしゃったんですが、この教研ニュースで見る限り非常におかしい。実行委員会任せでおやりになっているんじゃないかな。先に示した実行委員会の教研ニュースNo.2は、できればコピーして皆さんにお渡ししたかったんですが、「教研の基本構想を確認した」と書いています。

こういうことから言えば、今、教育委員会としてテーマと内容について検討しているというのは、どう考えてもこのニュースそのものについては、逆にいえば、このニュースをつくっている実行委員会の事務局に抗議せなあかんとなってくる。しかも、検討すると言われたが、これは先ほどのテーマと同じ立場で言いにくいことは言いにくいんですが、いわゆる文部省主導で押し付けがやられたと思ってますよ、この学力テスト問題についてはね。

ここに書かれているように反対闘争を強化したが、教育委員会は率先しておやりになったと思います。われわれは、学力テストは上からの押し付けで教育基本法にも反するということで反対しました。あの当時の教育委員会というのは、たしかそうじゃなかったと思います。そうすると、この評価は全く逆なんですね。今、教育委員会が検討されているというんですが、この辺については見解をお変えになっているのかという気がします。学力テスト問題についての評価を変えられることはいいことなので、それはそれでいいんですが、ただ、実行委員会に参加をされ、名前も挙げられ、それを確認されたと言われ、しかも、意に反するテーマを掲げてあると判断せざるを得ないと思うんですが、それを検討するとおっしゃっているわけです。まさに行政の主体性のなきを表したものであります。

先ほどの児童課の回答と合わせて同じように教育委員会として全く筋が通っていないと思います。さきの保育問題と同じですが、私は、何も集会を止めろと言ってない。一運動団体が教

育のあり方について考えることを何も否定すべきものではない。当然だと思います。ただ、それについて本当に中立であるべき教育委員会として全く評価が割れるであろうし、先ほどの児童課と同じように、教育委員会そのものとしても問題であろうというべきスローガンを掲げてやっているところに問題があると思います。先ほどの児童課の方は後援なんですが、こちらは実行委員会参加なんです。かなり明確に構成団体になっているというところは、児童課以上に大問題ではないかと思います。時間が余りないんですが、この辺について再度、お聞きをしておきたいと思います。

もう1点、お聞きをしておきたいんですが、昨年11月に大阪府が実施され云々と言われた学力・生活実態調査についてお聞きをしておきたいんですが、この内容については、産業文教委員会にも全く報告されておりません。中身もわかりません。この問題だけでも大論議をしたいんですが、今回は置いときますので、どういう内容のものかについて、資料だけ請求しておきます。大阪府でまとめられているようですが、結果の発表は、先ほど答弁がありましたようにまだ出てません。けれども、どんな調査がやられたのか、本来ならば議会に報告があつてしかるべきだし、当然、その内容を知ってこの場で論議したいんですが、全く示されておりませんので、資料請求だけしておきます。

ただ、ここで問題にしたいのは、「教研ニュース」No.2では、10月29日、解放総合センター4階で「箕面市教育総合実態調査結果と学力保障の課題」ということで、1988年に箕面市が行った学力・生活実態調査の内容について検討会をやられるということになっております。だから、実行委員会では、来年の教研集会に向けて和泉市での学力調査をやる前提として箕面市がどうだったかを勉強しようとしているわけです。

その辺からどうも実行委員会と教育委員会は、先ほどの答弁によると別のことを行っているみたいです。しかし、形から言えば、明確に教育委員会だけでなく児童課も入っておりまます。高校の校長先生の代表、小中学校の代表、さらに、実行委員会の中には保育所の園長先生も入っておられます。そうなってくると、本当に実行委員会と教育委員会、児童課、今回、児童課は聞いてませんが、本当に責任を持っているのかどうか。この実行委員会とは一体何なのか。もし、こんな状態でここに書いてあるような学力調査をやるとなると、大変な問題が出てくるんじゃないいか。

皆さんは御存じかもしませんが、教育実態調査をやるということで、今、福岡県で大問題になっています。部落解放、同和地域そのものが、混住が進んでわかりにくくなっている。逆に学力テストをすることについて、どの子にやるんですか、というぐらいわかりにくくなっている。学力テストをやるということは比較をすることです。何と何を比べるかということはおわ

かりだと思う。今、運動団体が地名総鑑をつくるなと批判していますが、逆にいえば、小中学校の中で地名総鑑的なリストをつくることにつながるんではないかということで、今、福岡県の学力調査は大問題になっています。

今、非常に気になっているのは、先ほどの答弁の中で出てきたのは、その意味で検討し、責任が全然ないという2つの実行委員会とのあり方みたいになっています。この辺について、再度、どういう教育委員会のお考え、御認識をお聞きしておきたいと思います。

○ 指導部長（木村吉男君） 例えば教研集会における全大会あるいは分科会のテーマについての御指摘でございますが、この点につきましては、あくまでも討議の柱でありまして、賛成とか反対であるという考え方、立場を示したものではないと考えております。

それから、府が実施いたしました学力・生活実態調査の資料提出についての件でございますが、議長さんと相談させていただきます。

以上でございます。

○ 22番（早乙女実君） 時間も1時間を過ぎましたので、最後に簡単に指摘をしておきます。言いたいことは、2番目の質問で全部言いましたが、最後に再度、言っておきます。

行政としての参加する姿勢というか、これは第6回の教研集会に向けての実行委員会ですから、この第5回までがどういうふうにやられてきたのかについては、私は認識していないんですが、今までやってきたからということで安易に継承しているんじゃないかな。先ほども言いましたけれども、地域改善の対策事業の財特法はあと1年半。ハード面については、いつも堀さんなんかから議会で答弁をもらっており、かなり見直しのプランなどもいただいております。

しかし、ソフト面のこうした児童課や教育委員会に関する問題はなかなか表に出ないし、指摘もしにくい。しかし、それをいいことに実行委員会への安易な参加などをすると続けてきている。集会そのもので大いに議論し、差別をなくしていくことは大いにやったらしいと思います。だけど、内容面については、テーマに掲げる中身がかなり食い違う問題について、本当に行政としての主体性を持って意見を出し、指摘をして対処していく姿勢がなければ、21世紀に向けて差別をなくしていくのは不可能だと思います。逆に行政がそれを押しとどめていると言わざるを得ない。この辺については、今後、一層の努力を要求してこの問題は終わらせていただきます。資料については、ぜひ出していただくよう要望しておきます。

最後に、建設部の問題ですが、住民要望については、御回答いただきましたように大変難しいし、財政的な問題もあると思います。特に肥子町の問題は、サティーができるまではそれほどではなかったと住民の方も書いておられます。その辺では、いわゆる行政も認めた開発絡んだ、商調協などで話し合ったその結果の中でこういう問題が出てきた。行政のはざまと言う

か、大阪府の河川水路沿いですから、大阪府や水利組合とのかかわりあいなどいろんな問題が絡んで難しいとは思います。しかし、困難は困難として当然あるでしょうが、行政側が認めた開発の中でさらに悪化した問題ですからね。先ほどの御答弁では、今後、検討ということですが、住民の要望にこたえるような形での解決になるよう御努力を要求しておきたいと思います。

2点目の開発行政の問題ですが、特に市役所裏のマンションの件ですが、都市整備課の方では仮処分も含めた御検討をされたということですが、僕らから見ますと、なまっちょろいという感じがするんです。本当にそれだけしか権限がないのか、何とかできないのか、非力な行政というのが素朴な市民感情だろうと思います。先ほど、何らかの形で対応しなければならないと言われましたが、どこまでできるんでしょうか。それだけちょっと。

- 都市整備課参事（上出 卓君） この件については、府や国の御援助はいただけない、市単独で処理していかざるを得ないという状況でございますので、非常に苦しいところでございます。それと、どうしても話が後追いになっていくということもやむを得ないということでございますので、その意味での対応ということでございます。

具体的に申し上げますれば、今後、この会社から出てくる開発申請については、少なくとも、慎重にやっていかなければならないんだろう。二度と同じ間違いを同じ会社にやらせるということは極力避けたいという姿勢でやっていきたいと思います。

- 22番（早乙女実君） その辺との絡みで以前、泉南でしたか、建物、構造は違いますが、ラブホテルの問題がありました。それに対する水の供給停止という行政的な対応をやられたことがあります。先ほど、堺市の中高層建築の紛争調整の件で聞いたんですが、実際、堺市がそういうものをつくった背景は、環境悪化に対する住民からの苦情や業者とのトラブルの多発の中でそのシステムがつくられたものだと思います。

その中でいろいろ勉強してわからなかった点として1つあるのが、私も以前、堺において住民相談を受けたとき、違法建築に対して監察課があるんですね。その辺の制度の違いについては、私がどこが窓口か、と聞きましたら、御回答された上出さんのところだということなんですね。大阪府との関係になってくるとおっしゃってますが、若干、制度の違いについて、簡単に結構ですから御説明いただきたいと思います。

- 都市整備課参事（上出 卓君） 御説明いたします。

議員さんが申されました。堺市と和泉市の違いでございますが、大阪府下では、大阪府を含めまして45ほど役所がございます。その中で大阪府庁も含めまして13ほどが特定行政庁として、建築確認申請に直接携わっております。阪南では堺市と岸和田市、それと大阪府でございます。それ以外の各市町は、大阪府が行う建築確認申請業務をお手伝いしているという立

場です。

当然、職員組織も全く違います。堺市では1部4課でしたか、総員で80名ほどの職員が動いてございます。その中で監察係がございまして、堺市の中での違反についても直接手を下しておられます。岸和田市でも建築確認申請そのものは和泉市よりは少なうございますが、1課4係でしたか、開発指導課というものがございまして、総員で20名ほどの職員が動いております。当然、同じように監察係というものがございまして、直接やっておられます。

ただ、私どもの場合は経由庁という意味でございますので、そういう係というものは持ってございません。単なる経由事務の範囲内で動かざるを得ない、直接監察をやっていけないという制度上の違いがございます。

以上でございます。

- 22番（早乙女実君） 特定行政庁問題でお答えをしてもらったんですが、今、御説明があったみたいな開発調整の窓口は上出さんのところで対応され、違反建築の問題も、開発申請も全部カバーされている。これでは対応できないのが当たり前じゃないかという気がします。そのために特定行政庁問題を聞いたんですが、これは市の総合計画では、現在の人口14万人が中央丘陵開発も含めて18万、20万人を目指すと言われております。当然、開発行政に絡んで特定行政庁問題が出てくると思います。そうなったときに初めて考えるのか、あるいはそうなる以前から対応していくのか。

実務的には大阪府でやるにしても、かなり各原課できちんと対応できるような調整機能がつくられてなかったら対応できないんじゃないかなと思います。今後の和泉市の将来構想というか、市長がよく言っておられますそういう問題と、それに伴って発生するであろう開発の矛盾、住民とのトラブル、違法建築などを改善させていくお考え方について、部長の方から日ごろ考えておられる将来構想について、考え方についてお答え願いたいと思います。職員体制にしても堺が80名、岸和田が20名とかなりの差がありますので、その辺のことも含めて御見解をお聞きかせ願えたらと思います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 将来的な体制の問題でございますが、堺市は堺市なりにそういった経緯の中から紛争調整等のシステムを開発されたのだろうと思います。和泉市におきましてもこれから流れの中で、そういう対住民との問題が増えていく傾向になるだろうと思います。ただ、いますぐに特定行政庁の議論ということについては、現下の状況といたしましては、おっしゃられるように中央丘陵開発等によりまして一部説明もさせていただきましたような地区企画等の導入も検討中でございます。今後、導入してまいりますと、現在の体制ではかなり不十分な点がございます。そういう面で特定行政庁以前の問題として開発指導

なり建築指導については、もっときめ細かな指導ができるような人的なものも含めての体制の強化が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

- 22番（早乙女実君） 終わります。
-

（議長退席、副議長着席）

- 副議長（西口秀光君） 次に、2番・須藤洋之進君。

（2番・須藤洋之進君登壇）

- 2番（須藤洋之進君） 2番・須藤です。通告に基づきまして、3点ほど質問させていただきます。

まず第1番目に、鶴山台団地内太之坊池埋め立て跡地利用についてであります。

都市整備公団が昨年、周辺地域住民が鶴山台に残された最後の空間である太之坊池埋め立てに対し、まず、景観が損なわれる、それによる環境破壊、住宅ができるならば今以上の過密化される人口増、さらに、現代社会に欠くことのできない人と車の問題、もうこれ以上不法駐車はごめんだ……等々の理由により、埋め立てに対して反対であるということが起こり、こういったさまざまな問題を抱えながら、地区、地域自治会等で話し合いを持ちながら合意を得、約1万1,000m²の池が埋め立て完了いたしました。

そこで、お尋ねしたいのは、地元では駐車場はどうなるのか。また、コミュニティホールとしての多目的なホールが設立されるのかどうかと非常に関心を持っているこの埋立跡地について、市当局は現在、どのような計画を公団が持っているのか、知り得る限り入手資料に基づいてお聞かせください。

2番目に、太町のバス停留所についてであります。

現在、鶴山台団地内の循環バスは、北信太駅前停留所の下車駅が市道北信太駅前線と府道和泉泉南線の交差した西側であり、乗り口が駅前線を約100m東に上ったところにあります。このバスのほとんどの利用者は鶴山台約4,500世帯の人々であり、その利用者の利便性を考えると、現在の降車場所、すなわち交差点西側から乗れるのが一番いいわけです。

そこで、これを実現するために上町の駐車場からバスが出、まず、北から南、いわゆる団地行きのとき、交差点を右折して西側に入れないかどうか。次に、現在の交差点西側の場所では回転するのが狭過ぎるようなので、計画道路にも入っているこの場所を広げればバスの方向転換が可能になり、停留所も1つになります。したがって、バスに乗るのに交差点を渡らずに安全かつ大変便利な乗降ができます。したがって、そこを買収の計画があるのかどうか、お尋ね

いたします。

3つ目に、現在、バスの駐停車場になっている上町停留所の土地の賃貸契約については期限があるのかどうか、あればいつまであるのか、お尋ねいたします。

3番目に、青少年指導員の身分保障についてお尋ねいたします。

その国の将来を担う青少年の健全育成は、日本でもまた世界でも、今日的な大きな重要課題と認識しております。去る9月16日、東大阪市で起きた青少年指導員のあの痛ましい事件はまだ耳新しいことであり、亡くなられた大原さん御本人にとっては、悔しさ一杯で悔やんでも悔やみ切れないことあります。ここに故人の御冥福をお祈りするとともに、御家族に対し慎んでお悔やみ申し上げます。

そこでまず初めに、このやり切れなく二度とあってはならないこの事件について、市当局はどのように受けとめ、どう感じたか、率直にお聞かせください。

次に、市が委嘱し市行政に全体としてかかわっている地区、地域のそれぞれの委員がおられるが、今回、特にお尋ねしたいのは、現在、市に150名の青少年指導員がおられます、その人たちの身分はどういう身分なのか。

次に、あってはならないことですが、もし万一、当市においても東大阪のようなことが起こったとするならば、そのときの取り扱い方、また、補償問題も含めてお答えください。

最後に、指導または教育というものは、まず、情熱があり、愛情豊かで根気よく、そして、最も大事なのは、公平でなければならぬと私は思いますが、指導員に対する指導方法等の指導はどのような形で行われておりますか、お尋ねいたします。

以上で自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 副議長（西口秀光君） それでは、理事者の答弁は午後にいたしまして、ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午後1時45分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（出原平男君） 午前に引き続き一般質問を行います。
須藤議員の質問に対し答弁をお願いいたします。
- 都市整備課長（田中武郎君） 太之坊埋め立ての経過と計画につきまして、都市整備課田中がお答えいたします。
太之坊池埋め立てにつきましては、住宅・都市整備公団が昨年7月より埋め立て工事にかかり、今年5月に完了いたしました。その後、地盤の安定を待って住宅建設に取りかかる予

定となっております。

住宅建設の内容については、現在、市には具体的な計画書は提出されておりませんが、住宅戸数にして約150戸程度。周辺との調和を考慮し、中層の賃貸住宅建設と一定の駐車場の確保を行うと聞いております。

また、駐車場対策については、公団としても団地全体で駐車場が不足しているため、既設駐車場の拡張を段階的に行っておりますが、市としては少しでも緩和するよう、本計画中の住宅については、できるだけ多くの駐車場を取るよう指導していく所存であります。他の施設につきましては、現在、公団は地元自治会と話し合いを進めていると聞いております。

以上、まことに簡単でございますが、概要報告とさせていただきます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 産業部次長（藤原清司君） 北信太駅前のバス停留所につきまして、交通公害課藤原よりお答えいたします。

当バス停につきましては、鶴山台団地ができる時点より乗車場所は道路に面したところでありまして、利用者の皆様に大変御迷惑をおかけしているところでございます。現在、泉南線沿いにございます私有地ですが、乗車場所を確保するためには、1点目といたしまして、現在の面積では乗車するための場所が確保しにくい。また、ロータリーよりバスが大阪方面に進行できないという問題がございます。

また、2点目といたしまして、上町バス停より来ましたバスがロータリーへ右折するとき、直進車を停止させるため交通渋滞につながります。また、右折場所が信号を横断するため、大阪府の公安委員会の承認が得られにくいという理由がございます。

以上の問題点があり、改善できずに現在に至っているところでございますが、市といたしましても現状を放置するものではなく、ロータリーを拡幅いたしまして乗り場の設置、バス回転場所の確保等によりまして、現在の上町一鶴山台、上町一和泉府中間のバスの運行を当ロータリーからの発着すること等によりまして利用者の利便を図るよう、現在、関係者と協議しているところでございます。また、拡幅すべき用地につきましては、現在、隣接地主と精力的に交渉を行っているところでございますので、これらの事情を御賢察の上、よろしく御理解を賜りたくお願いいたします。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 総務課長（池辺 功君） 現在の上町バス停留所の賃貸期限があるか、という御質問でございますが、期限はございます。現在の契約期限は、平成3年9月30日となっております。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 御質問をいただきました東大阪市の青少年指導員の事故に関するお話を伺いますと、社会教育部生田から御答弁申し上げます。

まず、第1点目の事故に対しどのように受けとめ、どのように感じたか、という御質問でございます。去る9月16日、東大阪市の公園で青少年指導員の大原悟さんが、たばこを吸う少年グループに注意を与えたことにより、暴行を受け死亡する事件が発生いたしました。大原さんは、いつも子供たちの将来をわが子のことのように真剣に考えていた人と言われておりますが、筆舌には尽くしがたいほどの痛ましい結果を招いたことについて、ただただ心から哀悼の意を捧げるものでございます。さらに、大原さんの青少年健全育成への献身的な熱意にこたえていくためにも、社会ぐるみの关心と協力の高揚を強く願うものでございます。

教育委員会といたしましては、青少年指導員の各位に対しまして、教育長、青少年指導員協議会会長連名の上で文書を発送いたしまして、指導のあり方についての配慮をお願いいたしましたが、さらに、かかる事故に鑑み、二度とあってはならない問題といたしまして、今後の研修会等において研鑽を深め、努力していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、青少年指導員の身分並びに公務災害補償について、という問題でございますが、青少年指導員の身分につきましては、各町会より青少年指導に熱心な方々を推薦していただきまして、市長より委嘱してございます。したがいまして、地公法に基づいて非常勤嘱託員であると考えております。

公務災害につきましては、非常勤嘱託員であることから、和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を適用することとなります。いずれにいたしましても現状では、東大阪市の結論待ちというのが府下各市の見方でございまして、その結果に準じた考え方で対処することになると存じます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、青少年指導員の指導方法でございますが、指導員に対する研修を通じて行ってきたところでございます。その青少年指導員の研修につきましては、4月、6月、7月、9月、12月、3月等々の理事会に合わせまして、その都度実践的な意見交換を行いまして、お互いの研修の場としております。また、6月の総会では、青少年の非行の現況の講演、また、7月の非行防止市民大会では、非行青少年指導と題した寸劇を通しての研修を行ってまいりました。また、9月には、大阪府下青少年指導員一般研修に参加し、それぞれ青少年健全育成に努力研鑽されてございます。

なお、10月以降の研修予定といたしましては、この10月に青少年指導員泉北ブロック研修会への参加、11月には管外研修、平成3年3月には、青少年健全育成についての講演会を

予定してございます。その他平成3年1月に行われます大阪府下青少年指導員講演会にも積極的に参加を呼びかけてまいりたいと考えております。さらに今後、青少年の健全育成のため研鑽を深め、努力してまいりたいと存じておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

- 2番（須藤洋之進君） それでは、1番目の埋め立て跡地の計画はどのようにになっているか、まだこちらの方には来てないということですが、承っているところでは中層150戸程度というのは、いつごろの話ですか。
- 都市整備課長（田中武郎君） 住宅公団の関西支社の担当者から数回お話を聞いておりますが、おおむね1ヵ月ぐらい前からでございます。
- 2番（須藤洋之進君） 1ヵ月ぐらい前からさのような計画であるということは、恐らくそれで間違いないと思います。この地区は、先ほど申し上げましたように、ほとんど過密化した鶴山台団地では最後の空間でございます。現在、自治会館がありますが、そこでは住民の催し物行事あるいは福祉の一環ですがオモチャの図書館を取り入れたり、本年からは住民サービスセンターも入り、手狭になっておりますので、この埋め立て跡地に建設していく中において、多目的なコミュニティーホールが設立されれば、という要望なり要求も住宅公団に出していると聞いております。したがいまして、市としても住民の利益になるように公団に強力に一緒にになって、できるだけ住民の要望が実現するようお願いしたいと思います。

それから、中層の賃貸というのは5階建てですか。

- 都市整備課長（田中武郎君） はい。
- 2番（須藤洋之進君） 周囲がすべて5階建てですので、バランス上では環境を損なうことないと考えますが、すべて賃貸とおっしゃいましたね、間違いないですね。
- 都市整備課長（田中武郎君） 先ほど、答弁させていただきましたように、現在、聞いている範囲では、おおむね5階建ての賃貸住宅150戸程度ということでございます。
- 2番（須藤洋之進君） それでわかりましたが、鶴山台団地というのは、オイルショックの間際にでき上がったもので、それ以後、かなり土地や建築費も上がりまして、それ以後の入居の申し込み用紙を見ましても、相当家賃が跳ね上がっているわけです。その中で鶴山台は、急に上がったからといって家賃を一度に上げられませんので、残された最後の家賃が安いところだということで非常に評判がよくなつてまいりました。その中で新しくでき上がりますので、余り家賃が突出しない組み方についてもかなり要望も出ております。8万も10万もということではなく、そういう声もあるということも、これから公団との話し合いの中で十分にやっていただきたいと要望しておきます。

2番目のバス停留所のことですが、精力的に用地買収に当たっている、という御回答をいたしましたが、いつごろから正式に用地買収にかかるおられるのか、ちょっとお伺いをいたします。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。
正式に、ということですが、用地の方を担当しておりますが、たしかこの春先ぐらいから用地の交渉に入ってございます。
- 2番（須藤洋之進君） 今年の春ですか。
- 建設部次長（谷 俊雄君） はい。
- 2番（須藤洋之進君） 関連ですが、3番目にお聞きしました上町の駐停車場ですか、あの期限は平成3年9月ということを聞きましたが、あと1年ぐらいですが、その9月がきてそれ以後はどうなさいますか。
- 総務課長（池辺 功君） 現在の話が地主さんとうまくいかない場合は、継続してお借りするようになると思います。
- 2番（須藤洋之進君） 現在の話がうまくいかないということは、停留所の用地の買収がうまくいかないということですか。
- 総務課長（池辺 功君） そうです。
- 2番（須藤洋之進君） 用地買収ができるバスがターンでき、駐停車場の代わりができると、こちらは要らないわけですからね。
- 総務課長（池辺 功君） そういうことになると思います。
- 2番（須藤洋之進君） 来年9月の期限までにこちらができない場合、さらに延長して契約できるという約束ができているわけですか。
- 総務課長（池辺 功君） はい、そのとおりでございます。
- 2番（須藤洋之進君） わかりました。期限も9月ということなんで、来年9月を目途に精力的に用地買収をやっていただきたい。上町の停留所の賃貸料の支払いも経費の面から大分助かると思いますので、その辺も組み合わせながらよろしくお願ひいたします。
最後の青少年の問題ですが、当局としてはまことに痛み入るということですが、やはりあってはならないことです。これは東大阪のみならず、日本全国でもこういうことは二度とあってはならないことと私も感じるわけです。また、いろいろと身分とかがどうなるか、補償のこととも聞きましたが、この場合はやられた方ですが、警察は過剰防衛ですが、指導が行き過ぎて相手の少年に人為的な被害を与え、相手の保護者から賠償を求められた場合はどうなりますか。
- 社会教育部長（生田 稔君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、青少年の指導に当たっては正当防衛ということですが、逆に指導員が加害者であるという事故が起こることも考えられることでございます。したがいまして、正規の活動中に起きた問題につきましては、その内容について、故意または重大な過失がない場合、市が対処すべき問題と考えますけれども、今、申されました過剰防衛ということになると、かなり難しい問題がございます。事故発生の状況や内容によりまして、検討すべき問題が多くあると分析されていると思います。今後、そういった問題につきましては、府の指導、また、他市の考え方も十分に参考にして検討してまいりたいと存じます。

○ 2番（須藤洋之進君） そういうことで、その行動が正当であれば市が対応する、ということで理解してよろしいわけですね。青少年指導員の主な活動というのは、青少年団体の育成と指導あるいは体育、文化、レクリエーション活動の助成ということですね。青少年指導員の活動はそういうことです。かなりソフトな面です。この間のようなたばこを吸っているのを注意するというハードなことは、少年補導員がやるべきことなんですね。少年補導員は、和泉市には何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○ 社会教育部長（生田 稔君） まずもって、先ほどの問題について付加しておきたいと思います。

重大な過失がない場合は市が対処すべき、と申し上げましたが、当然、これは国家賠償法によるところの法の適用になると思います。

それから、少年補導員ということですが、社会教育関係では、今のところないということです。

○ 2番（須藤洋之進君） 大体、私もそうではないかと認識しているんです。未成年者が煙草を吸っているのを注意することは、少年補導員がやるべきことです。青少年指導員は、もっとソフトなよりよくなるように指導をする。文化、レクリエーション活動に協力し、青少年団体の育成と指導をするということなんですね。その辺では、正義感を持ってやったと思うんですけどね。したがいまして、事件の概要を見て市が取り得るものかどうかとおっしゃいましたが、その辺のところを線引きして青少年指導員が行き過ぎだということではなく、見るに見かねて自分の範囲を越えてやりはったというか、あんたらがやるべきことではなかったと線を引かず、十分に理解をしていただきたい。

今後とも正義に燃え、情熱のある人はボランティア活動をやってはると思います。指導員に対する指導も十分にやっていると言いましたが、その辺もよく噛み合させ、余りきついことは警察に依頼するなり、当然、そういうことも指導の中でやってはると思いますが、ちょっとその言葉がなかったので申し添えておきます。

以上で終わります。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(西口秀光君) 次に、7番・赤阪和見君。

(7番・赤阪和見君登壇)

- 7番(赤阪和見君) 7番・赤阪でございます。通告に従いまして要旨の説明をいたします。まず、理事者の行政執行姿勢について市長にお伺いをいたします。

本年7月9日から7月20日の12日間、市長は欧州への海外研修ということで参加されました。7月6日に市長職務代理として助役を任命され、大阪府下各市町村に通知を出しておられます。以前、アメリカへ行かれたときは市長職務代理を決めておらなかったわけですが、今回と前回ではどう違うのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、過日、泉北環境施設整備組合の職員採用試験がございました。私たち議員には一切の通知もなく、全く知りませんでした。和泉市の件ではありませんけれども、泉北環境施設整備組合といえば市長も副管理者という立場でもあり、人口的にも、本市は大きなウエートを占めているわけであります。私たちは、市民の人からの問い合わせで初めて知り、市の人事に対し、事前に知らせるべきではないかと尋ねても、本市のことではないので申し込み用紙を預かり、窓口に置いてあるだけであり、通知の義務はないという、そっけない返事でした。余りにも事務的で公募の意味もなく、勝手にどうぞ、であります。この姿勢は、市民のための市役所ではなく、一昔前の役人の姿勢ではないでしょうか。一体、人事の窓口と泉北環境の間はどうなっているのかと疑問に思うところであります。副管理者として市長の答弁をお願いしたいと思います。

次に、環境問題については前議会でも取り上げましたが、合併浄化槽設置に対する考え方をもとに質問をいたします。

国、府が補助しようとする内容について、和泉市としてどのように取り組もうとしているのか、お答え願いたい。また、補助対象区域外、特に下水道設置がどう考へても50年以上かかると思われるところについて、この合併浄化槽を推進していく計画は、河川の浄化と水質、水量の安定を図る意味から立てるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、その中で放流が大きな問題になってきます。公共水域、用水路、道路排水路等々に流れ込む生活雑排水等が浄化される利点を生かしながら、市行政として今、大きく取り組まなければならないときではありませんか。

次に、平成9年に大阪府営水道が高度処理水に100%移行するという発表がありました。

それが実現されると、和泉市の自己水源の中で父鬼町、九鬼町以外のところは必要なくなるわけであります。私が懸念するのは、平成9年以降の河川の水質であります。今、槇尾川は、水道部局で神経を使いながら市民の生命を守るべく非常なまでの努力をされておりますが、自己水源不要のときが心配であります。水道部局はノータッチ。今の公害担当では、監視機能、監視能力は全く持っておりません。

私は今以上に河川が汚れ、死に至るのを見るに忍びないところであります。まして、未来の子供達に汚れた河川を残せません。市長を始めここにいる私たちが、大なり小なり春夏秋冬を通じて川で遊び、水を汲み、小川のせせらぎで母親の洗濯姿の背中を見て大きくなったのではありませんか。平成9年からといわず、今、英断をくだし、河川の管理、水の尊さを感じながら河川の浄化と水質、水量の安定を図るための施策を提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、自己処理されている廃棄物であります。建設ブームを反映して急増している建設業関連の廃棄物、これは自己処理ですから、産業廃棄物の範疇に入るかもしれません、産業廃棄物とは言いません。農地や山林をつぶして埋め立てをやっております。その中に1つの大きな問題があるわけであります。特に「産廃銀座」、「ごみの銀座」と言われるような納花、大野の農道を見てもわかるとおりであります。そこで、担当部局としてどのように把握しているのか、お答え願いたいと思います。山林破壊、農地の無断転用等をどこまで把握し、どのように指導されていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、事業所ごみの実態はどのようにになっているかであります。ごみの中でも、一般ごみと混載されている事業所ごみの質が非常に悪く、大変であります。事業所の指導、収集業者の指導はどのようにになっているか、答弁願いたい。

最後に、市長にお伺いをいたします。海外研修の目的である環境保全問題について、イギリス、ベルギー、西ドイツ、スイス、フランス等を回って来られたと聞いておりますが、3分間で結構ですので、そのごみ事情について、今後、当市がどれだけのことを考えていきたいか、よかったです、という点だけで結構ですので、お答え願いたいと思います。

答弁いかんによっては自席からの再質問を留保して終わります。

- 副議長（西口秀光君） 理事者答弁。
- 秘書課長（井阪和充君） まず、第1点目の市長の海外研修に伴いまして職務代理の設置につきまして、秘書課井阪よりお答え申し上げます。

市長の海外研修に伴います職務代理につきましては、過去、地方自治法第152条第1項、長の職務代理の規定によりまして、本市も市長の海外研修期間中職務代理の設置をいたしておりました。

近年御承知のとおり、国際化時代を迎えまして、また、航空路、通信網の発達により、出張中の市長とは直ちに連絡が取れるなどを勘案の上、また、上級官庁と連絡を調整いたしましたところからも、別段、違法性はないとの判断でございます。したがいまして、昭和62年11月、コスモポリスアメリカ視察団の研修会に職務代理を設置せずに出張いたした次第でございます。ちなみにこの研修会には、本市と岸和田市、泉佐野市も参加をされ、3市とも職務代理を設置いたしておりません。

しかしながら御承知のように、去る7月、大阪府市長会が海外研修を行い、府下11市の市長さんが参加をいたしました欧州研修会につきましては、職務代理を置かないという見解をとっておりましたが、府下11市の市長が統一行動での海外研修を行うというところから、今回は、職務代理を置いた方が望ましいのではないかと参加11市が決定をいたした次第でございます。よって、本市も職務代理を設置いたした次第でございます。

なお、今後のこととござりますが、市長の海外研修につきましては、本市だけの参加でしたら、一応、基本的には置かないという形で進めたいと思いますが、このたびのようてに団体として市長が参加をされる場合は、団体の決定に従わなければならない場合もございますので、その点どうぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 副議長（西口秀光君） 市長。
- 市長（池田忠雄君） 今、赤阪議員さんの御質問に対しまして、秘書課長がお答えさせていただいたとおりでございます。基本的には、マスコミや通信網の発達によりまして、私が海外研修等に出た場合でも、通常は置かなくても連絡が取れるということに相なろうかと思います。ただし、この7月の海外研修につきましては、今、申し上げましたようなことでございます。大阪府下11市の市長が共同で参加した大阪府市長会の訪欧団の海外研修ということでございますので、職務代理を置いていくこうという統一的な申し合わせがあつて置いたということで御理解を賜りたいと存じます。
- 7番（赤阪和見君） 1つずつやらせていただきます。
昨年、われわれは置くべきやないか、と市長に進言をいたしました。しかし、そのとき市長は、24時間以内にいつでも帰って来られる、連絡が取れるということで置かないんだと言われました。今回は、団体の決定だから、と言いますが、決定権はありませんよ。申し合わせかどうか知りませんが、何か市長の言っていることと、今回やったことは全然違うわけです。まして、われわれ議員、議会には何の連絡もないわけです、違いますか。市の代表としての職務代理を置くというのに連絡がないということは、私どもは、そういう点では、前回置かなかつ

たから今回も置かないんだろう、今後、置かないということを市長が1・2月にはっきり言いましたからね。ところが資料を見ると、大阪府下各市町村長に対して、市長、あなたが職務代理についての通知を7月6日付で出しているわけです。議会を何と心得ているんですか。

- 市長（池田忠雄君） 置いた理由は、先ほど申し上げたとおりあります。したがって、そうした扱いについての各方面への連絡を取らせていただいたものだと存じております。

なお、職務代理を置くことについての連絡は、正副議長団に対して御連絡を申し上げたと承知しております。それぞれの方法につきましては、正副議長団に申し入れをさせていただき、それぞれ会派に対する御連絡は、議長団の方から取らせていただくということは、前々からのお話でもありましたので、それは取らせていただいたように思います。職務代理についての扱いにつきましては、各市にはそれぞれ今までのルールによってやらせていただいてますが、個々の議員さんに対する御連絡がいっておらなかったとすれば、失礼をさせていただいたということで御容赦賜りたいと思います。

- 7番（赤阪和見君） 失礼じゃないでしょう。前のアメリカへ行くときも、今回の海外出張でも、その当時、市長に行くときには、留守するのだから議会に言って行きなさいよ、ということでした。しかし、職務代理については、一切議会に対して連絡はないわけですよ。これでいいものか、悪いものか。市行政の代表が、海外出張という物理的なことで一時的にも変わるわけでしょう。住民票をもらいに行って、「えらい、判が長くなってるな。職務代理のハンコになってるな」。市民から「市長が出張してるらしいな。助役さんが入院されているので職務代理は公室長ですか」と市民から話を聞いて、初めて「そんなことがあるのか」とわかるわけです。市のトップが職務代理を置くことについて、議会にも知らされないということは大きな問題じゃないですか。私は問題だと思います。その点をどうお考えかと言つてます。

- 市長（池田忠雄君） 海外出張につきましては、前々から打ち合わせをさせていただきましたとおり、正副議長団に……。

- 7番（赤阪和見君） 今回初めてね。黙って行ったらいかん。せめて議会に言うて来い。前に言ったからね。今回、初めてそれが上がってきたのは知つてます。

- 市長（池田忠雄君） そう申し上げさせていただき、各会派にも議長団の方から御連絡をいたしました……。

- 7番（赤阪和見君） いただきました。

- 市長（池田忠雄君） ということで承知をいたしておるわけでございます。ただ、職務代理の件につきましては、先ほどから申し上げておりますように、基本的には置かないということは、前にも申し上げたとおりでございます。ただ、大阪府市長会という団体で参加をするとい

うことで市長会での決定というよりは、御指摘のように申し合わせでございます。今回は、それぞれが皆置いて行こうではないかという申し合わせの上に立ちまして、職務代理を置かせていただいたわけでございます。

助役が入院中でございますが、御案内のとおりリハビリが主体でございますので、市長の研修中は、できるだけ大事なときは役所に参りますから、という2人の話し合いでございましたので、助役に委ねて行ったわけでございます。その点で職務代理を置かせていただいたということの中で、議員さんに御連絡が行っておらないという御指摘でございますが、これは今、御指摘をいただくところでございます。私としては、連絡の不手際ということで申しわけない、このように思います。

- 7番（赤阪和見君） 連絡の不手際で済まされたんでは、たまたものではありませんわ。議員とは何か。われわれは市民から付託をいただいた議員という形の中で、市長から上がって来るやつをしっかりと市民のためになるかどうかを審議していく立場です。まして、市長は、以前に置かない決めたんでしょう。われわれが置いたらどうか、と進言しても、こうこうしかじかだとね。それでわかったと置かないように決めたものが、置くようになった。ずっと置かないんならかまいませんよ。しかし、置かないということが頭にあるのに、知らん間に置かれていたんでは、そこに食い違いができる。知らない間に置いてある。それやったら私らをだましたんですやな。

- 市長（池田忠雄君） お言葉ですが、私自身は、そういうだますというような気持ちは毛頭ございません。ただ、先ほど言いました事情で置かせていただいた。その連絡が議員さんに行ってないということであるならば申しわけなかった、こういうふうにお詫びをしたいと思います。

- 7番（赤阪和見君） 市長は、1・2月に置かないとわれわれに言ったんですよ。それがこの7月に置いている。わずか7カ月ですよ。置くか、置かないかは180度の転換でえらい違いですよ。重要な市のトップのことでしょう。そういうことでは困るというわけです。「すみませんでした」と謝って「ああそうですか」というしか仕方がない。それで1時間がそんなまでいったらしようがない。市長はいつも「今後、そのようなことがないよう」、「今後、そのようなことがないよう」とおっしゃる。毎回、その言葉が出てきますが、それではダメですよ。

僕らは、市長が主体性を持っていると見ているから、今回も置かないですうといくんやな思ってました。今回ることは、市長会で申し合わせただけでなく、いろいろと市民や報道機関にワチャワチャ言わされたから、ひとつしっかりしておこうじゃないかということで置いたと僕

らはとらえますよ。われわれは、置く理由をはっきり聞けなかったわけですから。今回、ゴタゴタもめて、宝くじの上前行はねてとまで新聞に書かれてますからね。もしものことがあったらいかんということで置いたわけでしょう。僕らは、市長の主体性を認めながら、それやつたら置かなくていいけるんやな。近代的な通信網があるしすぐ帰って来られる形の中では、置かなくてもいけたら結構や。そういう時代になったのか、大きく進展したな、ということで置かないことについてはそれなりに納得しておったわけです。ところが、知らん間に置かれてしまっている。知らない間にやられるようでは、議会のチェック機能がないですよ。あなたは、議会のチェック機能をどう考えているんですか。

- 市長（池田忠雄君） 先ほどから申し上げておりますように、基本的には置かないということは、今でも考えております。ただ、それぞれのケースバイケースで、今回は、市長会の団体の訪欧団に参加する場合、それぞれ1・1市が「おいていこうじゃないか」という申し合わせの上に立って置かせいただいたということは御理解いただきたいと思います。訪欧することについては、議員さんそれぞれに御連絡させていただいたはずでございます。ただ、職務代理を置くことについて、それぞれの議員さんに通知がいっておらなかつたということは、今後とも気を付けます。遺憾であります。
- 7番（赤阪和見君） 今後、気を付けなさいよ。基本的に置かないということは、特殊な事情があっても、10のうち8か9までは置かない。今回、置いたのは異例やととらえてよろしいですか。異例なら、なおさら連絡しなさい。今後、気を付けなさい。
- 副議長（西口秀光君） 次。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 赤阪先生から泉環の採用案内の通知がなかつた、ということの御質問でございます。ちょっと先に経過がございますので、簡単に報告させていただきます。
9月7日に泉環職員が来庁して受験案内を預かったわけでございます。さらに、9月12日にA先生から指摘を受けたところでございます。人事課の考え方はどうか、ということでございます。和泉市と比べると、丁寧さに欠けたのではないか。今後は、もう少し慎重に対処していきたい、という回答を申し上げました。さらに、9月13日にB先生からも指摘を受けました。そういった中、9月13日に議会事務局に30部ほどとりあえず届けさせていただいたわけです。9月21日の総務委員会でもC先生から指摘を受けました。12日と同じように、和泉市の採用テストの場合はすごく丁寧にやっているわけでございますけれども、それと比べれば丁寧さに欠けたのではないか。したがいまして今後は、もう少し慎重な態度で臨みたいということでございます。
- 以上でございます。

○ 7番（赤阪和見君） 13日に30部と言いますけれども、当初、13日に1部だけ持ってきたんですよ。そのとき、ある議員さんが「そんなもん、通知する義務はない」と言われたので、電話を切ったんですわ。なるほど義務はないでしょう。先ほど、通告で言いましたように、市長、あなたは副管理者です。副管理者として、募集は3市でやっているわけですから、そういう点では、もう少し泉北環境の内容については、きちんとした方向性を腹の中におさめていくべきじゃないか。向こうの予算の半分とは言いませんが、何割かは和泉市民の税金でやっているわけでしょう。

これも市民から聞かれて「そんなものがあるのか」ということです。泉北環境ですので、日時がどうの、何人採るとか、どうのこうのと言っても始まりませんがね。告知はしますよ。あそこへ張ってますが、だれが見ますか。告知してあるすべてのものを全部の議員さんが見ますか。市長の職務代理も告知されてたでしょうが、だれも知りませんよ。見ないものがいかんのか、そういう問題ではないと思うんです。

30部とおっしゃいますが、最初は1部持ってきて回覧してくれ、ということでしたが、「何とか議員皆さんに配ってやれ」ということで30部持って来たんじゃないですか。そういうことが1つの大きな落とし穴になってくるんじゃないかな。何も議員を優遇せよとは言いませんよ。しかし、私たちも市民の代表として、すべてのことを知った上で市民にこたえていきたい。何票かの票をいただいて支持者がいるわけですから、それの人たちに対して遗漏なきよう、市行政はこうなってるんや、市長も頑張ってるんや、私たちもしっかり監視しながら手を携えて頑張ってるんや、ということを堂々と胸を張って言いたいですよ。

しかし、このような状態では言えませんわ。市民から注意され、聞かれて「知らなんだ。調べとこうか」、そんなことばっかりですわ。もうちょっと性根を入れてやってもらわんと困ります。ある市の市長は、名刺の肩書きに「市民の役に立つ人」と書いてあるそうです。本当に何か市民のために役に立つことがないかと常々、私たちが皆さんとともに進んでいきたい。市民の税金でお互いに食べているわけですから。その点は心してやっていきましょうや。せめてこここの役所にいてる限りはね。外へ出れば、おのの立場があると思いますので言いませんが、その点をきつく言っておきますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 副議長（西口秀光君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） イギリス、フランス、西ドイツ、ベルギー、スイスの5カ国を回って参りました。目的は環境問題と、それぞれの市の文化的な景観についての市長会の視察でございます。有益な視察をさせていただきました。大いに得るところがございました。とりわけ、環境問題については、世界的な規模で考えていかなければならないという感を深くいたしました。

た。また、歴史的、文化的な景観についても、各市それぞれの歴史、風土が違いますが、それなりに胸打たれるものがございました。今後、市政の中で生かせるものは生かしていきたいと決意をいたしております。

以上でございます。

○ 副議長（西口秀光君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 合併処理浄化槽設置整備計画につきまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

生活排水サイクルといたしまして、し尿だけの処理を行う単独の浄化槽よりも、雑排水も合わせて処理をする合併浄化槽の普及が望ましく、国においても昭和62年度から合併処理浄化槽に対する助成制度が創設され、平成2年におけるこの事業の実施市町村は、全国で約800あります。大阪府下においては現在のところ、実施している市町村はございません。

御承知のようにこの制度は、小型合併処理浄化槽と単独処理浄化槽との併設費差額相当分を公費で補助するものであります。当然、これを設置するには、市民の方にも応分の御負担が必要かと思います。また、浄化槽に対する過去の悪いイメージが、市民の間において払拭しきれない点があるなど、導入するに当たっては住民の御理解を得ることが重要であります。

なお、本市におけるこの事業の実施区域が山間部の下水道区域外であり、父鬼町、大野町など一部に限られるものでありますが、下水道の区域内でありながら、当面、下水道の普及が望めない区域との均衡の問題や、財政確保の必要があるこの事業の導入につきましては、関係課と協議の上検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

続きまして、自己処理についてお答えさせていただきます。

農道等を含めまして市内で埋め立て行為などを実行する場合、自己処理を問わず、その行為の面積が500m²以上ある場合、本市環境保全条例の規定により市長への届け出が必要であります。行為者には、この届け出を指導しております。これらの埋め立て行為の届け出があった場合、行政の指導として、種々の対策の実施を求める協議を行いますが、農地である場合は、関係課とも連絡の上、転用の届け出を出すよう指導しております。

なお、自己処理では、特定の者または多数の者を対象として処理業務を行うのではなく、自己が発生したものを自ら運搬処理することを言い、仮に埋め立てを行なう場合、その行為が借地であるか、自己所有地であるかは問いませんので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

続きまして、事業系のごみについてもお答えさせていただきます。

事業系のごみ収集実態につきましては、許可業者から排出先業種、収集回収等の報告を年1

回、徹しておりますが、その收拾に当たっては、収集業者が一般家庭から排出される日常の家庭ごみと事業系のごみを混載して処理場へ搬入しているため、事業系のごみだけの搬入量等を把握することは非常に困難であります。事業系ごみのごみ質についても質問がございましたように、性悪なごみ質のものが含まれている可能性も考えられるわけでございます、排出者サイドに本市の処理方法に見合うような排出方法をお願いするためPRに努めるとともに、収集を行っている業者に対しても、適切な分別収集を行うよう指導してまいりたいと存じます。

また、家庭ごみと事業系ごみを分離して収集する方法もございますが、収集運搬を行う際、一般家庭ごみ専用車あるいは事業系ごみ専用車といった2種類の収集車の用意及び同時収集コースを2台の車両で走行しなければならないといったような非合理的な面も生じ、これが収集手数料の増額要求につながったりすれば市民の皆さんにも迷惑をかけますので、現時点では、分離して収集する考え方はございませんので、御理解のほどをお願いいたします。

以上で環境衛生課の問題についてのお答えを終わらせていただきます。

○ 副議長（西口秀光君） 次。

○ 水道部次長（仲田博文君） 平成9年度に府営水道の高度処理水が供給された場合、自己水源の取り扱い次第では今後の河川の水質保全はどうなるか、との御質問につきまして、水道部仲田よりお答え申し上げます。

先生が御指摘の高度処理水が平成9年度に供給がなされた場合、府営水道への切り替え及び自己水源の存続につきましては、今後、重大な関心を持って取り組んでまいりたいと考えております。もし、仮に自己水源を廃止する場合は、先生が御指摘のようなことが懸念されますので、関係各課との調整が必要であると思いますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○ 副議長（西口秀光君） 次。

○ 産業部次長（松林 保君） 農地保全につきまして、農林課松林よりお答え申し上げます。近年、本市におきましても、都市近郊農業の1つの表れといたしまして遊休地化が多く見られるようになってまいりました。そのため自己処理地等は、おおむね遊休地を使用されているものであろうかと存じます。御指摘の自己処理地等を含めまして遊休地化する農地を本来の機能に保存するため、農林関係での国、府等の施策を活用し、土地所有者、農業協同組合、市が連携を図り、農地保全についての理解と協力を得るため指導PRを推進する必要があり、努力してまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 副議長（西口秀光君） 次。

○ 産業部次長（藤原清司君） 河川の水質保全につきまして、交通公害課藤原よりお答えいた

します。

市内を流れる河川の水質保全につきましては、関係市町の和泉市、泉大津、岸和田市、忠岡町の公害担当部局及び水道部局の関係者によりまして組織してございます大津川水域水質保全対策協議会で河川の水質保全に努めているところでございます。先生御指摘の件につきましては、大阪府公害防止条例に基づく上水道水源地における工場等に係る排水基準、また、生活環境の保全に関する環境基準の累計ランクが緩和されることが予想されます。環境保全の立場より市はもちろんのこと、関係市町に共通する問題でもございますので、大津川水域水質保全対策協議会とも協議し、大阪府に対しまして、行政指導の後退になるような基準の緩和をしないよう働きかけてまいりたいと思います。また、今後、市内の河川につきましては、調査箇所を増やすなど環境監視を充実してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

- 河川水路課長（中野英二君） 河川の水量確保につきまして、河川水路課の中野よりお答え申し上げます。

本市の森林資源は、府下でもかなり充実した内容となっておりますが、山間部において空閑地があれば、権利者に植林の協力をお願いすることが、保水能力を高め、水量の確保につながるものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 7番（赤阪和見君） 市長、もうちょっと内容ですね。前置きで1分30秒で後がなしやつたらね。本当に古い建物がりっぱに残されているというが、寄付してもらうたが焼けたままです。そういうことで欧州でも、非常に車の発達の中で酸性雨が非常に大きな問題だと聞いております。日本ではそのようなことがないよう、酸性つららが見つかったというところもあり、酸性つららではないかということもあります。私たちは、今、本当に環境を守っていかなければならない。先祖をつぶしてから守ろうとしたら相当なおカネがかかってくるというのが基本であります。

先ほど、市民の理解を得ながら、と言いますが、単独浄化槽は一体どのぐらいあるのか。あなたのところへきているのは、これだけのものを管理してます、というゼニできているだけ。そこから汲み取りの数を引いたらそうなったというだけ。本当に浄化槽の管理がきちんとされているかどうか。

人員の少なさというのが、ここに弊害が起きてくる。ごみ問題、環境問題のすべてがそうです。先ほどの早乙女議員さんの質問にもありました開発問題でも、機能的にも違いますが、片や同じようなところでも20名の人が張り付いているが、こちらはいろんなことをやりながら2人か3人でやっている。これは1つの大きな考え方違いをされているわけです。

また、先ほどもPRするんや、と言いますが、書いたものだけでPRしても、また、車で走

って「ごみの日ですよ」と言うだけでは、本当にこの世の中はダメだと思うんです。職員が身を呈し、私たちもともにそういう思いをしながら1軒、1軒訪ねて歩き、また、町会という大きな組織があるので本当に実のある協力をお願ひする。盆踊りの協力も結構ですが、あれはパッとやつたら終わり。本当に自分たちのためにやっていかなければならない。

特に事業所のごみにしても、2台で回つたら大変だ、と言いますが、それは大変ですよ。「囚人のジレンマ」という遊びの原理があります。これが環境問題に大きなウエートを占めているわけです。AとBが共犯で盗みに入り、一緒に捕まった。別々に取り調べを受ける。片方が自白するが、片方は黙秘。ここでロッキード事件のコーチャンを思い出してください。コーチャンは罪に問われなかつたでしょう。自白した方が罪に問われず、黙秘した方が大きな罪、10年の罪に問われるとしなさいよ。2人とも自白したら3年、どちらも黙秘を続けると、2人とも灰色やが6ヶ月の取り調べで終わる。罪に問われない。これが「囚人のジレンマ」です。あいつは自白するかな、あいつが自白したら、おれも自白せな損や、となります。しかし、あいつが黙つてるので、おれが自白したら裏切り者やと言われる。これが環境問題の心なんですよ。今、次長がいみじくもおっしゃったように無理がある。おカネがかかる。そこで無理が大事なのか、おカネが大事なのか。そんなものは何も大事やない。環境を美しくすることが大事なんです。

そこで、「毒矢のたとえ」というのがあります。パッと矢が飛んで来て当たつた。しかし、だれもその矢がどこから飛んできて、だれが射つたのか、人が寄つてくるが、だれも肝心のその毒矢を抜こうとする人がいない。私が各担当部局にお願いしたいのは、本当に各部局でそのことが必要だとすれば、まず、毒矢を抜きに行きましょうや。まず、1軒の家へ行きましょうや。1軒の事業所へ行きましょうや。そして、お願いをして毒矢を抜いてから、市民の税金をこう使おうとか協議しなければなりません。毒が回つてから「ああ、死んだな」ということは、何のために行政かと思うわけです。

今の答弁では納得できませんが、これで終わります。最後に、経済が進めば進むほど環境問題が悪化します。私たちが楽な生活をしようと思って楽な生活をすると、いい思いをすると全部環境に悪影響を与えます。それが逆に自分の体に悪影響を及ぼしていく。僕もラーメンの汁と言いますが、余り食いすぎたらこうなりますよ。その点でやはり環境を大事にしながら、それが遠い、遠い、遠い先になるかもしれません、それが全部自分のもとに返るんだということを真剣に考えてください。それだけをお願いをして終わります。ありがとうございました。

- 副議長（西口秀光君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして早く終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

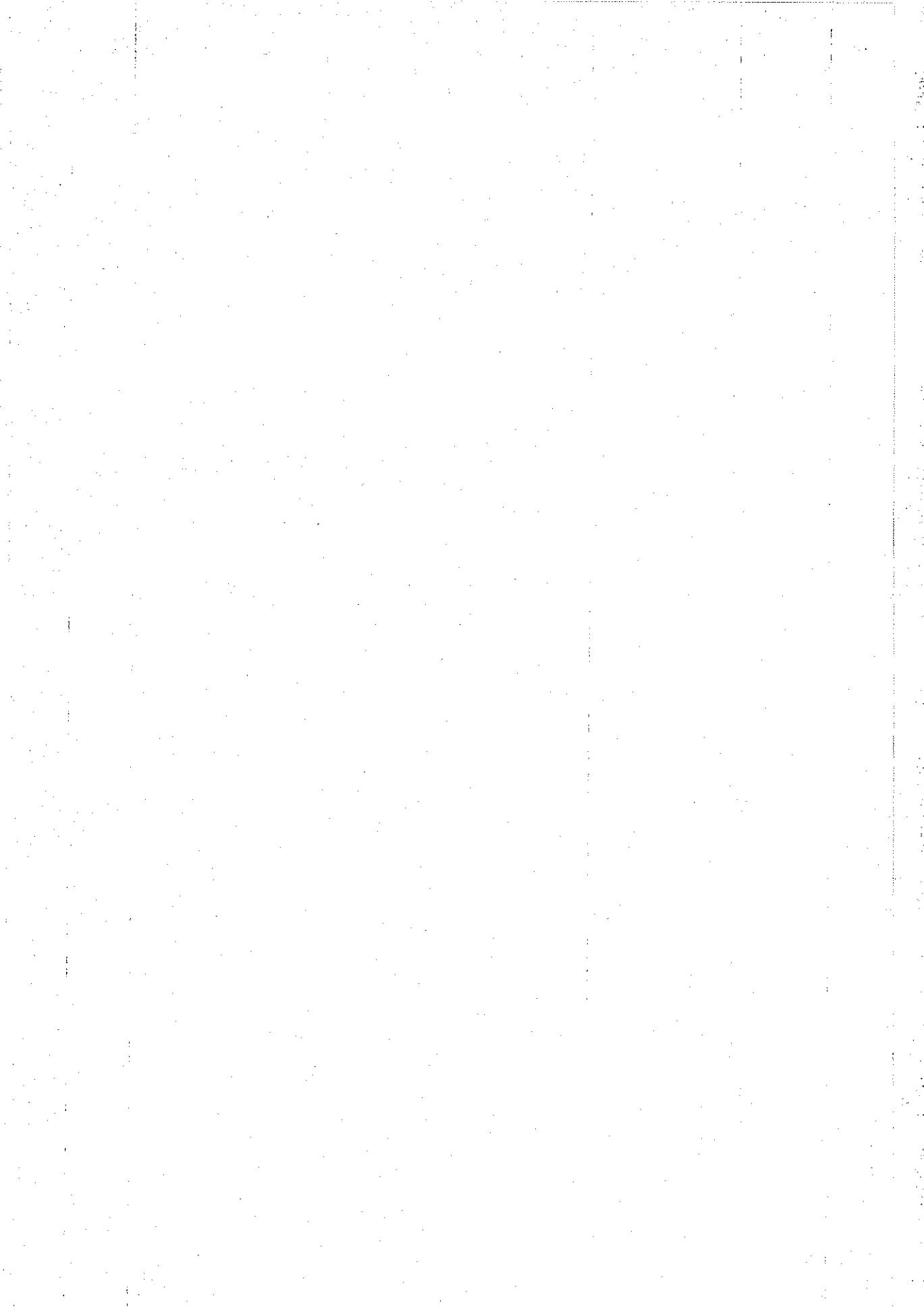
御異議ないものと認めます。

なお、明日は休会とし、4日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後2時12分散会)

第 2 日



平成2年10月4日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	坂口敏彦君	18番	若浜記久男君
2番	須藤洋之進君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平喜君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実樹君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天飯堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯奥楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君
16番	西口秀光君		

欠席議員(1名)

3番 藤原正通君

○
本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市助役	長	池田忠雄	総務部	理事長	大森孝	塚利	彦治	彦光	行彦	彦宏	彦泰	彦平	彦和	彦秀	彦仁	彦嘉
助役	役	坂口禮之助	総務部	理次長	森奥	坂大阪	坂向	坂村	坂堺	坂堺	坂向	坂戸	坂中	坂生	坂田	坂辺
入役	役	中塚白文	総務部	課長	阪奥	阪堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室長	杉本弘一	財政部	長理長	阪堺	堺豊	堺宏	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	逢野一郎	和対策部	次長	堺奥	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	神藤恒治	和対策部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	中野恒治	和対策部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	西藤優三	和対策部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	中西順昌	和対策部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	稻嶋三昌	和対策部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	鹿島順三	和対策部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	島井充	和対策部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
市長	公室理	山本昭夫	和対策部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
秘書	画課	今堅太郎	福祉事務部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
企画	課	橋本昭夫	福祉事務部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺
総務部			市民生活部	次長	堺堺	堺堺	堺豊	堺宏	堺堺	堺堺	堺向	堺戸	堺中	堺生	堺坂	堺辺

産業部	長事長	堯富行司	次局長	谷角高一	夫男広士臣
産業部	長事長	吉淳一清	次次長	谷宮瀬喜貞	久之有喜貞
産業部	長事長	松村西三	次次長	高ノ明大藤西	久之有喜貞
産業部	長事長	中高藤	次次長	逢白木生竹	久之有喜貞
産業部	長事長	松原林	次次長	中北藤高着	久之有喜貞
産業部	長事長	井崎隆	次次長	木橋本口田	久之有喜貞
産業部	長事長	山谷	次次長	木橋本口田	久之有喜貞
産業部	長事長	赤山	次次長	竹中北藤高着	久之有喜貞
産業部	長事長	農萩阪	次次長	竹中北藤高着	久之有喜貞
産業部	長事長	三富笠	次次長	藤中原田	久之有喜貞
産業部	長事長	田若岸	次次長	原田口田	久之有喜貞
産業部	長事長	仲竹	次次長	原田口田	久之有喜貞
病院	長事長	藤原	次次長	原田口田	久之有喜貞
病院	長事長	事務局	次次長	事務局	久之有喜貞

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第3回定期会議事日程

(10月4日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案 第3号	議員の辞職許可について	別紙
2	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年3月分)	P. 1
3	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年3月分)	P. 11
4	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年3月分)	P. 17
5	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年度平成2年4月分)	P. 22
6	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成2年4月分)	P. 32
7	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年4月分)	P. 42
8	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年4月分)	P. 48
9	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年度平成2年5月分)	P. 53
10	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成2年5月分)	P. 63
11	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年5月分)	P. 73
12	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年5月分)	P. 79
13	請願 第1号	留守家庭児童会(学童保育「なかよしクラブ」)の充実と改善を求める請願(産業文教委員長報告)	P. 1

日程	種別及び番号	件名	摘要
14	認定 第1号	平成元年度和泉市一般会計及び 特別会計決算認定について	P. 1
15	認定 第2号	平成元年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 3
16	認定 第3号	平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 5
17	議案 第4号	決算審査特別委員会設置について	別紙
18	報告 第20号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 6
19	報告 第21号	専決処分の承認を求めるについて (保育園児の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 9
20	議案 第39号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道府中2-8号線管布設工事)	P. 12
21	議案 第40号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道伯太南幹線管布設工事)	P. 14
22	議案 第41号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道池田下 20-4号線管布設工事その2)	P. 16
23	議案 第42号	市道路線の認定について (和泉中央駅前線)	P. 19
24	議案 第43号	市道路線の廃止及び認定について (富秋町4号線及び富秋幸線)	P. 20
25	議案 第44号	忠岡町が本市の区域内に町道を認定することについて	P. 22
26	議案 第45号	和泉市の休日を定める条例制定について	P. 24
27	議案 第46号	和泉市職員の勤務時間等に関する 条例の一部を改正する条例制定について	P. 28
28	議案 第47号	和泉市消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例制定について	P. 38
29	議案 第48号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 44

日程	種別及び番号	件 名	摘要
30	議 案 第49号	監査委員の選任について	P. 47
31	議 案 第50号	公平委員会委員の選任について	P. 49
32	議 案 第51号	助役の選任について	P. 51
33	議 案 第52号	平成2年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 55
34	議 案 第53号	平成2年度和泉市公共用地先行取得 事業特別会計補正予算(第1号)	P. 70
35	議 案 第54号	平成2年度和泉市公共下水道事業 特別会計補正予算(第1号)	P. 76
36	選 挙 第 1号	和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について	別 紙
37	意 見 第 5号	育児休業法の早期制定を求める意見書	別 紙
38	意 見 第 6号	米市場開放阻止に関する意見書	別 紙
39	意 見 第 7号	都市農業の確立と「農業のある街づくり」 推進に関する意見書	別 紙
40	意 見 第 8号	義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び 学校栄養職員の給与費に対する半額国庫負担制度の堅持 を求める意見書	別 紙
41	意 見 第 9号	「子ども権利条約」の早期批准を求める意見書	別 紙
42	意 議 第10号	石油製品等の便乗値上げ防止に関する意見書	別 紙

平成2年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

(10月4日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案 第5号	議長辞職許可について	別紙

平成2年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

(10月4日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙 第2号	議長選挙について	別紙

（午前10時00分開議）

- 議長（出原平男君） おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは21名でございます。欠席届の議員さんは藤原議員さん、遅刻届のある議員さんは奥村議員さんでございます。現在、21名でございます。

- 議長（出原平男君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（出原平男君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長（出原平男君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議員の辞職許可について」を議題といたします。

本件については、先刻、田中昭一君より辞職願が提出されております。よって、本件を議題といたします。

まず、辞職願を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第3号

議員の辞職許可について

本市議会議員田中 昭一氏より平成2年10月4日付をもって、議員を辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

平成2年10月4日 提出

和泉市議会議長 出原 平男

○ 議長（出原平男君） お諮りいたします。田中昭一君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、田中昭一君の議員辞職を許可することに決しました。田中氏には、議員として本当に長い間御苦労さんでございました。

○ 議長（出原平男君） 日程第2より第12までは、いずれも例月出納検査結果報告ありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

監査報告第20号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年3月分
監査報告第21号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年3月分
監査報告第22号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年3月分
監査報告第23号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成元年度平成2年4月分
監査報告第24号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年4月分
監査報告第25号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年4月分
監査報告第26号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年4月分
監査報告第27号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成元年度平成2年5月分
監査報告第28号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年5月分
監査報告第29号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年5月分
監査報告第30号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年5月分

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第20号より第30号までの報告を終わります。

-
- 議長（出原平男君） 日程第13『留守家庭児童会（学童保育「なかよしクラブ」）の充実と改善を求める請願』を議題といたします。

本件については、産業文教委員会に付託となっておりますので、審査の結果並びに経過の報告を願います。

（産業文教副委員長登壇、報告）

- 産業文教副委員長（讃岐一太郎君） 本日、委員長に代わりまして、平成2年7月3日開会の第2回定例会において、当産業文教委員会に付託されました『留守家庭児童会（学童保育「なかよしクラブ」）の充実と改善を求める請願』について、去る9月19日委員会を開催し、審査をいたしました結果の概要について、私から御報告申し上げます。

まず、理事者側の本請願に対する基本的な考え方として、入所希望者の全員入所問題に対しては、4つの留守家庭児童会開設条件があり、その1つ目は、1校区に留守家庭児童が15名おり、新設については、20名以上の申し込みがあり、なおかつ、開設要望があること。

2つ目として、当該校に空き教室があり、学校教育に支障を来さないこと。

3つ目として、府の補助金が受けられること。

4つ目として、校長の承諾が得られ、指導員の確保ができること。

以上の条件を満たす中で、今まで開設してきたところである。

また、定員については40名という枠の中で、平成2年度においては、13校中3校が定員超過という現状であり、平成元年度同様、光明台北小学校の留守家庭児童会が開設するまでの間、校長、指導員の承諾を得た上で、特別措置として定員48名を実施したところ、和気小学校の1校だけが待機組が生じたが、それも本年5月にすべて解消した。

次に、複数クラス設置の件については、大阪府の補助金が得られないこと。また、空き教室の確保が難しいとの理由から、現状の運営方法で対処したい。

次に、空き教室の有無にかかわらず、プレハブ建設を含めた「なかよしクラブ」の開設要望については、複数クラス設置の件と同様、先ほどお示しした4条件が整った時点で開設していきたい。

次に、指導員と指導内容の充実については、まず、身分保障及び待遇の改善については、現在、月曜日から金曜日までは放課後から午後5時までとし、学校の休日、春休み、夏休み、冬休みは、午前9時から午後5時までという勤務時間をとっており、原則として休日は認めない

が、そのときの事情により配慮しており、とりわけボランティア的な家庭の主婦を中心に指導員をお願いしているなどを勘案すると、実質非常勤嘱託員としての位置付けが適当であると考えている。

次に、指導員の「専門性」向上のための研修等の開催要望については、現在、年10回にわたり市内校長、元校長、消防職員、図書館のボランティアの方々を講師として招き指導員研修会を開催しており、今後も研修内容の充実のため努力したい。

また、施設整備、制度の充実についての第1点目、各クラブの電話設置要望に対しては、現行学校内の電話を使用していただくということで各指導員さんにお願いしており、特に支障、問題点も見受けられないので、今後も現行のまま続けてまいりたい。

また、2点目「土曜保育」の開設については、昨今の土曜日休日制の定着化の中、現行のとおり家庭学習において対処していきたい。

第3点目のお盆、年末年始の閉所期間の短縮の件に関しては、現行、指導員に対しては、年休は制度的に認めていないが、お盆、年末年始に限り、指導員のための福利厚生という考え方と休んでいただきたい、今後も現行でいきたい、旨それぞれ各3点について説明がありました。

次に、質問の内容がありますが、「実態」という意味での当委員会に対しての資料提出要望がある中で、開設のための4条件は絶対必要不可欠なのか、との質問に対しては、いわゆる開設に当たっての前提条件というとらまえ方として、1つでも欠けると留守家庭児童会の確保、構成ができにくい、との答弁がありました。

また、非常勤嘱託員としての位置付けをした理由は、との質問に対しては、府下的な見地に立ってみると、ほとんどが非常勤またはアルバイトという実態であり、午後からの勤務という事情も考え合わせると、時間的に短いというのが条件であり、各市とも非常勤で対応している、との答弁がありました。

次に、電話利用状況は現場で確認されているのか、との質問に対して、研修等においては特に要望は出ておらず、直接担当している各指導員とも絶えず連絡を取り、意向を掌握している中においては、電話については、支障を来しているとは考えられない、との答弁がありました。

次に、次回請願審議においては、請願者代表の出席を願い、生の声を知っていただきたいということと同様、請願審議を深めるという見地から委員会としての現地視察の実施を検討してもらいたい、との要望が出て質疑を終わりました。

最後に、まとめといたしまして、本請願についてはまだ十分な審査検討が必要である。本定例会で中間報告をし、役員改選後において早期に一定の結論を見出せるよう、また、現地視察

と請願者の代表の委員会出席要請については、今後、検討課題としていただきたいという申し送りをするということでお諮りいたしましたところ、全員異議なく引き続き継続審査と決した次第であります。

以上で当委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

- 議長（出原平男君） ただいま詳細な報告が終わりました。本報告に対する質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり継続審査とすることに決しました。

なお、所管の委員会には、継続審査となりました請願を引き続き御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

-
- 議長（出原平男君） 日程第14、「平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

認定第1号

平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算の別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付ける。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第1号「平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定」をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上

げます。

今回、御認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計の5会計であります。決算報告書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり、審査意見書をちょうだいをいたしました。

御承知のとおり、わが国の経済運営は、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るとともに、地域経済の活性化により国土の均衡ある発展と将来に向けてのわが国経済社会の基盤の整備を目指しているところであります。

また、国家財政におきましては、特別公債依存体質からの脱却を実現するとともに、今後、急速に進展する高齢化や国際化に弾力的に対応するため財政改革を強力に推進し、財政の対応力を1日も早く回復することが緊急な課題となっております。

一方、地方財政におきましては、好景気の持続による地方税の自然増収などにより好転の兆しがあるものの、高率補助金の削減、公債依存体質等依然として厳しい状況のもとにあります。本市の平成元年度は、歳入面では市税が脆弱ながら堅実な伸びを示し、歳出面では人件費及び扶助費等に増えたものの、財政運営の効率化と健全性を期しました結果、普通会計につきましては2億200余万円の実質収支黒字決算、また、単年度収支におきましても1,100余万円の黒字決算と相なった次第であります。これはひとえに議員皆様方の御協力のたまものと感謝を申し上げる次第であります。

まず、一般会計につきましては、歳入総額341億180余万円、歳出総額338億9,900万余円、歳入歳出差し引きをいたしますと、2億280余万円の形式的な黒字と相なります。すでに御承認をいただきました平成2年度への事業費の繰り越しがございますので、その財源18万2,000円を差し引きいたしまして、2億260余万円の実質黒字と相なります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額64億9,320万余円、歳出総額64億6,050余万円、歳入歳出差し引き3,260余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、歳入総額54億3,880余万円、歳出総額53億8,440余万円、歳入歳出差し引き5,420余万円の黒字と相なりました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出総額とも1億9,070余万円の同額と相なる次第であります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額19億4,420余万円、歳出総額19億2,810万余円、歳入歳出差し引き1,610余万円の形式的な収支と相なりますが、すでに御承認をいただきました平成2年度への事業繰り越しがございますので、その繰り越すべ

き財源1,610余万円を差し引きいたしますと、収支均衡と相なる次第であります。

以上が、今回、認定をお願いをいたします各会計の決算状況でございます。よろしく御審議をいただきまして御認定を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。後で決算審査特別委員会が設置されるという議事日程が出ておりますので、その決算審査特別委員会等で個々にわたりましては審査されることになります。また、市長から大枠の説明はされておりますので、ここでは例年聞いております一般会計の同和関連事業費の額、それから全体に占める率、さらに、国、府、市等の財源内訳をお聞かせ願いたいと思います。また、その中の建設事業費がそれぞれどうなっていかということについても数字でお聞かせ願いたいと思います。

なお、これにつきましてはかなり数字が出てまいりますので、決算審査特別委員会に間に合うように、表にしてでも参考資料として提出を願いたいということも合わせてお願いをしておきます。

それからもう1点は、この平成元年度から消費税が導入された年度でありますので、その点で少しお聞かせを願いたいと思いますが、病院、水道の企業会計につきましては、決算審査意見書にも歳出面で出ておるわけでありますけれども、一般会計の方は、直接的な一般会計でのどこかへの支払いということはないわけです。いわゆる建設事業その他については、その含みが出てくるわけで、全体的にどの部分でどの程度の歳出が入っているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

なお、企業会計につきましては、この後で出されるわけでありますが、この消費税につきましての料金への転嫁については、条例で定められたにもかかわらずいろいろ運動や反対もありますが、これはそのままになっております。実施につきましては、市長が定めた日から、となっておりますので、その点での今後の考え方をお聞かせ願いたいと思うわけであります。

決算書は、例年12月等に出されておりましたが、これでは次年度の予算への反映ができないということで、私どもも含めて議会側からきつい要望があり、本年からは1つの会期が早くなりまして、この第3回定例会に提出されることになりました。この点につきましては、かなり各方面にわたって努力をされたと聞いておりますので、その点の評価をしつつ、ほかの堺市や泉大津市は今までからやられておりますので、ぜひ今後もこういうことでやっていただきたいと思うわけであります。

以上、よろしくお願ひをいたします。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） ただいまの御質問に対しまして、財政課阪よりお答え申し上げます。

第1点目の同和対策関連経費でございますが、一般会計総額といたしましては、歳出が33.8億9,900万6,000円でございます。そのうち同和対策経費といたしましては6.9億7,963万7,000円、20.6%の割合でございます。この同和対策経費の財源内訳でございますが、国庫支出金9億4,723万4,000円、22.8%、府支出金8億8,022万5,000円、38.8%、地方債13億2,466万6,000円、61.3%、その他の特定財源といたしまして1億3,375万円、4.0%の割合となっております。一般財源につきましては3.6億9,376万2,000円、16.8%でございます。

次に、建設事業費関係が一般会計に占める割合でございますが、一般会計の建設費総額といたしまして5.3億8,185万7,000円でございます。そのうちの同和対策の建設事業費といたしまして2.9億1,059万9,000円、54.1%の割合でございます。財源といたしましては、国庫支出金8億8,737万1,000円、72.2%、府支出金2億7,543万3,000円、53.7%、地方債13億2,466万6,000円、67.1%、その他の特定財源といたしまして4万7,000円、一般財源といたしまして4億2,308万2,000円、29.0%の割合になってございます。

2点目の消費税の影響でございますが、一般会計につきましては、納税義務という点では会計自身がございませんので、われわれといたしましては、あくまでも決算に基づく影響の見込みということで御理解を願いたいのでございますけれども、消費税額の影響見込みといたしましては、1億5,300万円と見ております。その中の大きな部分といたしましては工事請負費で約6,900万円、その次に大きいものといたしましては委託料関係で3,500万円、その他報償費、旅費、需要費、役務費、原材料費、備品費等が影響の対象のものがございます。主なものとしてはそのような状況でございます。

最後に、消費税の条例改正に伴う実施時期等の問題でございますが、平成元年度当初に条例改正をさせていただきましたが、実施時期等については、十分検討、熟慮するということで現在に至っているところでございます。消費税問題については、次国会等でも論議があろうかと思いますが、そういう推移を見ながら、また、近隣の推移を見ながら今後、実施時期について検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、後日、

議会議案として上程される決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

-
- 議長（出原平男君） 日程第15「平成元年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

認定第2号

平成元年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成元年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

（ 平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（岩井益一君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程されました認定第2号「平成元年度和泉市水道事業会計決算」について、御説明申し上げます。

初めに、15ページの事業報告書から当年度の経営状況について総括して申し上げます。

収益的収支勘定における収益面では、おおむね給水収益は現行料金内で消費税に対応いたしましたので、対前年度比1.1%の伸びと相なっております。

一方、費用面では、資本費を始め諸コストの増高が経営圧迫要因となり、経営収支は、依然として赤字基調の厳しい状態であります。幸い、企業努力と相まって受水費の値下げを始め薬品費の軽減効果などもありまして、単年度収支は、4,227万円の純損失にとどまりました。なお、これに前年度の繰越欠損金を加えまして、7,182万円の未処理欠損金が生じております。

また、資本的収支勘定では、水道施設整備事業として和田浄水場の浄水機械設備工事を始め、配水管更生事業や中央丘陵水道施設建設事業など各施設の改良投資を行い、資金不足額については、前年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

次に、給水の状況について申し上げますと、給水人口の増加などにより給水量は対前年度比3.0%増と相なっております。また、有効率の向上策につきましては、常に漏水しない工事に留意し、早期発見と修理体制により前年度実績を上回る結果を得ております。

それでは、最初に戻りまして1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、収益的収支勘定の収入の部では、第1款 水道事業収益最終予算額21億4,582万8,000円に対し決算額は21億6,151万971円となり、予算額に比べ1,568万2,971円の収入増と相なっております。

決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で19億9,479万2,441円。第2項 営業外収益では、加入金外で1億6,669万6,810円。第3項 特別利益では、過年度損益修正益相当額と相なっております。

一方、支出の部でございますが、2ページでございます。第1款 水道事業費用最終予算額22億768万円に対し決算額は21億9,603万2,710円で、不用額は、1,164万7,200円と相なっております。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、消費税見込み減を初め、その他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として18億8,882万7,260円。第2項 営業外費用として、企業債の支払い利息外で3億656万7,895円。第3項 特別損失では、過年度損益修正損となっており、第4項 予備費につきましては、全額不執行と相なっております。

次に、3ページの資本的収支について申し上げます。

まず、収入面では、第1款 資本的収入最終予算額4億4,101万円に対し決算額は4億4,134万8,789円であります。

内訳といたしましては、第1項 企業債で決算額2億1,200万円は、予算額どおり収入いたします。第2項 工事負担金については、決算額額2億2,034万8,780円で、予算額に比べ34万8,780円の収入増と相なっております。第3項は、一般会計からの消火栓新設に伴う負担金であります。

次に、4ページの支出につきましては、第1款 資本的支出最終予算額6億3,266万1,000円に対し決算額は6億3,015万9,228円で、不用額は、250万1,772円であります。

決算額の主な内訳といたしましては、第1項 建設改良費決算額4億6,245万2,368円。その内容といたしましては、赤水対策の配水管更生事業を初め、水道施設等整備事業の上水機

械設備工事、中央丘陵水道施設等建設事業の外、開発に伴う配水管布設工事、その他量水器及び固定資産購入のための営業設備費と相なっております。ここで250万1,632円の不用額が生じております理由といたしましては、人件費等の減によるものでございます。

なお、工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしておりますので、御参考賜りたいと存じます。

また、第2項 企業債償還金につきましては、決算額1億6,770万6,860円と相なっております。

最後に、財政収支状況につきましては10ページで御覧のとおり、当年度未処理欠損金が7,182万698円と相なり、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、今回、提出させていただきました決算報告書の概要でございます。

なお、損益計算書の外決算付属書類として16ページ以下に各明細書を添付いたしておりますので御参考賜りまして、何とぞ原案どおり御認定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審議をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

○ 議長（出原平男君） 日程第16「平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

認定第3号

平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成元年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成2年10月2日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました認定第3号「平成元年度和泉市病院事業会計決算認定について」、提案の理由並びに概要を御説明申し上げます。

その前に、別冊決算書2ページ、決算報告書収入第3項「特別利益 補正予算額110,000,000」とあるのは、「当初予算額 110,000,000」のミスプリントであります。正誤表を提出させていただきましたが、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、提案理由でございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、病院事業会計の決算を認定していただくべく御提案を申し上げた次第でございます。

次に、その概要でございますが、平成元年度における病院の利用状況は、入院患者数は年間延べ10万2,766人、1日平均281.6人、外来患者数は年間延べ22万1,044人、1日平均749.3人となっており、前年度と比較いたしますと、入院で1,134人の減、外来で2,718人の増と相なりました。

次に、病院事業の収支状況でございます。

収入につきましては、第1款 病院事業収益予算額46億2,050万2,000円に対し決算額は46億4,962万5,175円。

項目別に御説明申し上げますと、第1項 入院、外来等の医業収益で予算額42億3,073万円に対し決算額42億5,947万9,010円で、予算に比べ2,874万9,010円の収入増と相なりました。これは外来収益の増によるものでございます。第2項 一般会計からの補助金等の医業外収益予算額2億7,977万2,000円に対し決算額2億8,014万6,165円収入いたしました。第3項 特別利益は、予算、決算額とも同額の1億1,000万円を収入いたしました。

事業収益を前年度と比較いたしますと、1億8,780万5,837円、4.2%の伸びでございます。

次に、支出でございますが、病院事業費用予算額46億9,935万4,000円に対し決算額46億3,941万8,912円。

項目別に御説明申し上げますと、第1項 職員給与費、診療材料費等の医業費用予算額44億9,453万4,000円に対し決算額44億3,678万1,446円、不用額5,775万2,554円と相なりました。主な不用額は、職員の給与費、診療材料費等でございます。第2項 支払利息等の医業外費用予算額2億282万円に対し決算額2億263万7,466円を支出いたしました。第3項 予備費につきましては、執行しておりません。

医業費用を前年度と比較いたしますと、2億88万9,096円、4.5%の増と相なりました。

次に、4ページの資本的収入および支出でございますが、第1款 資本的収入は、予算額、決算額とも11億4,839万円でございます。

項目別に御説明申し上げます。第1項 出資金は、一般会計からの出資金でございまして、予算額8,839万円に対し決算額も同額収入いたしました。第2項 他会計長期借入金でございますが、これは一般会計からの借入金で、予算額、決算額とも10億円でございます。第3項 企業債は、医療用機器購入資金に充当するため借り入れました政府債の収入で、予算額、決算額とも6,000万円の収入でございます。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出予算額11億9,322万円に対し決算額11億9,320万4,509円でございます。

項目別に御説明申し上げますと、第1項 建設改良費は、看護婦宿舎還付金及び医療機器備品購入費として、予算額6,623万3,000円に対し決算額6,621万8,056円を支出いたしました。第2項 企業債償還金予算額1億2,698万7,000円に対し決算額1億2,698万6,453円支出いたしました。第3項 他会計長期借入金返還金は、予算額、決算額とも10億円でございます。

資本収支では、4,481万4,509円の不足額が生じましたが、これにつきましては、当年度損益勘定留保資金4,471万9,160円及び当年度消費税資本的収支調整額9万5,347円で補填いたしました。

以上の結果、当年度の収支状況は1,011万916円の単年度純利益を生じ、未処理欠損金につきましても、前年度総繰越額29億4,623万4,315円から29億3,612万3,399円と相なりました。また、不良債務額につきましても、前年度より1億1,659万6,328円減少し、平成元年度末の不良債務額につきましては4億1,075万6,156円と相なり、経営健全化計画の平成元年度の目標額の52.8%の達成と相なりました。

以上、平成元年度の病院事業の決算概要を御説明申し上げました。

依然として病院経営につきましては、国の医療費抑制策等々極めて厳しい状況にあります、経営健全化の推進とともに今後とも一層診療の充実を図り、患者サービスの向上に努力していく所存でございます。

なお、次ページ以下に決算附属書類及び参考資料等を添付しておりますので御参照の上、よろしく御審議賜り原案どおり御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（出原平男君） 日程第17 「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第4号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

平成2年10月4日 提出

和泉市議会議長 出 原 平 男

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 委員会の名称 | 決算審査特別委員会 |
| 2. 付託事項 | 平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算
平成元年度和泉市水道・病院事業会計決算 |
| 3. 委員会の構成 | 本委員会は委員12名をもって構成する。 |
| 4. 付託期限 | 本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。 |

○ 議長（出原平男君） 本件は、平成元年度和泉市一般会計及び特別会計決算、水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり慎重に御審議を願うため、本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第4号は原案どおり可決いたしました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任いたしたいと思いますが、これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定させていただきます。

-
- 議長（出原平男君） 日程第18「専決処分の報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第8号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成2年8月7日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市九鬼町217番地の2 池辺 節子

2. 損害賠償の額 車両修理に係る額 68,180円

3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。

○ 消防長（角谷泰夫君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいたしました報告第20号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げます。7ページでございます。

本件は、消防車両の交通事故の損害賠償に関し専決させていただきましたものでございます。損害賠償及び和解の相手方は、和泉市九鬼町217番地の2 池辺節子さんでございます。損害賠償は人身負傷ではなく、車両修理費6万8,180円で和解が成立いたしました。

なお、これらの財源は、自動車損害共済保険で補填するものでございます。

次に、事故の概要でございますが、平成2年7月1日（日曜日）午前8時45分ごろ、北田中町205番地、北田中班消防器具庫前市道において、月例訓練終了後の和泉市消防団第5分団下宮班の消防自動車が事務連絡のため停車、後部座席に乗車していた団員が後方を確認せずドアを開閉したため、後方から走ってきた相手車両に接触し、損傷を与えたものであります。

本件は、下車時の後方確認という基本を怠ったために生じた事故であり、再びこのようなことのなきよう、全団員に対しあらゆる機会を通じて車両運転時の安全確保について教養指導に努めてまいる所存でございます。何とぞよろしくお願ひを申し上げ、報告内容の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第20号を終わります。

○ 議長（出原平男君） 日程第19「専決処分の承認を求めるについて」（保育園児の事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第21号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第9号

保育園児の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、保育園児の事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次の専決処分する。

平成2年9月12日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、保育園児の事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市光明台一丁目24番12号 柴田 学
保護者 柴田 元廣
2. 損害賠償の額 396,378円
3. 和解の要旨

市は、和泉市立くすのき保育園1階ホールでの園児の事故について、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました報告第21号「専決処分の承認を求めるについて」、その内容を御報告申し上げます。

本件は、平成元年9月26日に発生いたしました保育園児の事故の示談解決に伴うものでございまして、相手方との示談交渉において、早期解決を図る必要から議会を招集し、御議決をいただきたいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成2年9月12日付で専決第9号「保育園児の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分」として専決処分をさせていただき、本日、御報告申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、相手方の和泉市光明台一丁目24番12号にお住まいの柴田 学君の保護者、柴田元廣さんに対し、損害賠償として金39万6,378円をお支払いすることにより和解し、円満解決を図ったものでございます。

次に、この原因となりました園児負傷事故の概要でございますが、11ページの参考資料を御参照いただきたく存じます。この事故は、平成元年9月26日（火曜日）午後4時20分ごろ、帰りのあいさつが終わった直後、当時、和泉市立くすのき保育園の5歳児柴田 学君が、同保育園1階ホールに置いてありました子供用ミニダンジリの屋根に上り、バランスを失い背

後から落下し、頭部を負傷したものでございます。直ちに所定の処置を行い、その後の経過も良好で、このたび、全治いたしましたので、示談交渉の結果、市より損害賠償金として39万6,378円を支払うことで合意し、円満解決いたしました。

この子供用ミニダンジリにつきましては、昭和63年保護者より寄贈されたもので、平成元年10月3日の運動会に地域文化の伝承を保育目標の1つとして位置付け、全園児と職員で引っ張ることを計画し、9月20日、保管場所より引き出し、1階ホールに置いていたものでございます。

また、損害賠償金39万6,378円の内訳につきましては、医療給付金1・2万4,992円、慰謝料を含むその他一切の賠償金27万1,386円でございます。

この損害賠償金につきましては、日本体育学校健康センター及び全国市長会学校災害賠償補償保険よりすべててん補されることになっております。

以上で報告第21号の説明を終わらせていただきます。

なお、本事件につきましては、園長以下担当職員一同深く反省し、今後、業務の遂行に当たっては、細心の注意をもって精励いたす所存でございますので、よろしく御審議の上、原案どおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（若浜記久男君） この件に直接関係はないんですが、ちょっとわからない点がございますので、わかる範囲内で御答弁いただけたらと思います。

学校の校内等で事故がよくあるわけですが、この方については、経過が良好で学校保険の方で対応されているということありますが、こういう状況以外に後遺症等が出た場合にはどういうことになりますか。その点の状況についてはこれで打ち切るのか、新たに保険の方で対応できるのか、その点の御答弁をいただけたらと思います。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 福祉事務所次長（坂田平之君） 児童課坂田よりお答えいたします。
この柴田 学君の件につきましては、医療費につきましては、先ほど、御説明させていただきましたように、日本体育学校健康センターの方でお支払いすることになっておりまして、慰謝料等その他一切につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険より補填となっております。お尋ねの後遺症でございますが、後遺症につきましては、直接、この事故が起因いたしまして後遺症が出た場合には、全国市長会学校災害賠償補償保険より補填されることになっております。
- 18番（若浜記久男君） 実は、過去に小学校の生徒さんがこういう事故に遭われ、歯を損

傷された経過がございます。小学校から中学校に上がる過程で乳歯から永久歯に変わるとかの場合、直接の後遺症の形にならないとか、あるいは部分的には後遺症の対象になるのか、こういうことがあると思うんです。その辺で過去に保険の適用をうける中で実例があったら答弁をお願いしたいと思います。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 保育所関係でございますので、私の方から報告させていただきます。

その事故の内容によるんですが、いわゆる市側というか、管理者側に過失があったかどうかというのが、まず、認定の対象になってくるわけです。子供の事故ですから、よく学校とか保育所の運動場で転んでけがをしたとか、鉄棒から落ちたとか、それらの事故があるわけです。これらの医療費とか、あるいはそれに伴う後の障害等が生じた場合、先ほどの報告の内容もありますが、日本体育学校健康センターより医療費あるいはその後遺症あるいは障害が残った場合、あるいは最悪のケースで死亡した場合、そこから給付金が出るわけです。

それ以外に管理者側に過失があったということになれば、別に入っております、先ほど御説明いたしました全国市長会学校災害賠償補償保険から別途、市なりが補償しなければならないものが出て仕組みになっております。

したがいまして、そのケースによって一概に言えませんが、過失があった場合、その過失に対する相殺割合等によってそれらの額が決定されるということになっております。

- 18番（若浜記久男君） わかりました。それで結構なんですが、保育園とか学校内ということで過失の判断は非常に難しいと思うんです。その辺では、これだけの事故だと、後遺症が必ずないというふうには思えないんです。今回は、そういうことで過失があったと思われますので、それで結構なんですが、例えば運動会とか、その練習のときとか、いわゆる授業時間を放れたところでの校内の事故の場合学校の保険は適用できない。市が独自に入っている保険の対象になるということですね。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） はい。

- 18番（若浜記久男君） わかりました。結構です。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第21号を承認することに決しました。



- 議長（出原平男君） 日程第20「工事請負契約締結について」（和泉市公共下水道府中2

－8号線管布設工事)より日程第22「工事請負契約締結について」(和泉市公共下水道池田下20-4号線管布設工事その2)までの3件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第39号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道府中2-8号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 和泉市公共下水道府中2-8号線管布設工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 169,435,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 和泉市旭町429番地の3
株式会社竹内建設
代表取締役 竹内博文 |

議案第40号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道伯太南幹線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 契約の目的 | 和泉市公共下水道伯太南幹線管布設工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 119,480,000円 |

5. 契約の相手方 和泉市大野町580番地
株式会社 寄田組
代表取締役 寄田年文

議案第41号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道池田下20-4号管布設工事その2請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市公共下水道池田下20-4号線管布設工事その2
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 見積随意契約
4. 契約金額 132,870,000円
5. 契約の相手方 大阪市中央区北浜1丁目1番6号
佐藤工業(株) 大阪支店
専務取締役支店長 大寺高男

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、お許しをいただきまして席から、ただいま一括御上程をいただきました議案第39号、40号及び41号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、いずれも南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業の一環として施行する和泉市公共下水道に係る管布設工事で、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、まず、議案第39号「和泉市公共下水道府中2-8号線管布設工事」でございますが、契約金額1億6,943万5,000円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものであります。

工事の概要は、参考資料及び別冊図面にお示しいたしましたとおり、府中阪本線に埋設する

ものであり、起点和泉市府中町一丁目1181番地の3-99先から終点和泉市府中町六丁目1557番地の11先まで、工事延長225.36mに雨水管を推進工法により布設するものであります。ほかにマンホール2カ所の設置及び附帯工一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から平成3年3月20日までを予定いたしております。

次に、議案第40号「和泉市公共下水道伯太南幹線管布設工事」でございますが、契約金額1億1,948万円。契約の相手方は、和泉市大野町580番地 株式会社寄田組代表取締役寄田年文と契約しようとするものであります。

工事の概要は、参考資料及び別冊図面にお示しいたしましたとおり、阪和東側2号線に埋設するものであり、起点和泉市伯太町一丁目718番地の3先から終点和泉市伯太町一丁目1229番地の4先まで、工事延長121.80mに雨水管を推進工法により布設するものであります。

工期は、御議決をいただきました日から平成3年3月20日までを予定いたしております。

続きまして、議案第41号「和泉市公共下水道池田下20-4号線管布設工事その2」でございますが、契約金額1億3,287万円。契約の相手方は、大阪市中央区北浜一丁目1番6号佐藤工業（株）大阪支店専務取締役支店長大寺高男と契約しようとするものであります。

工事概要は、参考資料及び別冊図面にお示しいたしましたとおり、起点和泉市池田下町1916番地の2先から終点和泉市池田下町2424番地の1先まで、工事延長792.3mに公共下水道雨水管及び污水管を布設するもので、ほかにマンホール31カ所の設置がございます。

工期は、御議決をいただきました日から平成3年3月25日を予定いたしております。

なお、本件につきまして見積随意契約といたしておりますのは、施行場所が、近畿自動車道松原海南線の側道部分に埋設するものであります。工期、工程、現場の状況等から高速道路築造工事と同時に施行せざるを得ない物理的な状況のもとにありますところから、地方自治法施行令の規定により、すでに日本道路公団が道路工事を発注しております佐藤工業株式会社大阪支店から見積もりを徴しましたところ、予定価格の範囲内であり適当であると判断をいたし、契約をいたそうとするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第39号、議案第40号及び議案第41号を一括御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 本3件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 若干、参考までにお聞かせ願いたいと思います。
- 議案第39号ですが、これは府中駅前ということですが、駅前再開発との絡みで、ここら辺

はどういうふうになるのかというのが第1点。また、これをやることによる効用、効果のあたりはどのようにしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、参考までにこれは議案には余り関係はないんですが、私の提案でマンホールの図柄が川蟬と川と水仙、汚水マスには水仙、雨水には川蟬ということで、これはあくまでも水洗ということは、公共下水道の下に生放流されているというニュアンスがあり、山手の方で水仙の絵柄のマンホールを見るわけです。「ここにあるな」という感じです。何かとらえ方がおかしいのじゃないか。その点でもっとはっきりすべきではないかと思うんですが、お聞きかせ願いたい。

以上2点。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 下水総務課長（西岡政徳君） 府中阪本幹線については、再開発とは全く関係はございません。市道の中に雨水管を埋設するものでございます。効果につきましては、沿線の雨水対策としてやってございます。

続きまして、山手の方で水洗でやっている分につきましては、合併式浄化槽の分について、将来、引き取れるような形の指導の中でマンホールを実施しております。

- 7番（赤阪和見君） 議案39号の分ですが、起点から下はどうなっているのか。工事部分だけが書かれているので、その点では、この終末はどうなっているのかという点。

それと、道路の下へ入るので、府中駅前再開発とは関係ないということですが、そうしたら、駅前再開発の道路は規定したものになってしまします。真直ぐ付けるとか、曲がって付けるとかが出てくると思うんですが、どういう考え方を持っておられるのか。

- 下水総務課長（西岡政徳君） 幹線の終末については、府中幹線として前年度に施行したものでございます。これは府中駅前を通って南第一踏み切りから病院の前を通り、楨尾川まで施行するものでございます。

それから、阪本幹線は再開発の区域外になりますので、中央商店街の中に埋設するものでございます。

- 7番（赤阪和見君） これは駅前再開発の区域外ですか。
- 下水総務課長（西岡政徳君） はい。
- 7番（赤阪和見君） この起点から南はできているんですか。
- 下水総務課長（西岡政徳君） 川までできております。
- 7番（赤阪和見君） わかりました。この参考資料の図面の中では、終末がどうなっていくのか、下まで点線ででも結構ですので、いつ完成したのかも書いていただければ、資料を見る

際もありがとうございます。

それと、合併浄化槽ばかりではないんですね。現在、開発しているところというのは、雨水配水の管と污水管の2つがあるんですか。

○ 下水総務課長（西岡政徳君） そうです。雨水管と合併処理槽の二本立てで施行しております。

○ 7番（赤阪和見君） そうしたら、生放流の場合には、ここでも見ますと、250から300の管ということですね。現在、開発地域で埋められている管も250から300ぐらいのものと理解したらいいんですか。

○ 下水総務課長（西岡政徳君） そうです。

○ 7番（赤阪和見君） その深さは、おのずから決まっていると理解していいんですね。

○ 下水総務課長（西岡政徳君） 幹線に持っていくため一番低いところから取りますので、上流部分については、それに接続できる形でやっております。

○ 7番（赤阪和見君） これから和泉市もどんどん人口が増え、小さな開発も増えてくると思うんです。そういう中で、これは下水処理のマンホールだというのと、若干、ニュアンスが違うんじゃないかな、その点はどうでしょうか。

○ 建設部長（浅井隆介君） 先生の御指摘は、現在、公共下水道の区域でないのに、そういうことにはまぎらわしいのではないか、ということでございます。私どもとしては、開発地につきましては、将来を展望いたしまして、すべて分流方式でやっております。しかも、末端管になっているわけで、そこに私どもの幹線なり準幹線が接続されていく。そういうことも計算の上で、地域内というか、団地内で将来、マンホールを付け替えなければいけませんので、本時点において雨水、いわゆる雑排水と将来の汚水とに分けてマンホールを設置したということでおざいます。

○ 7番（赤阪和見君） そこがまぎらわしいわけで、後ゼニがかからんようにということはよくわかるんですがね。マンホールの耐用年数はどのくらいと見ればいいんですか。

○ 下水総務課長（西岡政徳君） 30年近くと見ればいいと思います。

○ 7番（赤阪和見君） それでは、30年以内に公共下水道が来ると理解させてもらっていいんですか。別にそういう意味ではないが、もう少し整理していく必要があるのではないか。車の通るかげんや材質にもよりますが、検査はしているわけですからね。半永久的なものと理解をしているわけです。下の構造物は別にして、マンホールの蓋だけについてはね。

その点ではいいんですが、水仙の絵柄は、水洗便所の汚水が流れ込んでいると理解するんです。うちらの近くでの絵柄を見ると、僕らの頭ではなじめないわけです。今後、和泉市内に

公共下水道ができるいくが、参考までにお聞きしますが、公共下水道の区域がすべてできたとき、何カ所のマンホールができますか。それは聞いても無理、無理を承知で聞いたんです。そこで、100年の大計の上に立つならば、今、きっちりとした方向性の中、それだけ和泉市内で勘定ができるほど、想像もつかないほどマンホールの蓋ができるいくとするならば、和泉市の全部のマンホールを水仙の絵柄にしなくてもいいんじゃないかな。

もっと和泉市の個性豊かな方向性を持つべきではないか。横山へ行けばみかんにするとか、黒鳥へ行けば桜にするとか、槇尾山なら弘法大師、弘法大師を余り踏んだらいかんが、何百、何千カ所、万に近いマンホールができるからです。今、わずか30万、50万、100万の絵柄の費用をかけてもしました。その中で1つの地域を印象付けるようなマンホールにも味を持たせるような方向性を持っていただきたい。

これは要望だけにとどめておきます。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本3件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないもの認めます。よって、議案第39号、議案第40号及び議案第41号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第23「市道路線の認定について」（和泉中央駅前線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

議案第42号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な 経過地
和泉中央駅前線	992.00	21.00 ~ 23.00	池田下町 526番地先	万町 747番地	

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第42号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。議案参考資料21ページ及び別添参考資料4ページを合わせて御参照を願います。

本件は、住宅・都市整備公団が行っております新住宅市街地開発事業の一環として、さきに市議会において街路事業の直接施行の同意を行ったものであります、今回、公団が補助承認申請を行うに当たり認定を必要とするものであります。

まず、場所ですが、本地区の中心ゾーンにある和泉中央線から泉北高速鉄道の新駅に連絡し、シビックセンターゾーンを結ぶ位置にございます。

その内容であります、起点池田下町526番地先から終点万町747番地先までの延長992m、幅員2.1m～2.3mを和泉中央駅前線として、道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いをするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第24「市道路線の廃止及び認定について」（富秋町4号線及び富秋幸線）を議題といたします。
 - 議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第43号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重 經 要過な 地
富秋町4号線	535.60	4.30～13.10	富秋町 33番地の先	伯太町 430番地の1先	

2. 認定する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重 經 要過な 地
富秋幸線	592.60	7.50～13.10	富秋町 1256番地の3先	伯太町 430番地の1先	

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第43号「市道路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。議案参考資料21ページ及び別添参考資料5ページから9ページを合わせて御参照を願います。

本件は、平成2年度より大阪府の補助事業として道路整備を行うもので、補助事業の承認申請を行うに当たり認定を必要とするものでございます。

まず、廃止路線の富秋町4号線でございますが、起点富秋町33番地先の和泉工業高校西隅から終点伯太町430番地の1先の府道大阪和泉泉南線までの延長535.60m、幅員4.30～13.10mを道路法第10条の規定に基づき、廃止をお願いするものでございます。

この廃止に伴い、改めて富秋幸線として認定しようとする路線の内容でございますが、起点富秋町1256番地の3先の国道26号線から和泉工業高校前を通過し、終点伯太町430番

地の1先の府道大阪和泉泉南線までの延長 5.9 2.6 0 m、幅員7.5 0 ~ 13.1 0 mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。また、この富秋幸線の一部、延長 25.2 4 mにつきましては泉大津市域であるため、道路法第8条第3項の規定により泉大津市より承諾を得ております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○ 議長（出原平男君） 日程第25 「忠岡町が本市の区域内に町道を認定することについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第44号

忠岡町が本市の区域内に町道を認定することについて

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第4項の規定により、忠岡町が当該町区域をこえて本市区域内に町道路線を次のように認定することについて承諾したいので、議会の議決を求める。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	区間	延長(m)	幅員(m)	備考
松尾川右岸線	起点 和泉市小田町936番地の1先 終点 忠岡町高月北1丁目395番地の1先	212.50	4.00	別図
忠岡町区域をこえて本市区域内にかかる部分（別図のとおり） 延長 71.00 m 幅員 4.00 m				

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第44号「忠岡町が本市の区域内に町道を認定することについて」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。議案参考資料23ページ及び別添参考資料10ページから11ページを合わせて御参照を願います。

本件は、さきに御説明申し上げました富秋幸線の認定とは逆のケースでございまして、今回、忠岡町が起点和泉市小田町936番地の1先から終点忠岡町高月北一丁目395番地の1先までの延長212.50m、幅員4.0mを町道として認定するに当たり、その区域の一部、延長71mが本市の小田町区域内にあるため、道路法第8条第3項の規定により忠岡町が本市の承諾を得る必要があり、同条第4項の規定に基づき、本市議会の承諾を得ようとするものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。



- 議長（出原平男君） 日程第26「和泉市の休日を定める条例制定について」及び日程第27「和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第45号

和泉市の休日を定める条例制定について

和泉市の休日を定める条例を次のように制定する。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第　号

和泉市の休日を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき和泉市（以下「市」という。）の休日を定めることについて必要な事項を定めるものとする。

（市の休日）

第2条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 前号に掲げる日以外の日で、法律の定めるところにより休日となる日
- (4) 12月30日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第3条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（昭和63年法律第94号）の趣旨に基づき、本市に土曜閉庁による4週6休制を導入するにあたり、これまで慣習として閉庁日とされていた本市の休日について明文規定を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第46号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する（案）

和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条中「市長」を「任命権者」に改め、同上に次の1項を加える。

2 勤務条件の特殊性により前項の規定により難いときは、任命権者は、市長の承認を得て休憩時間につき別段の定めをすることができる。

第4条及び第5条を次のように改める

（勤務を要しない日）

第4条 日曜日及び週休土曜日（毎月の第2土曜日及び第4土曜日並びに規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎4週間について2となるように任命権者が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。）は、勤務時間を要しない日とする。

2 任命権者は、特別の勤務に従事する職員について、前項の規定により難いときは、4週間ごとの期間を定め当該期間内に4日以上の勤務を要しない日を別に定めることができる。

3 任命権者は、職務の性質により前2項の規定により難いときは、勤務を要しない日を別に定める事ができる。

（勤務時間の割り振り）

第5条 任命権者は、第2条に規定する勤務時間を、週休土曜日のある週にあっては月曜日から金曜日までの5日間、それ以外の週にあっては月曜日から土曜日までの6日間において割り振るものとする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、別に割り振ることができる。

第8条を第10条とし、第7条中「、市長が」を「、任命権者が市長の承認を得て」に改め、同条を第9条とし、第6条第3項を削り、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加え

る。

(勤務を要しない日の振替え)

第6条 任命権者は、職員に第4条の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。ただし、当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間）をい。う。以下同じ。）のみが割り振られている日（以下「半日勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更することが困難であるときは、規則の定めるところにより、半日勤務日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休日)

第7条 職員は、休日には、特に勤務することを命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない。

2 前項の休日とは、次の各号に掲げる日をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- (2) 前号に掲げる日以外の日で、法律の定めるところにより休日となる日。
- (3) 12月30日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年1月1日から施行する。

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「年末年始等で規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前2項において「休日」とは、和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）第7条第1項に規定する休日「（同条例第4条の規定に基づき、毎日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日

に当たるときは、規則で定める日)をいう。

第20条中「1週間の」を「1週間当たりの」に改める。

理由

国及び府下各市における土曜閉庁による4週6休制の導入に伴い、本市においてもこれを実施すべく職員の勤務条件について、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(出原平男君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長(杉本弘文君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま一括上程をいただきました議案第45号並びに第46号につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第45号「和泉市の休日を定める条例制定について」の提案の理由でございますが、国におきましては週休2日制を推進いたすため、国の行政機関にあっては、昨年1月から毎月の第2、第4土曜日を休日としてその執務を行わないとする、土曜閉庁の4週6休制が実施されているものでございます。

また、地方公共団体におきましても、土曜閉庁による4週6休制を導入するに当たっては、条例でその市の休日を定めるよう、地方自治法が改正されているところでございます。

本市におきましても今回、土曜閉庁による4週6休制を導入しようとするに当たりまして、これまで職員の勤務時間等に関する条例、年末年始の休暇等により、必然的に慣習として閉庁されておりました本市の休日について、土曜閉庁に関する条例措置を機に、地方自治法の趣旨に基づきまして、明文の規定を設けようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書25ページ和泉市の休日を定める条例(案)第2条は、市の休日を列挙してございまして、

- (1) 日曜日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 前号に掲げる日以外の日で、法律の定めるところにより休日となる日
- (4) 12月30日から翌年の1月4日までの日

につきましては、市の執務は、原則としてこれを行わないものとするものでございます。

なお、毎月の第2、第4土曜日を新たに閉庁するに当たりまして、市民の皆さんのお利用度の高うございます社会教育施設及び市立病院、消防署、保育所等、市民生活に密着したほぼすべての施設につきましては、従来どおり、第2、第4土曜日は閉庁せず、開庁いたしますものでござ

います。

また、第3条におきましては、市への申請や届け出の期限の日が市の休日に当たりますときは、翌日をもってその期限とみなすものでございます。

なお、本条例案は、平成3年1月1日から実施しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

なお引き続きまして、議案第46号「和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、さきに申し上げましたとおり、国や府及び府下各市におきましては、週休2日制を推進する上で昨年から逐次、土曜閉庁による4週6休制の導入が図られているところでございます。

本市におきましても、公務部門において週休2日制を推進していく観点から、土曜閉庁による4週6休制を導入いたすべく、今回、和泉市の休日を定める条例制定と合わせまして、職員の勤務時間についても所要の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、第1条から第3条の改正は、文言上の整備及び所要の規定の整備でございます。

第4条第1項の改正は、市の休日に合わせて日曜日及び第2、第4土曜日を含めた4週間に2回の土曜日について、職員にあっては勤務を要しない日とし、第2項及び第3項については、日曜日や閉庁土曜日に開館する各施設に勤務する職員について、いわゆる閉庁勤務者と均衡を失しないよう、勤務を要しない日を定めようとするものでございます。

次に、第5条の改正は、職員の1週間の勤務時間について、その割り振り規定を定めようとするものでございます。

また、第6条の改正は、職員が勤務を要しない日に特に勤務を命ぜられた場合、その勤務に代えて他の日に勤務を要しないよう変更できる旨の振り替え制度を設けようとするものでございます。

次に、第7条の改正は、市の休日に合わせて職員の休日を規定いたすもので、

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 他の法律により休日となる日
- (3) 12月30日から翌年1月4日

については、特に勤務命ぜられない限り、職員にあっては勤務することを要しないものでございます。

また、附則第2項及び第3項は、この条例の改正に伴い、給与条例につきましても所要の改正を行おうとするものでございます。

なお今回、土曜日閉庁による4週6休制実施に伴いまして、職員の1日の勤務時間について2つの職員団体と協議を重ねましたところ、現行平日午後5時終了でありましたものを15分間の延長を行うこととし、午後5時15分まで業務を行いまして、市民サービスに配意いたしたものでございます。

また、本条例案は、平成3年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、33ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 国の方向性、また、日本人が働き過ぎという中で非常に結構なことだと思います。しかし、これによって市民生活に及ぼす影響があろうと思います。すなわち、半日分が消えるわけですからね。そのことによって1日15分間延ばすということですが、これは時間の計算だけではいかない面がある。例えば燃えないごみの収集体系、また、いろいろと職員が代休を取るため、今まである時間帯で5人のところが3人になる。そういうことの故に、その分の職員の補充というものを考えていかなければならないのではないか。そういう点はいかがお考えか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 人事の鹿島からお答えいたします。

先生がおっしゃいますように、住民生活に影響を与えないように配慮しなければならないということは、ごもっともあると思います。そのために職員の補充はどうであろうか、ということでございます。和泉市におきましては、定員管理については、非常に厳しいものを持ってございます。もう1つは、4週6休制実施につきましては、職員は原則として不補充、何とか合理化をやりながらやっていけ、という国の指導がございます。差し当たり、4週6休制を実施しながら、どうしてもうまく回らないというようなことが起こることもあるかと思いますが、将来の完全週休2日制に合わせていろいろと検討していくなければならないものだと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

- 7番（赤阪和見君） なるほどそういう国の指導があるので、さしつめ職員の皆さんに努力をしていただくということはわかるんですが、物理的にも半日分が消えるわけですからね。そ

の日を当てにしながら計画している人もおりますよ。そういう点で特にこれはどこの市でしたか、住民票や印鑑証明発行の自動化という形を進めています。これはオンラインと同じでして、貯金をおろすカードのような形でやっている市がもうできてきております。その点で皆さんにそういう形をとっていただき利便性を図る、晚まで開けようかという市民窓口の形の中で考えた市もございます。

私たちも、現在あるいろんな機能を使いながら市民生活がより豊かになるような形を探っていかなければならない。われわれは、何も生産性向上をしているわけではないので、市民生活にいかにプラスになるかを常に考えていかなければならない。そのためには人的な配慮、また、機械的な今のOA機器を使いながら市民サービスをしていく。今後は、その辺も考えながら早急に取り入れをしてほしい。

助役さんがおっしゃってました。そういう形の中でNECの機械を一本化してくるのは、そういうオンラインを目指すためなんだ。これはコンピューターを導入するときに言われて久しいわけですが、まだ成果も上がっておりません。その点では、現在の文明の機器を使うなら使うで、しっかりとプライバシーを守りながらやっていただきたい。

このように要望しておきます。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号、議案第46号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第28「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第47号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 18 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「6,800円」を「7,000円」に、「11,500円」を「11,800円」に改める。

第18条中「240,000円」を「250,000円」に改める。

別表第1中「9,940」を「10,200」に、「10,720」を「11,000」に、「11,500」を「11,800」に、「8,370」を「8,600」に、「9,150」を「9,400」に、「6,800」を「7,000」に、「7,590」を「7,800」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項、第18条及び別表第1の規定は、平成2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成2年政令第139号）が公布、施行されたことに伴い、本市においても同政令の趣旨に従い、補償基礎額及び葬祭補償の定額部分を引き上げ消防団員等に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第47号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、御説明申し上げます。39ページでございます。

今般の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、平成2年政令第139号でもって一部改正されましたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第5条第2項第2号については、消防作業従事者等に対する損害補償の基礎額を定めたものであり、最低補償基礎額6,800円を7,000円に、補償最高限度額1万1,500円を1万1,800円に改めようとするものでございます。

次に、第18条については、葬祭補償の定額部分24万円を25万円に、また、別表第1につきましては、消防団員の補償基礎額を定めたものであり、階級及び勤続年数により現行最低6,800円から最高1万1,500円までの9段階に区分されておりますが、これを最低7,000円から最高1万1,800円に改めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第47号の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。41ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので御参照賜り、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 過日の槙尾山の山火事等には、非常に御苦労さんでございました。消防団員の皆さんに議会からよろしくと御礼があったとお伝えください。消防団は、その点では非常に頑張ってくれています。また、こういう国の施策ということで、大概の議会の折に年間を通じて出て来るわけですね。優遇されているとは思いませんが、非常に努力をされていることはありがたいと思います。

これについては市長、ほかにいろんな形があります。一昨日の須藤議員さんから話があったように、いろんな市行政に携わる人、市民生活を守るために防犯とか、いろんな形にある部分、それらの方々の安全性についても、この際、消防団は、全国組織の中できちんとした法令が出てきますが、そういうものには、なかなか出てこないわけです。

一昨日の一般質問を聞いておりますと、東大阪の出方を見ているんだ、という答弁に対し、私は和泉市民として申しわけない、とんでもない答弁だと思うんです。東大阪の出方を見て、

それに沿って和泉市は決めるのか。和泉市行政の主体性はどこにあるのかと訴えたい。私たちは、和泉市民が、また、大阪府民として、あるいは日本国民として、本当に最高に抜きん出た生活をすることを何も望んでおりません。人間らしい伸び伸びとした、貧乏でも結構ですが、そういう生活を求めていくために私たち行政があるのではないかと思うわけです。

その点で今後の方向性について、「消防団員等」という「等」は何を指しておっしゃっているのか、教えていただきたい。また、他の面についても市長、ちょっと精査していただきたい。この要望だけしておきます。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 消防長（角谷泰夫君） これは条例の中にも出ておりますし、消防組織法に定められた消防作業、救急作業等に市民の方が協力し、なおまた、われわれとして協力を命じた人も対象にしております。
- 7番（赤阪和見君） 自主的協力も入るんですか。
- 消防長（角谷泰夫君） 自主的協力といっても、災害、火災現場に最初にだれがおったかという条件下においていろいろあるんですが、初期消火ということについては、すでに命令があったものという解釈をいたします。
- 7番（赤阪和見君） 火災だけでなく、以前も12月議会で言いましたが、町会ごとにやっている防犯ですね。そこに消防団員と一般町民が一緒に火災や盗難等の警備をしている。そこで窃盗犯人と出会って格闘になり、2人ともけがをしたとします。このとき、「等」が該当するわけですか、されないわけですか。歳末警戒に出ていてそういうことになった場合ね。
- 警備課長（池野 透君） 消防本部池野より答弁いたします。
ただいまおっしゃっておられる問題については、あくまでも消防団員公務災害補償が適用されるのは、消防業務が遂行されているという前提がございます。防犯という部門にまでは拡大はされないと御理解願いたいと思います。
- 7番（赤阪和見君） 防火は。
- 警備課長（池野 透君） 防火は、当然含まれます。
- 7番（赤阪和見君） 歳末警戒ということで回っているわけですね。そこでたまたま出会った、しおりゅう出会うものではありませんよ。放火犯でも同じことです。それで2人もけがをした。この場合、どちらもそれに当てはまる意味の「等」ですか。
- 警備課長（池野 透君） ここで言います「等」というのは、あくまでも人を対象にした、対象者をうたっているものです。消防団員と、消防長が答弁いたしましたように、消火協力者、救急協力者、救助協力者などの協力者を対象にした対象者でありまして、行為そのものに対する

る「等」は含んでおりません。

- 7番（赤阪和見君） それはわかっております。年末に防火、防犯の2つを兼ね備えて町会が提灯をつけますわな。2人1組、消防団員と一般の民間人が町内を回ったいたとき、たまたま放火犯人を見付け格闘になり、消防団員も一緒にいた人も2人ともけがした。その場合は、この中に入るんですかということです。
- 警備課長（池野 透君） 当然、火災予防警戒という行為ですので、公務災害の適用になるかどうかは基金が認定するものです。ただ、事務局としては、消防協力という行為と認めまして、当然申請はいたします。
- 7番（赤阪和見君） それが放火でなく、盗難やったら出せませんか。
- 消防長（角谷泰夫君） あくまでも火災、水害、救急といった部門に限られておりますので、多分、今のケースは出せないと思います。
- 7番（赤阪和見君） 消防団員も出せませんか。消防団員は、団長の指揮のもとに各町会へ協力しなさい、ということで行っている場合はどうなりますか。
- 消防長（角谷泰夫君） 事案によりまして消防所轄事案、警察所轄事案等がございます。今、お説のものは警察所轄事案かと思います。その場合、消防署でフォローはできかねると思いますが、最大限有利な考え方で進めてまいりたいと思います。しかし、端的な警察所轄事案となりますと、ちょっと難しいかと思います。
- 7番（赤阪和見君） 各町会の市民の安全を守る民間防衛体組織という形の中でやっているわけですが、ここにいろんな問題が出てくるわけですよ、市長。団員さんと団員でない場合はね。同じことをやりながらね。その点でひとつの方針を打ち出していただきたい。年末の防火、防犯運動の際、町会連合会が主体としてやるわけですが、市長も慰問に行きますわね。署長、防犯の会長、議長等々も手分けして行くわけでしょう。市民の安全を求め、また、守っているという意味合いから、総保険体制というか、そういうものを組んでいただきたい。これは3年も5年も前からお願いしておりますが、まだ実現しておりませんので、これを機会にひとつよろしくお願ひいたします。

（議長退席、副議長着席）

- 副議長（西口秀光君） 他に、天堀君。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。和泉市消防団員の条例をよく読んすべて見極めているわけではございませんので、もし、間違っていたらお許しを願いたいと思います。
参考資料新旧対照表42ページの葬祭補償の18条に「非常勤消防団員等が公務により、…」となってますね。この辺では、和泉市消防団員ということと、非常勤消防団員等ということ

とでの区別はどこにあるのかどうかということをお聞かせ願いたいのが1つ。

それから、この18条の「公務により」というのは、恐らく死亡ということだろうと思うんですが、「又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合」とありますが、これ以外のこの「公務」というのは、どの程度の範囲が含まれるのかどうか。例えば出初め式とか、先ほど出た訓練等、いわゆる非常勤消防団員が指示、命令を受けて活動することのすべてが公務ということに当たるのかどうか、解明していただきたい。

それから、葬祭関係にもかかわってくるわけでございますが、先ほど出ました槇尾山の山火事等、僕も現場でかなりの時間状況を見させていただき、大変やなと思いました。火災現場にはなるべく寄せていただき、状況も見て参考になればということで今までやってきております。議員になってから2回、槇尾山関係の山火事には、一緒に現場でいろんなことを見させていただきました。実態は、確かに大変なんですね。非常に危険も伴います。一般の火災と比べ、特に夜間にかかると非常に危険な状況です。例えば出動した場合の特別な手当というのは、非常勤消防団員の場合はどうなっているのかということが1つ。

それから、そのことで死亡した場合、そのとき総指揮というものは、槇尾山のときは消防長も来られていましたが、本署の常勤の消防署員の方から指示、命令を出すわけですが、一番先の現場で消防団員が協力して同じように業務をしていて事故で死亡した場合、例えばの話ですが、消防職員と消防団員の死亡とは、公務災害補償の関係で言えばどういう違いが出てくるのか、お聞かせ願いたい。

もう1つは、第5条関係の別表第1補償基礎額表というのが出てます。これが今回も変更になるわけですが、この変更の基礎になるのは、第5条の「その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは11,800円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる」ということが別表に当たるまっているわけですね。いわゆる勤続年数と、団長及び副団長、分団長及び副分団長、部長・班長及び団員と3つのクラスに分けていると解釈するんですが、その解釈が間違いかどうか。

以上、お聞かせ願いたいと思います。

- 副議長（西口秀光君） 理事者答弁。
- 消防長（角谷泰夫君） まず、非常勤消防団員と消防団員ということでございますが、従前、発足当時からからのいろんな経過の中で出てまいっておるものでございます。御承知のように消防団員の中では、非常勤の消防団員と常勤の消防団員というのがございます。本市並びに全国的に大部分は、非常勤消防団員ということで、こういう言葉が出ておりますが、用語の

統一について研究してみたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それから、公務の範囲でございますが、団長が計画、指示、命令いたしました例えは出初め式であり、その他各分団で例月訓練等がやられておりますが、いずれも公務の範囲に入っています。

それから、特別な手当でございますが、確かに山林火災の場合、この前、阪南町で起きました極左グループの放火による山林火災、4日間がございました。本市の場合、地元議員さん、関係議員さんに御心配をおかけしましたが、火災現場での消火作業、約24時間ございましたが、非常に団員の皆様方にも御苦労をおかけしたわけでございます。現在のところでは、年間一定金額を予算の範囲内でお支払いをしていることにとどめさせていただいている状況でございますが、今後、よく検討してみたいと考えております。

次に、好まぬことでございますが、殉職した場合はどうなるのか、ということでございます。団員さんの場合モデル家族を考えまして、現在、35歳の消防団員で奥さんと18歳未満の子供さん2人、勤続年数17年、すなわち高卒時点で入団、就職した場合を比較しておきました。現在、殉職した場合、まず、一時金が、今回、改正をお願いしております地方公務員共済補償法に基づく補償ということで団員については条例に基づき、また、職員については、地方公務員共済補償法に基づいて支給される分。

2番目として退職報償金、職員の場合は退職金。

次に、出てまいりますのが和泉市消防賞じゅつ金。これには府の賞じゅつ金、国の賞じゅつ金といった制度がそれぞれございまして、これにつきましては、最低600万円から5段階に分かれて最高2,000万円ということで、功績内容によって変わることと相なってございます。

それから、その他につきましては4点目として、これは消防団員についてでございますが、日本消防協会弔慰救済金というものがありまして、これは殉職の場合、最高1,000万円といった格好になっております。

当面、一時金的に支払われるのは、功績が最高であったと認められる場合には、これは基金の方で判定をするわけでございますけれども、概数ですが、消防団員で一時金が約7,200万円程度になろうかと思います。それから、遺族補償年金については183万円程度であります。一方、消防職員の場合、一時金的なものが同じく賞じゅつ金については、最高6,900万円ぐらいでございまして、消防団員の方がやや多く出ております。そのかわり遺族補償年金につきましては、消防職員では約260万円程度ということになろうかと思います。

それから、別表関係でございますが、消防団員の場合は、あくまでも別表第1に基づいて出されるものであり、一般市民の消防協力者につきましては、最低7,000円から最高1万

1,800円というふうなことといたしてございます。

以上でございます。

- 25番(天堀博君) お昼が回って申しわけないんですが、しばらく御協力願いたいと思います。

お気の毒に死亡された場合、私が心配したのは、消防団員の方が特に落ちるという状況ではないかということでしたが、一応、事前にお願いをしてそういう計算を出していただきました。そのケース、ケースによって違いますが、ほぼそれに似通ったものが補償されるということだろうと思うんです。非常勤消防団員の方はそれぞれ職業も違いますし、年間の総所得もいろいろですので、平均的にということで出しておるわけだと思います。

それから、功績というのは、これもどの程度が功績なのかという点も、これは危険な状態、極端に言えば、この前の山火事の場合などでは、最前線で消火活動しているというのが一番の功績に当たると解釈していいわけですね。

- 消防長(角谷泰夫君) ケース、ケースがございまして、非常に判断いたしかねますが、例えば47年に本市消防職員が殉職された場合、筒先を持って死んでおったということで、これらが最高の功績に当たるんではなかろうかと思います。

- 25番(天堀博君) そこで、答弁の中にもありました、特別な手当については、今後、検討していきたい、と言われております。私も消防団に友人もありますが、この間、「500円もろたんや」と言うので、よく聞いてみると、それは夜食としての500円ということです。手当というのは、それぞれ班で旅行に行ったりする費用に積み立てられているだらうと思いますが、年間を通じてなんぼとなっていると思います。

例えば全く火事もボヤもなかったので出動しなかった、そんなことはめったにないわけですが、例えば年間に5回であっても30回であっても同じだと聞いております。ああいう年に1回もあってはならない大きな山火事があり、非常に危険な状態の場所に出動される。今、言われたように、一番長い人で24時間ということですが、朝になって行ってみたら、あんなところをよう登り降りしたなというところを通ってやられた場合もあるわけです。そこで、特別な手当については、ぜひ前向きで検討していただきたいと要望申し上げます。

それから、別表の第5条関係ですが、いわゆる「消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者……」と出ておりまして、7,000円から1万1,800円を超えない範囲、「その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは1万1,800円の範囲内においてこれを増額した額とする」とあります。別表の方も同じ額となっておりますが、その辺の関連性については、最初に言いましたように全体を見ておりませんし、第5条

も(1)が略になっておりますのでわかりにくい点があります。

私の言いたいのは、別表で定められている額は、10年未満を見た場合、7,000円、8,600円、10,200円と差が付いています。もちろん、団長、分団長、副分団長とかの階級の上の人によけいに補償しているわけですが、これがどういうふうな基礎で計算されてきているのか。その計算されている基礎額が、「その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められる」ということを基準にされているのなら、何か矛盾があるのではないかと思います。その点について。

○ 消防長（角谷泰夫君） あくまでも消防団員につきましては、是非の問題もあろうかと思いますが、階級とか勤続年数について表のとおりに該当させていくものです。消防協力者となりますと、一般市民の方が対象となっておりますのでいろんな職業の方がおられるということから、一定の物差しを複雑ですが基金の方で持っております。その人の前年の所得とか現在の職業といった角度で算出する範ちゅうが、7,000円から11,800円を超えない範囲というところでございます。額の多少は別として、一般市民の協力者となりますと、多種多様ということでおこういう幅を持たせておりますが、一応、最低、最高の限度額については、団員と同じ範ちゅうにとどめるということが、こういった表現と相なっているものでございます。

なお、消防団員等の基礎額の求め方でございますが、これは国の公安職を根拠として出しておるものでございます。

以上です。

○ 25番（天堀 博君） 意見だけ。

先ほど言いましたように、現場では、極端に言えば、責任の度合いというか、立場から言えば、団長や副団長、分団長、副分団長等はやはり責任が重いです。その点では、一般の団員に比して責任の重さはわかりますが、現場そのものの状況から言えば、団員にしろ、部長にしろ、班長にしろ、全く同じ条件か、あるいは逆に危険な場所に遭遇しなければならない場合だって出てくるわけです。その辺では、何かこういう差を付けるということが、果たしていいものかどうかということもあります。ただ、全国的にいろんな基準等もありますので、和泉市だけが変えられるかどうか疑問ですが、その点、今後ともいろんな形の中で十分考慮、検討していただきたいという意見だけ申し上げておきます。

○ 副議長（西口秀光君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

- 副議長（西口秀光君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。
(午後零時13分休憩)
-

- (午後1時00分再開)
- 議長（出原平男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 市議会事務局長（北野敦雄君） 恐縮でございますが、事務局からお願ひいたします。お手元に追加配付させていただきました意見書ですが、午前中にすでに配付いたしております意見第8号及び意見第10号の議案につきまして、一部ミスプリントがございました。お詫び申し上げますとともに、お手元の議案と差し替えていただくようお願い申し上げます。
- 議長（出原平男君） 日程第29「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。
- 議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第48号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。

(市長登壇、説明)

- 市長（池田忠雄君）　ただいま御上程をいただきました議案第48号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の定数は3名でございますが、このたび、辻美模氏と松田量秀氏のお2人が任期満了を迎えることに相なりました。辻美模氏におかれましては、昭和44年以来7期、21年間にわたり御尽力をいたしましたが、このたび、任期満了をもちまして御退任していただくことに相なりました。

なお、松田量秀氏におかれましては、昭和62年以来1期3年ではございますが、豊富な知識を生かし、昨今の目まぐるしい税環境の変化の中、職責を全うされておられますので、今後とも引き続いてその任に当たっていただきたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

また、辻氏の後任といたしましては、田中善一郎氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしましたくお願いを申し上げる次第であります。

松田量秀氏は、住所は、和泉市府中町三丁目3番5号。生年月日は、昭和3年6月21日生まれ、満62歳。職業は、日本肥料株式会社代表取締役をなされておられます。

田中善一郎氏は、住所は、和泉市久井町244番地の6。生年月日は、昭和3年3月3日生まれ、満62歳。職業は農業でございまして、今日まで和泉市農業委員会委員を6年間、久井町内会長2年間のほか、南松尾農協理事を昭和51年から現在に至るまで務められるなど広い視野の持ち主で、各方面にわたって御活躍をなされておられます。

お2人の主な御経歴は参考資料のとおりでございます。何とぞよろしく御審議をいただきまして御同意を相賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明に代えさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君）　お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号を原案どおり同意することに決しました。

ただいま御同意をいただきました委員のうち、田中善一郎氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

（固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ）

- 固定資産評価審査委員会委員（田中善一郎君）　大変僭越ではございますが、就任に当たりまして、一言、議会の皆様方にごあいさつを申し上げます。

なお本日、松田氏とともにごあいさつを申し上げるのが本意ではございますが、松田氏におき

ましては急な用務のため出席できなくなりましたので、よろしく御了承をお願いいたします。
このたび、私どもは、固定資産評価審査委員会委員という大役を仰せつかりまして、身に余る光栄でございます。ただいま議会の御同意をいただきましたことをここに深く御礼を申し上げます。

昨今、地価の急激な上昇によりまして、当市でもこの地価の上昇により市民の固定資産税に対する関心がますます高まっていることと思います。それだけに固定資産の評価については、市民の理解を得ながら特に慎重な対応が望まれております。これらのことと十分認識いたしまして、評価審査委員として公平な立場に立ち、適切な判断のもとに審査を行っていきたいと存じます。どうか議会の皆様方におかれましては、今まで以上の御了解をいただきまして、御支援、御鞭撻をよろしくお願ひいたします。

はなはだ簡単ではございますが、就任に当たってのごあいさつといたします。どうもありがとうございました（拍手）。

○ 議長（出原平男君） 日程第30「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第49号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

○ 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第49号「監査委員の選任につ

いて」、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

昭和61年10月2日より監査委員として御尽力を相賜ってまいりました庄司清氏には、10月1日をもちまして任期満了と相なりました。引き続き、庄司清氏を監査委員に御選任を相賜りたく、御同意を相賜りますようお願いを申し上げます。

庄司氏は、大正11年12月2日生まれ、67歳でございます。住所は、和泉市池田下町992地でございます。

氏は、本市職員として永年勤められ、昭和49年、総務部理事を最後に退職をいたしました。その後、本市公平委員会委員に選任せられ、本市発展のために御尽力をいただいてまいりました。昭和61年には、氏の永年にわたる財務行政に携わられた行政経験により監査委員に選任をせられ、今日に至っております。庄司氏は、人格は高潔、資性極めて温厚にして卓越した識見と情熱を兼ね備えた方でございまして、本市監査委員として最適任者であると存じますので、何とぞ議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（出原平男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号を原案どおり同意するこしに決しました。ただいま同意をいただきました庄司氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

（監査委員就任あいさつ）

○ 監査委員（庄司清君） 貴重なお時間を拝借いたしまして、まことに恐縮でございます。ただいま監査委員に再任の御同意をいただきました庄司でございます。

顧みまするとちょうど4年前、私のような浅学な者が和泉市の監査委員という大任を仰せ付かりまして、非常にその重責につきまして危ぐをいたしておったわけでございますが、議会から選出されます諸先生方の温かい御指導と御鞭撻をいただき、大過なく過ごさせていただき、本日はまた、再任の御承認を賜りまして、感激、感謝に耐えないところでございます。

再任を賜りました以上は、微力ではございますが和泉市発展のため、また、私に与えられました責務を誠実に実行し、努力してまいる所存でございますので、どうかよろしく御指導を賜りますようお願いをいたしまして、簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。（拍手）

○ 議長（出原平男君） 日程第31「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第50号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。

(市長登壇、説明)

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第50号「公平委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

現在、公平委員会委員として御尽力を相賜っております林・徳次氏は、来る10月24日をもちまして任期満了と相なりました。引き続き、林・徳次氏を公平委員会委員に御選任を相賜りたく、議会の御同意を相賜りたくお願いを申し上げます。

林氏は、大正15年5月19日生まれ、64歳でございます。住所は、和泉市繁和町489番地の1でございます。

氏は、本市職員として永年勤められ、昭和57年、本市参与を最後に退職いたしました。退職後は、大阪府顧問、また、総務庁行政相談員に御就任されるなど、氏の多年にわたる地方自治行政に精通された行政経験により昭和61年に公平委員会委員に選任せられ、今日に至っております。

林氏は、人格は高潔、卓越した識見と情熱を兼ね備えられ、地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関して正しい理解と適切な判断を持って当たられているところであります。公平委員会委員としてまことに適任者であると存じます。何ぞ議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

す。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号を原案どおり同意することに決しました。
ただいま同意をいただきました林氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(公平委員会委員就任あいさつ)

- 公平委員会委員（林 徳次君） 林でございます。お許しをいただき貴重なお時間をいただきまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

4年前、本席で本市の公平委員会委員という大役を仰せ付かりまして、あっという間に4年間が経過いたしました。その間、何事もなし得なかったということでございまして、まことに申しわけないと存じております。

ようやく4年間の間に研鑽いたしましたことで、今また、選任御同意をいただきましたので、鋭意さらに研鑽を積み重ねまして、今後ともりっぱに責務を果たせるよう精進いたしたいと存じております。

なお、これにつきましては、議員皆様方の温かい御指導と御援助を引き続きお願い申し上げまして、御要望にこたえていきたいと思いますので、どうか今後ともよろしくお願ひを申し上げます。まことに簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。（拍手）

-
- 議長（出原平男君） 日程第32「助役の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第51号

助役の選任について

次の者を助役に選任するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成2年10月2日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
(市長登壇、説明)
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第51号「助役の選任」について、提案の理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

本市の助役定数条例は2名と定められておりますが、現在まで助役1名の御選任をお願いし、市政運営に当たってまいりました。しかしながら御案内のとおり、関西国際空港の建設もいよいよ進み、わが泉州南大阪も21世紀に向けて大きく飛躍しようといたしております。本市におきましても市制施行35周年を迎える、人口も14万8,000人と泉州における中核都市として、調和と活力のある「人間都市和泉」が大きく求められており、都市基盤の整備充実を図ることが本市の大きな課題でございまして、そのためにも主要プロジェクトの推進に鋭意取り組んでおるところでございます。

今回、これら行政需要の増大に対処するとともに、さらに、市政執行に当たっての一層の強化を図るべく、執行体制の確立と活性化に向けまして、各プロジェクト中心の事業面の担当として助役1名の増員をお願いを申し上げるところでございます。本市助役として田中昭一氏を御選任をいただきたく、御提案を申し上げます。

田中氏のお人柄等につきましては、議員皆様方にはすでに御承知のとおりでございまして、昭和55年9月、市民皆様方の御信任を得まして和泉市議会議員に当選、以来、市議会議員として御活躍をなされ、この間、市議会議長、副議長、各常任、特別委員会委員長等の要職をも歴任せられ、市政運営に精通されておられます。なおまた、資性極めて温厚にして卓越した識見と情熱を兼ね備えたお方であります、本市助役として最適任者であると確信をいたしております。

住所は、内田町474番地。昭和2年1月3日生まれ、63歳になられます。

何とぞ御同意を相賜りますようお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、提案理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀でございます。本議案につきまして私は、日本共産党和泉市議会議員団を代表いたしまして意見を申し上げ、その態度を表明したいと思います。

和泉市の条例に基づきまして、2人目の助役を選任をしたい旨市長から申し出がありまして、

現在、田中昭一氏の選任同意が議会に求められているわけであります。私どもは、2つの点からこのことにつきまして検討いたしました。1つは、本選任に至る経過の問題であります。もう1つは、本人そのものについてであります。

まず、経過につきましては、市長は、助役を2人にするということについての考え方そのものを議会あるいはその他に対して何ら示さぬまま、つい最近まできたものであります。それどころか、以前、議会から「条例では助役2人制になっているんだから2人にしてはどうか」という質問がございましたが、その時点では、「その必要なし」と答えてきたところでもあります。

なるほど、説明によりますれば、事業量が増大をしたという理由によりまして事業担当助役ということではございます。たとい以前の時点からの変化があったにせよ、今申し上げましたように事前に意思表明がなく、特に市議会や市議会を代表する正副議長にすら何ら説明もないまま、突然、9月半ばに本日提案されている人選を含めまして同時に報告されるという状況であったわけであります。

もちろん、条例や法の建前から申しますれば、これらについては問題のないことであります。が、日ごろ、市長は、議会の御支援を願うとか、あるいは議会との協調を言っておられるわけであります。その点から見ましても、また、市政の運営全般あるいは市議会そのものの運営の点から見ましても、これらを欠いたことにつきましては、道義的にも大きな問題であると考えるわけであります。

しかも、人選が議会人という異例さから見ましても、そのことをより重視すべきものがあるのではないかでしょうか。この点について市長は、人事問題なので慎重にとか、あるいは2人制を言えば人選にまで言及される恐れがあるということで言われておりますけれども、これはあなた自身が議会の経験を十分お持ちである点からもおわかりのように、全くの言いわけにすぎないわけであります。恐らくあなたも立場が変われば、これらの点を大きく問題にされたことだろうと思います。

このような経過の中で市議会全体に大きな問題となりまして大変混乱をしてきたことも事実であります。そして、あなたも含めて大いに苦慮されたところであります。そのことの1つの表れとしまして、議会運営委員会で大きな問題になりまして、議会運営委員会の大の方の意思として、議運の正副委員長、さらには、市議会の正副議長から市長、あなたに対して次の議会への先送りなどを含めての意見を申し上げたところであります。

当然のこととして、議会側は、市長の議案の提出権を侵害することはできないものであります、そもそも水面下で動く事案が、そこまで上ってきたということ自体は、選任過程において

て市長の責任は重大であります。よって、この点から素直に選任に同意することができるものではないわけであります。

2点目は、本人そのものについてでありますけれども、これも法による制約は、兼任の禁止等に代表されるようなものぐらいでありますし、極端に言えば、議員のままであっても選任同意された後に辞職をされ、その後に任命されれば何ら問題のないところでもあります。この点につきましては、本日、すでに辞職をされておりますけれども、しかし、われわれも含めまして多くの議員は、いわゆる政治色のない人あるいはそういうことの少ない人を望んでいるわけであります。それは、市行政全般にわたって公平、公正に進めていただくことの願いがあるからであります。しかし、これもその時々によりやむを得ない事態もあると考えますが、その場合にもできる限り早い時期にそれらを表面上ではあれ白紙にしていただくなり、あるいは一定期間は、そのような期間を経過していただくことを願うわけであります。

今回、提案されている田中昭一氏は、議会においては保守系4会派の合同の集団であります政和会の代表者として、国、府等の選挙その他においては、いわゆる自民党としての動きをされてきたものでありますから、そのことをよけいに望んでいるわけであります。しかし、これについても十分とは言いがたく、抵抗あるところであります。

しかし、田中昭一氏の市議会議員としての10年間は、われわれ同僚議員としてその経過を見てきました場合、特段に問題にしなければならないような人格、識見及び社会的、道義的な問題のある方ではないと考えます。よって、これらの点は、今後の動きを厳しく見守っていきたいと考えておるわけであります。

以上、2点の側面から検討いたしました結果、基本的には、本選任同意については賛成をしかねます。しかし、単純に反対を表明すべきでもないというふうに考えまして、さきに述べましたさまざまな問題点が多いことからこのような意見を申し上げまして、態度といたしましては、同席をして同意するには、私どもは責任が持てないと考えますので、退場して本同意議案の賛否に加わらないということにしたいと思います。

以上、意見を申し上げます。

(共産党議員団退場)

- 議長（出原平男君） 他に。
- 7番（赤阪和見君） 今、共産党の議員さんが退席をいたしました。今、るる述べておった内容につきましては、この議事録記載云々の取り扱いはどうなるものでしょうか、議長。
- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御説明申し上げます。

天堀議員さんから御意見ということのお話がございました。本件について反対であるとか、

御異議があるということではないと思います。御意見ということでございますので、その辺では、議事録の方につきましても、そういった問題のことはございませんので、そのとおり記載されると判断をいたします。

- 議長（出原平男君） 別に御意見ないものと認めます。よって、議案第51号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま選任御同意をいただきました田中氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（助役就任あいさつ）

- 助役（田中昭一君） 一言、御礼とお願ひを申し上げたいと存じます。

今朝ほどは、私の議員辞職許可に御同意をいただき、まことにありがとうございました。ただいまはまた、私ごとき者に助役選任の御同意をいただきましてこの上もない光栄であり、それとともにその責任の重大さを感じるものでございます。ありがとうございました。

思い起こしますとちょうど10年前、この議場に1つの議席を持たせていただき、今日まで皆さんとともに市政発展のためにいささかなりとも寄与できたのではなかろうかと存じております。特にこの10年間、一昨年の改選後には第35代の議長として御選任をいただき、また合わせて府下の議長会の会長をも務めさせていただきました。これひとえに先輩諸兄の御支援と御協力のおかげであったと心から感謝をいたすとともに御礼を申し上げたい、かように存じております。

その上にただいまは、私のような浅学非才の者に助役という大役を御同意いただきました。この和泉市政の重大なとき、その責任の重大さを感じるものでございます。市政におきましては、先ほど、市長も申されておりましたが、非常に多くの問題が山積をいたしております重大な時期でございます。私ごとき者に果たしてこれが務まるかどうか、一抹の不安がありますが、議員先生方の御指導、御鞭撻をいただく中、自分の残る人生を助役として打ち込んでまいりたい、かように存じておるものでございます。

私いたしましてもこの10年間の議員としての経験を生かし、皆さんのお力添えをいただきながら目一杯頑張ってまいる所存でございますので、どうかひとつよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。まことに言葉は足りませんが、どうもありがとうございました。どうかひとつよろしくお願ひをいたします。（拍手）

-
- 議長（出原平男君） 日程第33「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第52号

平成2年度和泉市一般会計補正予算(第2号)

平成2年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,110,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 利子割交付金		480,000	81,618	561,618
	1. 利子割交付金	480,000	81,618	561,618
8. 分担金及び負担金		732,458	450	732,908
	1. 分 担 金	16,618	450	17,068
10. 国庫支出金		4,537,629	12,991	4,550,620
	2. 国庫補助金	2,028,928	12,300	2,041,228
	3. 国庫委託金	56,145	691	56,836
11. 府支出金		2,621,719	11,596	2,633,315
	2. 府補助金	2,090,913	7,700	2,098,613
	3. 府委託金	255,232	3,307	258,539
	4. 府交付金	14,969	589	15,558

16. 市債		1,368,116	19,400	1,387,516
	1. 市債	1,368,116	19,400	1,387,516
17. 繰越金		83,632	119,030	202,662
	1. 繰越金	83,632	119,030	202,662
歳入合計		33,865,632	245,085	34,110,717

2歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		3,511,470	47,397	3,558,867
	1. 総務管理費	2,142,892	44,090	2,186,982
	5. 統計調査費	62,317	3,307	65,624
5. 農林水産業費		311,792	5,280	317,072
	1. 農業費	301,690	5,280	306,970
7. 土木費		6,812,164	192,408	7,004,572
	4. 都市計画費	2,108,487	192,408	2,300,895
歳出合計		33,865,632	245,085	34,110,717

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	正 前			補 正			後		
	限	度	額	起債の方法	利	率	借入先	償還の方	法
交通安全施設整備事業					25年以内(内償置5年以内)			25年以内(内償置5年以内)	
	5,100	普通 貸 借 又は 証 券 發 行	年 8.0% 内 以	政 府 銀 行 そ の 他	政 府 銀 行 そ の 他	年 8.0% 内 以	普通 貸 借 又は 証 券 發 行	政 府 銀 行 そ の 他	25年以内(内償置5年以内)ただし、市財政の都合により償置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
都市計画事業	145,900	同	上	同	上	同	上	同	上
計	1,368,116						1,387,516		

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第52号「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主な内容は、ふるさと創生事業としての（仮称）槙尾山森林浴コース整備事業に係る経費及び国庫補助金確定に伴いますところの事業費の外、事務経費等の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明をも申し上げます。55ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,508万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ341億1,071万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

第2条は、地方債の変更でございまして、交通安全施設整備事業債及び都市計画事業債の限度額の変更でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。64ページをお願いいたします。

まず、総務費4,739万7,000円の追加計上でございます。これは助役の選任に伴います給与費757万6,000円、第二北分室借り上げに伴う諸経費等1,151万4,000円、ふるさと・（仮称）槙尾山森林浴コース基本設計委託料1,900万円、緑ヶ丘本線歩道改良工事費追加600万円並びに国勢調査費追加330万7,000円でございます。

次に、農林水産業費でございますが、補助金等の確定に伴う事務事業費の追加等で528万円の計上となっております。内容につきましては、水田農業確立対策費58万9,000円、地域農政推進対策事業費69万1,000円、水路事業費100万円、農道事業費300万円の追加計上でございます。

最後に、土木費として1億9,240万8,000円を追加計上いたしました。これにつきましては、公共下水道事業特別会計繰出金追加3,700万円、小田公園整備事業費1億5,540万8,000円の計上でございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。60ページをお願いいたします。

まず、利子割交付金8,161万8,000円の追加計上でございますが、これは実績等を勘案いたし計上いたしました。

次に、分担金及び負担金45万円、国庫支出金1,299万1,000円。府支出金1,159万6,000円につきましては、歳出予算に相関連する特定財源でございます。

市債につきましては、適債事業を勘案いたしまして、緑ヶ丘本線歩道改良事業債追加70万円、小田公園整備事業債1,870万円をそれぞれ計上いたしました。

最後に、繰越金でございますが、前年度繰越金追加として1億1,903万円を計上いたしました。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第52号「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 25番（天堀 博君） 天堀です。2、3点お伺いをしたいと思います。

1つは、さきに出ました助役の選任案件に伴いまして、同意されたということで特別職の給与その他手当、共済の追加が出てますね。これ市長にお伺いしたいんですが、一応、私どもは意見を申し上げましたが、議会としては同意をしたということになるわけでありますので、いわゆる選任をされる時期がいつになるかということをお聞かせ願いたいと思います。

それに基づきまして、この757万6,000円、給与だけでしたら417万1,000円ですが、これを組んだ基礎、いわゆるいつ選任をされてどうなるのかという基礎があると思いますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。選任される時期とのかかわりあいが出てくると思います。額としても大きいので、非常に細かい話で申しわけないんですが、年末一時金も支給されますが、この場合はどういう解釈になるのかもお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、同じく64ページの庁舎管理費の中で庁舎分室の問題です。これは第二北分室ができたということでの案内が7月9日の事務連絡で総務部長から出てますね。7月12日から移転しますのでよろしく、というね。これは南分室をつくるときはいわゆる手狭になったので、市長は改選間なしだったので突然のことでしたが、将来的には新庁舎を建設するが、当面はこういう分室で賄っていきたい、ということだったと思います。そのときには、第二北分室については何も触れられてないし、総務委員会等でも出てなかったと思います。私は総務委員ではなかったのですが、事務連絡という形で第二北分室が出ております。それらの点について、

議会への説明や最初からの経過、方向づけなどについて御説明を願いたいと思います。

3点目は、66ページから67ページにかけて農地費の関係で水路事業費と農道事業費が出てますが、例の市単独土地改良事業費の補正がここには出てません。なぜそんなことを聞くかと言いますと、私どもの方は、特に農業関係が多い地域でありますので、そういう市単独土地改良事業についての要望がいろいろ出てくるわけです。それで今年から50%補助になったということで担当にもお願いをし、現地も見に来ていただいたんです。ところが、どうも本年は予算がないので来年にしてほしいということです。

そうなりますと、急ぐのにできないという問題が出てきますので困ったことになるんですが、第2回定例会の6月、7月の議会では、まだ予算の執行状況がわかりませんが、半分来るまでに既に足りないということになってきている状況のもと、今回、出るはずの分がなぜ出てないのかと思っておりますので、このあたりについて。現在、平成2年度の当初にたしか1,500万円、総額で3,000万円の事業の50%ということで予算を組まれたと思いますが、その執行状況がどうなっているかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほどは、助役の選任につきまして温かい御同意をいただき、まことにありがとうございました。その上に立ちまして、市長として、いつ、本人に対します助役としての辞令を交付するかということについてのお尋ねであろうと存じます。今、選任御同意をいただいた上に立ちまして、心情的に確定はいたしておりませんが、諸般の事情を考えますとき、切りのいいところで11月1日付で、選任御同意をいただきました田中さんに対する辞令を交付してはいかがか、このように現状の心理として考えておりまますので、御理解をいただきたいと存じます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 給与費のお尋ねでございますので、人事の鹿島からお答えいたします。

まず、給与の基礎はどうしたか、ということでございます。1つは、いつ、選任されるかということでございます。10月分につきましては、10月1日には議会がございませんでした。したがいまして、10月2日以降に選任されるものとして、条例によりまして職員になった場合は、日割り計算ということになりますので、10月分は、一番早くても2日以降でございますので、10月分については、24分の23という計算をいたしました。あの5カ月分につきましては、月額×5カ月といいました。それが417万1,000円でございます。

それと、年末一時金はどうなるのか、ということでございます。年末一時金につきましては、基準日の12月1日は、どちらにもあるわけでございますが、通算できるのかという問題が発生してくるわけでございます。和泉市職員の給与に関する条例施行規則第27条におきましては、期間について、次の各号に掲げる者が条例の適用を受けて職員となった場合、その期間内において、それらを在職した期間は在職期間に算入する、という通算規定があるわけでございます。

その第4号には、職員以外の地方公務員ということがありますので、通算規定はあるわけでございますが、27条の第4号は、いわゆる職員以外の公務員、第4号に掲げる者にあっては、引き続き条例の適用をうける職員となった場合に限る、という限る規定がございます。したがいまして、引き継ぎますと、まるまるになりますけれども、引き継がなければ、これは着任した日からということになりますので、通減規定に引っかかるという解釈になると存じます。

以上です。

- 議長（出原平男君） 次。
- 企画課参事（油谷 巧君） 2点目の第二北分室の設置理由並びに考え方につきまして、企画課参事油谷からお答え申し上げます。

まず、第二北分室につきましては先生が御指摘のとおり、本年7月9日付の総務部長文書によりましてお知らせ申し上げたとおりでございます。その後、7月12日から事務所として建設部用地課が使用しております。建物の所有者につきましては、和泉市府中町二丁目3番5号、有限会社「藤波」でございます。構造につきましては、鉄骨造り陸屋根2階建て、床面積が約228m²でございます。

この第二北分室を事務所として確保した理由といたしましては、本年4月の機構改革によりまして、人権啓発室の設置を初めといたしまして、種々の組織につきまして充実をする措置を講じたところでございますが、特に建設部では、都市基盤の整備について強力に推進するとともに、泉北環境の一部事務移管等に対処するため、下水道課を下水道総務課と下水道工務課の2課といたしまして、さらに、用地課に用地第四係を置くなど、平成2年度については、従来の6課15係から7課18係に組織を充実いたしまして、1課3係の増としたところでございます。また、職員につきましても、従来の55名体制から64名に9名の増となったものでございます。

それに伴いまして、北分室の事務室のスペースが非常に狭隘になったところでございます。したがいまして、第二北分室を事務所として確保したところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 産業部次長（松林 保君） 市単独土地改良事業につきまして、農林課松林から御説明申し上げます。

平成2年度の市単独土地改良事業につきましては、当初1,500万円の予算をいただきまして現在、執行中でございます。現在まで29カ所の要望がございまして、24カ所を施行いたしておりまして、まだ5カ所が未施行の現状でございます。平成3年度につきましても大変要望が多くございまして、関係当局と協議を行いながら努力してまいりたいと思いますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 25番（天堀 博君） 助役の給料につきましては、それ以上お聞きするのは置いときます。

庁舎につきましては、どこにも報告がなかったと思います。そういう方向だということについては、僕は厚生病院委員会の所属ですし、他の委員会につきましては、議員団の中で意見交流をしておりますが、そういう報告がなかったように思います。その辺については、きちんとした報告なり必要性なりというものが、事前に、あるいはその時点で何もなかったのではないか。いろいろ言いわけは言えると思います。4月に機構改革をして手狭になったとか、議会との時期の関係でいえば、たまたま空き家が見つかったとかという関係も出てくるかもしれません。これは初日の一般質問でも出ましたが、いわゆる議会に対して事務連絡だけで終わるということについては、注意をしていただきたいと思うわけです。

それから、市長にお伺いしたいのは、新庁舎についてアドバルーンを上げられたわけですが、私もそれを推進しようとかどうとかではありませんが、その辺をどう考えておられるのか。市長がアドバルーンを上げたが、まだ準備についてはされていないわけです。準備に入られるとすれば、われわれとしてもこういう形で、といいういろいろ意見があるわけですので、その辺では、新庁舎の考え方をひとつ確認をさせていただきたい。

それから、市単独土地改良事業につきましては、個所数はそういうことです、予算的にはどうなっているか、再度、それをお聞かせ願い、後は決算委員会もありますので、じっくりやりたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 前段の天堀議員さんからの御質問につきましては、手狭でございますので、分室をお願いをしておるわけでございます。

基本的な新庁舎の建設構想についてはその後いかがか、というお尋ねだと思います。考え方は、変わってございません。新庁舎建設に向けて、財源獲得を含めまして鋭意努力検討中でございます。その中では、構想を申し上げましたときには、たしか平成7年度を目途に申し上げたと存じておりますので、その目途に沿いまして今後とも進んでまいりたい、このように

決意をいたしております。いろんな点についての財源問題あるいはこれからの推移その他につきましては、順次、議会に方向を申し上げ、進んでいく中では御協議も相賜りたい、このよう存じております。そういう構想でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 産業部次長（松林 保君） 残の5カ所につきましては未施行になってございまして、金額的には、500万円ちょっとが残っているという形になってございます。
- 25番（天堀 博君） 市長は、そういうことでまだ年月があるというように見られていると思います。しかし、巷では、あるいは議会でも、市長はアドバルーンを上げた割りにはそのままやな、ということです。われわれも、やるならやるで意見もあるわけですから、その点ではどうなっているかということをお聞かせ願ったわけです。

業務量が増えて蛸の足みたいにあっちこっちへ行くわけですが、そのままどんどん根っこが向うへ行ってしまうかもわかりませんので、きちんと議会に対して報告していただきたいと思います。議会が分室を増やすのを止めるとか、止めないとかの話ではなく、一応、ルール的なものがあると思います。とても仕方がないとなれば、全然離れたところに分室ができるかもわかりませんが、それは全くやむを得ない場合ですので、議会に対して十分に配慮も願いたいわけです。

それから、農林関係では、未執行のものがあるということですが、実際には、要望その他からいえば足りないという現状が出ております。今年は決算委員会が早くなつたので、そのときにでもいろいろとお聞かせ願いたいと思います。

ここで、態度を表明しておきます。全体につきましては、われわれは反対する必要はなく賛成ですが、先ほど助役選任については、正面切って反対はしておりませんが、付帯理由を申し上げまして態度を保留をしておりますので、この予算につきましては、助役の給与関係も含まれておりますので、今回については、一定、保留をしたいと思います。わざわざ退席をして保留をするというほどのことないので自席におりますが、態度としては、保留をしたいと思います。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。



- 議長（出原平男君） 日程第34「平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第53号

平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成2年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 市 債		66,000	37,000	103,000
	1. 市 債	66,000	37,000	103,000
歳 入 合 計		260,318	37,000	297,318

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 公共用地先行 取 得 事 業 費		66,527	37,000	103,527
	1. 公共用地先行 取 得 事 業 費	66,527	37,000	103,527
歳 出 合 計		260,318	37,000	297,318

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度	額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公共用地先行事業	66,000	普通貸借又は証券発行	年 8.0%	政 府 銀 行 その他の内	10年以内(内償還4年以内)ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	普通貸借又は証券発行 年 8.0% 103,000 年 8.0% 以内 10年以内(内償還4年以内)ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第53号「平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、黒鳥山公園の用地購入費の追加計上でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。70ページをお願いをいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,731万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」とおりでございます。

次に、第2条は、地方債の変更でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」とおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、内容を御説明申し上げます。74ページをお願いをいたします。

まず、歳出予算でございますが、黒鳥山公園の用地先行取得事業といたしまして、用地購入費3,700万円を追加計上いたしました。

これに充当する歳入予算でございますが、市債として3,700万円を追加計上いたしました。

以上、簡単でございますが、今回、御上程を申し上げました「平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第35「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第54号

平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成2年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,226,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成2年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		81,948	28,000	109,948
	1. 国庫補助金	81,948	28,000	109,948
4. 府支出金		19,600	5,600	25,200
	1. 府補助金	19,600	5,600	25,200
5. 繰入金		777,373	37,000	814,373
	1. 一般会計繰入金	777,373	37,000	814,373
7. 市債		1,098,900	12,400	1,111,300
	1. 市債	1,098,900	12,400	1,111,300
歳 入 合 計		2,143,078	83,000	2,226,078

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		1,769,095	83,000	1,852,095
	2. 下水道整備費	1,178,915	83,000	1,261,915
歳 出 合 計		2,143,078	83,000	2,226,078

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	前			正			補			正			後		
	限 度	額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法	限 度	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法	限 度	起債の方法	利 率	借入先
公共下水道整備事業	1,098,900	普通貸借年8.0%以内又は証券発行	政府銀行その他	30年以内(内保置5年以内)ただし、市財政の都合により保置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	1,111,300	普通貸借年8.0%以内又は証券発行	30年以内(内保置5年以内)ただし、市財政の都合により保置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	政府銀行その他	30年以内(内保置5年以内)ただし、市財政の都合により保置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	政府銀行その他	30年以内(内保置5年以内)ただし、市財政の都合により保置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	政府銀行その他	30年以内(内保置5年以内)ただし、市財政の都合により保置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	政府銀行その他	30年以内(内保置5年以内)ただし、市財政の都合により保置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第54号「平成2年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、国庫補助金等の確定に伴います下水道事業費の追加でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。76ページをお願いをいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,607万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の変更でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、その内容を御説明申し上げます。80ページをお願いをいたします。

まず、歳出予算でございますが、下水道事業費といたしまして、8,300万円を追加計上いたしました。内容につきましては、公共下水道整備工事費の追加でございます。

次に、これに充当する歳入予算でございますが、国庫支出金2,800万円、府支出金560万円、一般会計よりの繰入金3,700万円、市債1,240万円等を追加計上いたしました。

以上、簡単でございますが、今回、御上程をいただきました「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第36「和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

選挙第1号

和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について

平成2年10月24日をもって選挙管理委員及び補充員の任期が満了するので、地方自治法第182条の規定により各4名を選挙するものとする。

平成2年10月4日 提出

和泉市議会議長 出原平男

記

選挙管理委員

氏名	住所	生年月日

選挙管理委員補充員

氏名	住所	生年月日

選挙第1号参考資料

選挙管理委員会に関する法律(抜粋)

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

- 1 第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。
- 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定するもののうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなった時も、また、同様とする。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 市議会事務局長（北野敦雄君） 本件につきましては、議会議案として御提案申し上げておりますので、はなはだ僭越でございますが、お許しをいただきまして自席より、私から提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

和泉市選挙管理委員及び補充員の任期が、10月24日をもって満了いたします。したがいまして、地方自治法第182条第1項の規定により、委員及び補充員の選挙を議会において行うこととなっております。

委員4名、補充員4名、計8名を選挙願うわけでございますが、補充員につきましては、順位の決定も合わせてお願ひ申し上げたいと存じます。

なお、当該委員及び補充員の選挙については、指名推薦の方法をもって行うことができますので、よろしくお願ひを申し上げます。

簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件につきましては、各委員の任期満了に伴いまして、議会において選挙を行うこととなっております。したがいまして、事人事に関することでございますので、先刻、議会運営委員会に御報告と御説明を申し上げているところでございます。

はなはだ僭越でございますが、私から委員の指名を申し上げまして、御推薦をさせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、私から指名推薦いたします。

選挙管理委員会委員に壱井儀蔵氏、高橋正道氏、若林久一氏、松井一雄氏、以上4名。

次に、補充員といたしまして、順位も合わせて申し上げます。

1番 奥田勇一氏、2番 藤原辰應氏、3番 角城典治郎氏、4番 松葉勉氏。

以上4名。

以上8名の方を指名推薦いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、選挙第1号は指名推薦どおり当選されました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第37 「育児休業法の早期制定を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見第5号

育児休業法の早期制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成2年10月4日

提出者

和泉市議会議員

須藤 洋之進

友田 博文

中塚 新治

柳瀬 美樹

並河 道雄

木村 静雄

松尾 孝明

育児休業法の早期制定を求める意見書

女性差別撤廃条約を批准した我が国は、従来の固定的性別役割分業を変更し、男女が共に家庭生活に責任を持つことの出来る社会的条件を整備することが求められている。

働く女性は増え続け、1670万人に達しているが、勤続年数は平均7年と短く、妊娠出産者の30.5%が退職している事実は、働き続ける条件が不十分であることを示している。

現在、国公立の職場で働く女性教育職員、看護婦、保母等には無給の育児休業請求権が保障されているが、民間では、企業の努力義務にとどまっており、その普及率は19.2%に過ぎない。

よって政府は、職業生活と育児の両立が図られるよう育児休業制度のなお一層の普及促進に努めるとともに、すべての働く者を対象とした育児休業法の早期制定に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年10月4日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案趣旨の説明を願います。
- 2番（須藤洋之進君） 局長朗読のとおりでありますので、議員の皆様にはよろしくお願ひいたします。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、意見第5号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第38「米市場開放阻止に関する意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

意見第6号

米市場開放阻止に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年10月4日

提出者

和泉市議会議員

飯坂楠次
中塚新治
柳瀬美樹
松尾孝明
須藤洋之進
木村静雄
天堀博

米市場開放阻止に関する意見書

我が国の主食である米は、完全自給を堅持する国会決議等がなされ、また、日本国民の大多数も主食を投機的な国際市場に依存することなく、国内で自給することを支持してきている。

しかしながら、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉における最終局面において、我が国政府が将来の姿勢を一步でも後退するなら、稲作のみならず、我が国農業全体に多大の影響をもたらすことになる。

さらに食糧の安全保障や環境保全の面などが、国民生活に計り知れない打撃をもたらすこととなる。

よって、本市議会は、政府に対し、国民の主食は国内で完全に自給するという方針を一步も譲ることなく、絶対に米市場を開放しないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年10月4日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案趣旨の説明を願います。
- 26番（飯坂楠次君） 局長朗読のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第6号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第39『都市農業の確立と「農業のある街づくり」推進に関する意見書』を議題といたします。
意見書を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

意見第7号

都市農業の確立と「農業のある街づくり」推進に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年10月4日

提出者

和泉市議会議員

飯坂楠次

中塙新治

柳瀬美樹

松尾孝明

須藤洋之進

木村静雄

天堀博

都市農業の確立と「農業のある街づくり」推進に関する意見書

市街化区域内農地は、環境問題が深刻化する中で、緑や空間を提供し、都市における良好に居住環境を維持する上で不可欠な存在である。

しかしながら、政府は、地価抑制対策や住宅問題の解消等を理由に市街化区域内農地の課税強化による宅地化を促進しようとしている。

このことは、都市機能として重要な役割を持つ都市農業や地域住民にとって、極めて深刻かつ厳しい事態であり看過し得ない問題である。

よって、本市議会は、政府に対し、市街化区域内農地を保全し、都市計画の中に農業・農地を位置づける「農業のある街づくり」の推進を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年10月4日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案趣旨の説明を願います。
- 26番（飯坂楠次君） 局長朗読のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第7号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 議長（出原平男君） 日程第40「義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び学校栄養職員の給与費に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第8号

義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び学校栄養職員の

給与費に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年10月4日

提出者

和泉市議会議員

若浜 記久男

木村 静雄

並河道雄

坂口 敏彦

柳瀬 美樹

友田 博文

松尾 孝明

中塚 新治

義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び学校栄養職員の

給与費に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書

すでに示された平成3年度文部省予算概算要求のうち、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費に対する半額国庫負担制度の継続については、大蔵省は今年度もまた強い難色を示し、義務教育費国庫負担制度を変更する考えを窺わせる動きすら伝えられている。

義務教育国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持向

上を図ることを目的としたものであり、義務教育の根幹をなす制度として定着してきたものである。

しかし、大蔵省は昭和60年以降、国の財政事情を理由に義務教育費国庫負担制度の改悪を続け、地方自治体への財政負担転嫁を強行してきた。旅費及び教材費の適用除外に始まる一連の制度改悪は自治体財政を圧迫し、教育条件の地域間格差という憲法・教育基本法の理念に反する事態さえ現出しつつある。

特に学校事務職員及び学校栄養職員は、義務教育諸学校において重要な役割を果たしており、この給与費に対する半額国庫負担制度が廃止されるならば、地方の財政力によって給与費が左右されることとなり、地方財政への負担のしわよせのみならず、制度の安定性を大きく欠くこととなり、とうてい認めることは出来ない。

よって、政府は義務教育費国庫負担制度を堅持され、同制度から学校事務職員及び学校栄養職員の給与費を適用除外することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年10月4日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案趣旨の説明を願います。
- 18番（若浜記久男君） ただいま局長朗読のとおりであります。議員各位の御理解をよろしくお願ひいたします。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、意見第8号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第41『「子どもの権利条約」の早期批准を求める意見書』を議題といたします。
意見書を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

意見第9号

「子どもの権利条約」の早期批准を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年10月4日

提出者

和泉市議会議員

若 浜 記久男
木 村 静 雄
並 河 道 雄
坂 口 敏 彦
柳 瀬 美 樹
友 田 博 文
松 尾 孝 明
中 塚 新 治
天 堀 博

「子どもの権利条約」の早期批准を求める意見書

昨年11月第44回国連総会において「子どもの権利条約」が採択された。

この条約は、子ども「保護の対象」としてとらえるのではなく、「権利行使の主体」であるという理念を打ち出している。これは守られるべき子どもの権利について、共通の規模を示し、国際的に保障しようという画期的な意義を持つものである。

いま、世界的にも飢餓と貧困のなかで発展途上国を中心に子どもたちをとりまく環境は深刻な状況となっているが、わが国においてもその環境は、家庭、地域はもとより全国的にも福祉や教育条件など改善すべき課題は多く存在している。

よって、政府は、「子ども権利条約」を早期に批准するとともに「条約」の精神に基づき国内法の見直しと、具体的な子どもの権利保障のための諸施設の改善・実施に直ちに着手するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年10月4日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案趣旨の説明を願います。
- 18番（若浜記久男君） ただいま局長朗読のとおりであります。議員各位の御理解をよろしくお願いいたします。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、意見第9号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（出原平男君） 日程第42「石油製品等の便乗値上げ防止に関する意見書」を議題といたします。
 - 意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見第10号

石油製品等の便乗値上げ防止に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年10月4日

提出者

和泉市議会議員

並河道雄
友田博文
天堀博
木村静雄
中塙新治
須藤洋之進
松尾孝明
柳瀬美樹

石油製品等の便乗値上げ防止に関する意見書

イラクのクウェート侵攻による原油価格の急騰を受けて、一部の石油元売り会社は石油製品の卸価格を引き上げた。

また、これとは別にビール、スナック菓子など食品業界を中心に値上げが目立ち、消費者の間では、物価の先行きへの不安が高まっている。

円高・原油安による差益はなかなか消費者に還元されないのに対して、円安や原油高で生じる差損のツケは他のコスト上昇分と抱き合せた形で消費者に回される危険性がある。

したがって、政府においては、1973年の第一次石油ショックのテツを踏むことのないよう石油製品等の便乗値上げを抑え、消費者への適切な情報の提供、公共料金の値上げ抑制をはじめ、物価監視体制の強化など厳正な物価対策を強力に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年10月4日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案趣旨の説明を願います。
- 5番（並河道雄君） 局長朗読のとおりでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第10号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 議長（出原平男君） ここで、暫時休憩をいたします。恐縮ですが、自席でお願いをいたします。

（午後2時26分休憩）

（午後2時32分再開）

- 副議長（西口秀光君） 大変お待たせをいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま出原議長から辞職願が提出されました。何分不慣れでございますので、議事運営に

格別の御協力を賜りますようお願ひいたします。

この際、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することに決します。

議案を配布させます。

(議案配付)

○ 副議長（西口秀光君） それでは、「議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第5号

議長辞職許可について

本市議會議長 出原平男氏から、平成2年10月4日付けで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

平成2年10月4日 提出

和泉市議会副議長 西 口 秀 光

○ 副議長（西口秀光君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、出原平男氏の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、出原平男氏の議長辞職を許可することに決しました。

この際、出原前議長のごあいさつを願います。

(議長退任あいさつ)

○ 20番（出原平男君） 一言、御礼を申し上げたいと存じます。

議員皆様方には1年間、大過なく過ごさせていただきまして、本当に心より厚く御礼を申し上げます。ただいまより一議員になりまして、市政運営のため、また、議会運営のために一生懸命に頑張りたいと思いますので、今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼の言葉に代えさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○ 副議長（西口秀光君） 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。出原前

議長さんにはこの1年間、本当に御苦労さんでございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

議案を配付させます。

(議案配付)

○ 副議長（西口秀光君） 「議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

選挙第2号

議長選挙について

本市議會議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行ふ。

平成2年10月4日 提出

和泉市議会副議長 西 口 秀 光

議長当選者

氏名

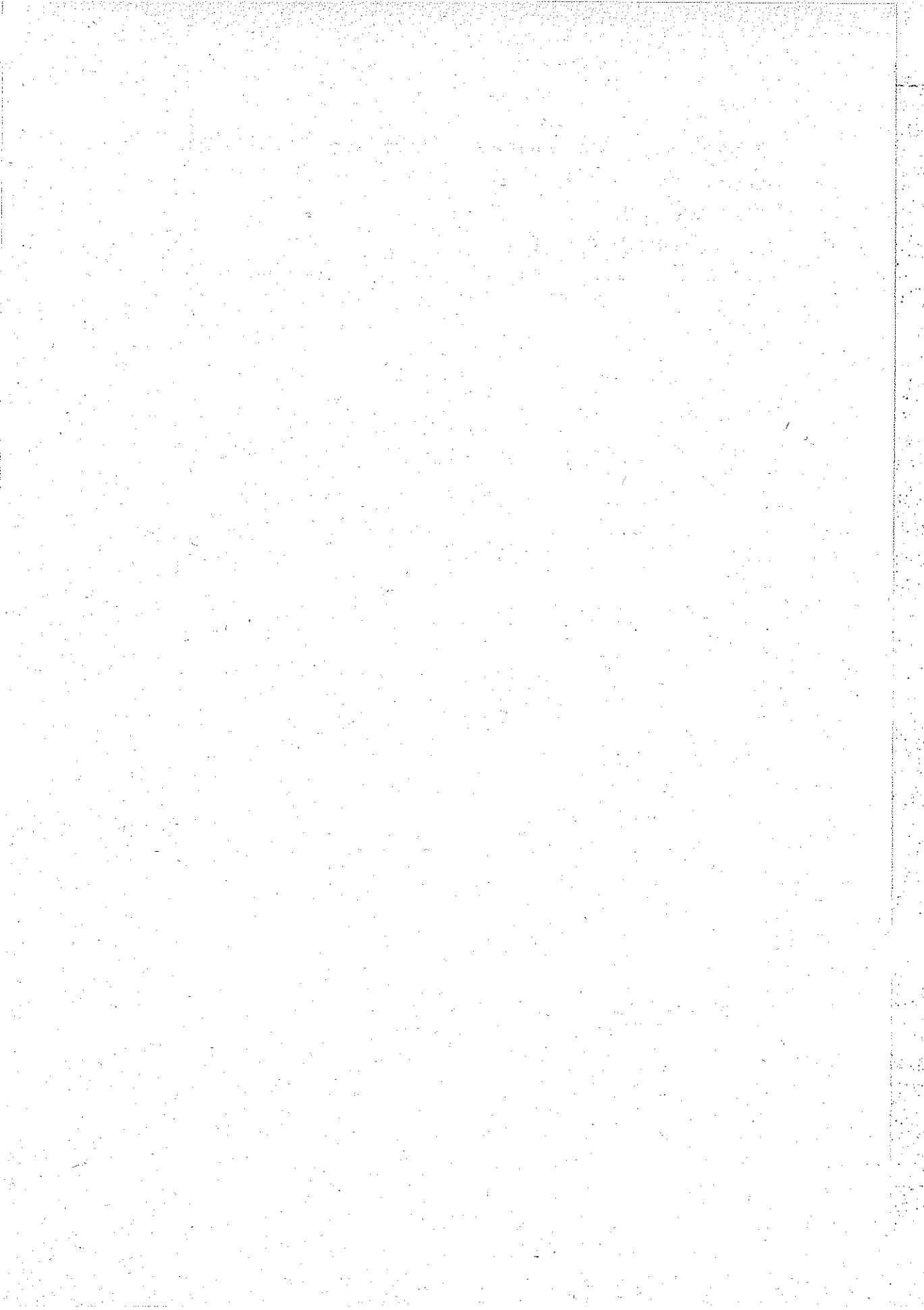
- 副議長（西口秀光君） お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。
- 25番（天堀 博君） 例年、議長選挙につきましては一定の期間を設けまして、十分議会内で協議をして選出することになっておりますので、今日は日程も終わりましたので、暫時休憩後、代表者会議等を開き、今後の議長選挙の進め方について協議をしてはどうかと考えますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
- 副議長（西口秀光君） ただいま天堀議員さんから暫時休憩後、代表者会議を開いてはどうか、という御意見がございましたが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

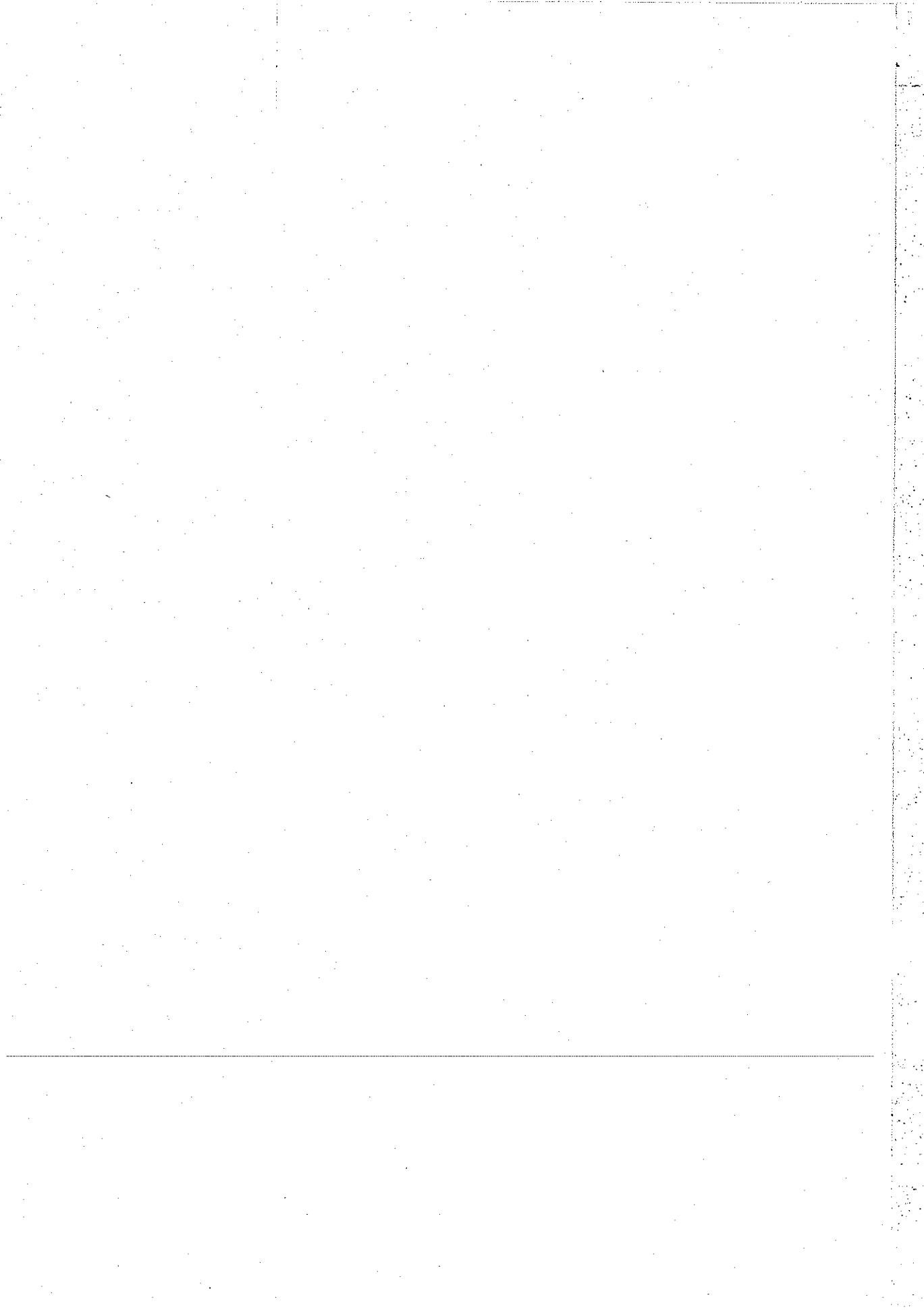
御異議がないようですので、暫時休憩後、代表者会議を開きたいと思ひますので、よろしく
お願ひいたします。

(午後2時40分休憩)

(以後、本会議再開されず、流会)



最 終 日



平成2年10月17日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讃岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君		

欠席議員(名)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長役	池田忠雄	総務部	理事長	塚孝利	治彦	行光
収入	役役	坂口禮之助	総務部	次長	森奥	富豊	宏洋
市长	公室長	中塚白文	総務部	長	阪堀向	坂泰	明也
市長	公室長	杉弘一	財政課	長	井戸中	鉄平	義仁
市長	公室長	逢恒治	同和部	長	坂田生	麻岸	嘉秀
市長	公室長	神藤優	対策部	次長	川田	明	次修
市長	公室長	西順三	政策部	長	中坂	生田	辺
市長	公室次長	稻順三	次長	長	麻岸	坂	
市長	公室次長	亀昌賢	福祉事務部	長	明池		
秘書	課長	鹿賢和	福祉事務部	長			
企画	課長	井坂充	市民生活部	長			
企總務	部長	今堅太郎	市民生活部	長			
		橋昭夫	市民生活部	長			

産業部	事業部	理長	事務局次長	病院長	消防課長	防災課長	事務課長	長谷川	上谷	泰武	夫男広士臣男久之有男稔郎夫平繼道夫三忠行
産業部	事業部	次長	次長	院長	消防課長	消防課長	事務課長	角高一ノ明	宮瀬坂	喜貞清忠喜博通吉	
産業部	事業部	次長	次長	事務局次長	消防課長	消防課長	事務課長	大藤西	宅原川野樺村田辻木橋	壽喜意正善陽義種	
建設部	建設部	次長	次長	事務課長	消防課長	消防課長	事務課長	逢白木	田原川野樺村田辻木橋	着吉森信	
建設部	建設部	次長	次長	事務課長	消防課長	消防課長	事務課長	中北藤高	木生竹中北藤高	田口田	
都整部	都整部	次長	次長	事務課長	消防課長	消防課長	事務課長	着吉森信	木生竹中北藤高	田口田	
都市改	都市改	次長	次長	事務課長	消防課長	消防課長	事務課長	着吉森信	木生竹中北藤高	田口田	
水道部	水道部	次長	次長	事務課長	消防課長	消防課長	事務課長	着吉森信	木生竹中北藤高	田口田	
水道部	水道部	次長	次長	事務課長	消防課長	消防課長	事務課長	着吉森信	木生竹中北藤高	田口田	
病院	病院	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○ 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○ 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選 挙 第 2号	議長選挙について	別 紙

平成2年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議會議案 第 6号	副議長辞職許可について	別 紙

平成2年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選 挙 第 3号	副議長選挙について	別 紙

平成2年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
3	議會議案 第 7号	常任委員会委員の辞任について	別 紙

4	議会議案 第8号	特別委員会委員の辞任について	別紙
5	議会議案 第9号	常任委員会委員の選任について	別紙
6	議会議案 第10号	特別委員会委員の選任について	別紙
7	議会議案 第11号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
8	選 挙 第4号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
9	選 挙 第5号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
10	選 挙 第6号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙
11	決 議 第4号	ペルシャ湾岸地域の平和と安全に関する要望決議	別紙

平成2年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月17日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
12	議会議案 第55号	監査委員の選任について	追加 P. 1

（午前10時00分開議）

- 副議長（西口秀光君） おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま23名、全員御出席でございます。

- 副議長（西口秀光君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 副議長（西口秀光君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。これより議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

- 27番（奥村圭一郎君） 27番・奥村です。まことに申しわけないと思いますが、過日の代表者会議で本日、即選挙に入るということを聞いておりましたけれども、もし、お許しを願えるならば、10分間程度休憩をしていただけたらと思います。

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。今、奥村議員さんからそういうことの申し出がございますが、どういう意味なのか、わかりかねるんです。それなら一応、事前に副議長の方に申し出ていただきくなり、何かの形をとっていただきたかったと思います。われわれは申し合わせで入ろうということで、全く異議なく入って即選挙をするんだという認識でおりますので、そういうことで進めていただけたらと思います。

- 副議長（西口秀光君） ただいま奥村議員さんから休憩していただきたい、という御意見でございますけれども、このまま進めさせていただいてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は23名でございます。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前を申し上げますので、順次、投票をお願いいたします。

(投票)

○ 副議長（西口秀光君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に21番・勝部津喜枝君、10番・竹内修一君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

投票総数23票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票22票、無効投票1票。無効投票中白票が1票でございます。

有効投票中穴瀬克己議員14票、飯坂楠次議員8票でございます。したがいまして、穴瀬克

己議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 副議長（西口秀光君） ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、穴瀬克己君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

- 副議長（西口秀光君） ただいま議長に当選されました穴瀬克己君が議場におられますので、

本席から会議規則第 2・9 条第 2 項の規定により告知いたします。

それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

（議長就任あいさつ）

- 議長（穴瀬克己君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

議員皆様方のお力をいただきまして、新議長という大任を仰せ付かることになりました。もとより浅学非才の身でありますが、全力を出して任務を遂行してまいる決意でございます。この上は、議員皆様方の御協力と御支援を賜りまして、円滑なる議会運営を遂行してまいる所存でございますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。まことにありがとうございました。

（拍手）

- 副議長（西口秀光君） 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れなため、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしましたが、皆様方の御協力によりまして、無事職務を終わらせていただきましたことを心より厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。（拍手）

- 議長（穴瀬克己君） ただいまは本当にありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。自席でお願いいたします。

（午前 10 時 20 分休憩）

（午前 10 時 25 分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 大変長らくお待たせをいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま西口副議長から辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「副議長辞職許可について」を日程に追加することに決します。
議案を配布させます。

(議案配布)

それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第6号

副議長辞職許可について

本市議会副議長 西口 秀光氏から、平成2年10月17日付けで、辞職いたしたき旨の願出
があったので、本市議会はこれを許可する。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

○ 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、西口秀光君の副議長辞職
を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、西口秀光君の副議長辞職を許可することに決しました。
ここで、副議長を辞職されました西口秀光君よりごあいさつの申し出がありますので、これ
を許可いたします。

（副議長退任あいさつ）

○ 16番（西口秀光君） 一言、御礼を申し上げます。

昨年10月より本日まで和泉市議会の副議長という大役を仰せ付かりましたが、大過なく任
務を務めさせていただきましたことは、先輩各議員先生方並びに出原前議長さんの並み並みな
らぬ御指導、御鞭撻のおかげと思っております。心から御礼を申し上げます。今日から一議員
となりまして、本市発展のため微力ながら頑張ってまいりたいと存じますので、どうかよろし
く御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますが、御礼の言葉に代えさせてい
ただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 議長（穴瀬克己君） 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。西口前副
議長さんには長らく大変御苦労さんでございました。

この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

議案を配布させます。

(議案配布)

○ 議長（穴瀬克己君） 「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

選挙第3号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

副議長当選者

氏名

- 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。「副議長選挙について」をいかが取り計らいですか、御意見をお伺いいたします。
- 18番（若浜記久男君） 暫時休憩いたしまして、副議長の立候補などについて代表者会議を開いていただき、取り計らいいただけたらと思います。
- 議長（穴瀬克己君） 他に御意見がないようですので、ここで、暫時休憩いたします。
なお、休憩中に会派代表者会議を開きますので、よろしくお願ひをいたします。

(午前10時32分休憩)

(午前11時35分再開)

○ 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。これより副議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は23名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前を申し上げますので、順次、投票をお願いいたします。

(投票)

○ 議長（穴瀬克己君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に16番・西口秀光君、18番・若浜記久男君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

投票総数 23 票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票 14 票、無効投票 9 票。無効投票中白票が 9 票でございます。

有効投票中原 重樹議員 14 票。したがいまして、原 重樹議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、原 重樹君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○ 議長（穴瀬克己君） ただいま副議長に当選されました原 重樹君が議場におられますので、本席から会議規則第 29 条第 2 項の規定により告知いたします。

それでは、ここで副議長のあいさつをお願いいたします。

（副議長就任あいさつ）

○ 副議長（原 重樹君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

皆さんの御推挙によりまして、副議長という大役を仰せ付かりました。見掛けのとおり若輩者で不勉強ではございますが、議長とともに円滑な議会運営に向け努力いたしますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 議長（穴瀬克己君） この際、お諮りいたします。ただいまお手元に追加配付いたしました日程表にしたがいまして、それぞれ日程追加をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、日程第 3 より日程第 11 までをそれぞれ追加することに決します。

それでは、日程第 3 および第 4 は各委員会委員の辞任でありますので、これを一括議題いたします。

議案は表題のみ朗読させます。

なお、ただいま配付いたしました議案書の 2 枚目以降の日付及び議長名は、時間の都合上記入いたしておりませんので、御了承のほどをお願いいたします。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第7号

常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、平成2年10月17日付けで辞任の願出があったので、
本市議会はこれを許可する。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

総務委員会委員

松尾孝明 中塚新治 並河道雄 木村静雄
早乙女実 飯坂楠次

産業文教委員会委員

奥村圭一郎 讃岐一太郎 藤原正通 柳瀬美樹
若浜記久男 勝部津喜枝

建設水道委員会委員

竹内修一 森悦造 坂口敏彦 赤阪和見
出原平男 原重樹 友田博文

厚生病院委員会委員

天堀博 須藤洋之進 穴瀬克己 西口秀光

議会議案第8号

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、平成2年10月17日付けで辞任の願出があったので、
本市議会はこれを許可する。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

交通・公害対策特別委員会委員

藤原正通 友田博文 須藤洋之進 赤阪和見
竹内修一 森悦造 柳瀬美樹 若浜記久男
木村静雄 勝部津喜枝 天堀博 奥村圭一郎

開発事業対策特別委員会委員

坂口敏彦 木村静雄 穴瀬克己 赤阪和見
讚岐一太郎 松尾孝明 柳瀬美樹 若浜記久男
早乙女実 原重樹 飯坂楠次

同和対策特別委員会委員

原重樹 讳岐一太郎 穴瀬克己 木村静雄
勝部津喜枝 早乙女実 友田博文

関西新国際空港対策特別委員会委員

赤阪和見 須藤洋之進 坂口敏彦 藤原正通
並河道雄 中塚新治 若浜記久男

土地開発公社特別委員会委員

若浜記久男 中塚新治 坂口敏彦 藤原正通
並河道雄 森悦造 柳瀬美樹 木村静雄
勝部津喜枝 原重樹 奥村圭一郎 友田博文

○議長（穴瀬克己君）お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、各委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第7号及び第8号の委員の辞任は許可されました。

○議長（穴瀬克己君）次に、日程第5より第7までは各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみ朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第9号

常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

総務委員会委員 (5名)

産業文教委員会委員 (6名)

建設水道委員会委員 (6名)

厚生省病院委員会委員 (6名)

議会議案第10号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

交通・公害対策特別委員会委員 (10名)

開発事業対策特別委員会委員 (10名)

同和対策特別委員会委員 (8名)

関西新国際空港対策特別委員会委員 (8名)

土地開発公社特別委員会委員 (10名)

議会議案第11号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成2年10月17日提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

決算審査特別委員会委員 (12名)

○ 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。この際、暫時休憩した後議員総会に切り替え、各委員の選任を御協議願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、暫時休憩をいたします。

なお、午後1時からこの場で議員総会を開きたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

(午前11時50分休憩)

(午後3時02分再開)

- 議長(穴瀬克己君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私から選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長から朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 朗読いたします。まず、常任委員会関係から申し上げます。順不同、敬称は略させていただきます。

総務委員会委員=天堀 博、藤原正通、讃岐一太郎、奥村圭一郎、柳瀬美樹、以上5名。

産業文教委員会委員=木村静雄、早乙女実、竹内修一、並河道雄、森 悅造、須藤洋之進、以上6名。

建設水道委員会委員=若浜記久男、勝部津喜枝、飯坂楠次、西口秀光、坂口敏彦、穴瀬克己、以上6名。

厚生病院委員会委員=出原平男、中塙新治、赤阪和見、友田博文、松尾孝明、原 重樹、以上6名。

引き続きまして特別委員会関係でございます。

交通公害対策特別委員会委員=藤原正通、並河道雄、早乙女実、天堀 博、須藤洋之進、友田博文、西口秀光、木村静雄、松尾孝明、中塙新治、以上10名。

開発事業対策特別委員会委員=赤阪和見、並河道雄、早乙女実、勝部津喜枝、須藤洋之進、飯坂楠次、柳瀬美樹、出原平男、森 悅造、讃岐一太郎、以上10名。

同和対策特別委員会委員=早乙女実、須藤洋之進、西口秀光、勝部津喜枝、柳瀬美樹、藤原正通、松尾孝明、中塙新治、以上8名。

関西新国際空港対策特別委員会委員=並河道雄、竹内修一、飯坂楠次、坂口敏彦、讃岐一太郎、天堀 博、赤阪和見、友田博文、以上8名。

土地開発公社特別委員会委員=赤阪和見、藤原正通、早乙女実、天堀 博、須藤洋之進、奥村圭一郎、西口秀光、木村静雄、森 悅造、竹内修一、以上10名。

決算審査特別委員会委員=須藤洋之進、赤阪和見、藤原正通、讃岐一太郎、竹内修一、松尾孝明、柳瀬美樹、出原平男、勝部津喜枝、天堀博、奥村圭一郎、友田博文、以上12名。

以上でございます。

○議長(穴瀬克己君) お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第9号より第11号までの委員の選任の件は、朗読どおり選任することに決しました。

○議長(穴瀬克己君) 次に、日程第8より日程第10はいずれも組合議会議員の選挙でありますので、これを一括議題といたします。

議案は表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

選挙第4号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合規約第6条第1項の規定により選挙を行う。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

泉北環境整備施設組合議会議員(5名)

選挙第5号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行う。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

泉北水道企業団議会議員(5名)

選挙第6号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組合規約第6条の規定により選挙を行う。

平成2年10月17日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員（3名）

- 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。本3件の選挙につきましては、先刻の議員総会において種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私から指名推薦をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名推薦をさせていただきます。

組合議会議員の氏名を局長から朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。
泉北環境整備施設組合議会議員=赤阪和見、中塚新治、飯坂楠次、友田博文、藤原正通、以上5名。

泉北水道企業団議会議員=須藤洋之進、木村静雄、竹内修一、奥村圭一郎、若浜記久男、以上5名。

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員=並河道雄、讚岐一太郎、天堀博、以上3名。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ここで泉北環境整備施設組合議会議員に当選されました赤阪和見君、中塚新治君、飯坂楠次君、友田博文君、藤原正通君及び泉北水道企業団議会議員に当選されました須藤洋之進君、木村静雄君、竹内修一君、奥村圭一郎君、若浜記久男君並びに南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に当選されました並河道雄君、讃岐一太郎君、天堀博君に対し、本席より会

議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

- 議長（穴瀬克己君） ここで、各常任委員会の正副委員長さんが互選されましたので、局長をして朗読させます。
(市議会事務局長朗読)
 - 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。
総務委員会委員長に奥村圭一郎、副委員長に讃岐一太郎。
産業文教委員会委員長に竹内修一、副委員長に木村静雄。
建設水道委員会委員長に若浜記久男、副委員長に西口秀光。
厚生病院委員会委員長に松尾孝明、副委員長に中塚新治。
以上でございます。
 - 議長（穴瀬克己君） この際、各常任委員会正副委員長のごあいさつをお願いいたします。
(常任委員会正副委員長代表=総務委員長あいさつ)
 - 総務委員長（奥村圭一郎君） 一言、ごあいさつ申し上げます。
このたび、私たち8名が常任委員会の正副委員長をお受けすることになりました。何分にも微力ではございますが、一生懸命に頑張ってまいりますので、議員皆様方の温かい御指導と御理解をお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。（拍手）
 - 議長（穴瀬克己君） 各常任委員会正副委員長さんのごあいさつが終わりました。正副委員長さんには、委員会の運営につきましてよろしく御協力をお願いいたします。
-

- 議長（穴瀬克己君） 日程第1-1「ペルシャ湾岸地域の平和と安全に関する要望決議」を議題といたします。
決議文を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

決議第4号

ペルシャ湾岸地域の平和と安全に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年10月　日

提出者

和泉市議会議員

天堀 博
並河 道雄
柳瀬 美樹
坂口 敏彦
木村 静雄
中塙 新治
友田 博文
松尾 孝明

ペルシャ湾岸地域の平和と安全に関する要望決議

イラクのクウェート侵攻及びクウェートの併合は、国際の平和と安全の維持を危うくするものであり、国際連合憲章及び国際法規に反する不法な行為であり、いかなる理由によっても容認でき得るものではない。

よって、政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

1. イラクのクウェートからの即時、かつ、無条件の撤退及びイラクによるクウェートの併合行為の撤回を要求すること。
2. イラク及びクウェートに拘束されている在留邦人及び外国人の状態について強く憂慮するものであり、速やかな、かつ、自由な本国への出国ができるよう要求すること。
3. 湾岸地域の今日の事態を早期、かつ、平和裡に解決するため、国連の諸機能を十分に活用すると共に、日本国憲法の精神にたち、国際協調の観点から、必要、かつ、万全な対応を講ずること。
4. 今回の事態により引き起こされた難民問題に対し、人道的観点から、速やかに適切な措置を講じ、さらなる外交努力と、今後は、この種の事案を平和的、迅速、かつ、適切に、対応するよう努力すること。

以上、決議する。

平成2年10月 日

大阪府和泉市議会

○ 議長（穴瀬克己君） 提案の趣旨説明を願います。

○ 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。提出者を代表いたしまして、ただいま局長が朗読いたしましたとおりでございます。特に重要な時期におきまして議員皆様方の御賛同をいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○ 議長(穴瀬克己君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、決議第4号は、原案どおり決議することに決しました。

○ 議長(穴瀬克己君) ここで、お諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「監査委員の選任について」を日程に追加することに決します。

議案を配付させます。

(議案配付)

それでは、「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第55号

監査委員の選任について

次のものを監査委員に選任するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成2年10月17日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第55号「監査委員の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本市監査委員は、条例に基づきましてその定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をいたしております。

今回、議会議員の役員改選に伴いまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、森 慶造議員さんが人格識見ともに兼ね備えられた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものでございます。どうか森議員さんを監査委員に選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、並河道雄前監査委員さんには、御就任以来適正な監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。今後ともよろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（森 慶造君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、不肖私に監査委員という大役をいただき、御同意をいただきまして、本当に身に余る光栄でございます。今後は、職務に懸命に努める所存でございます。議長さんを初め議員皆様方にお世話になる点が多々あるかと思いますが、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、御礼のごあいさつといたします。（拍手）

-
- 議長（穴瀬克己君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る10月2日、平成2年第3回定例会をお願い申し上げ、多数の議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多繁の折にもかかわりませず、長時間にわたりまして慎重御審議をいただき御可決、御承認を賜りましたことを、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、平成元年度の和泉市一般会計及び特別会計決算認定あるいは平成元年度和泉市水道事業会計、病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には、まことに御苦労様ではございますが、よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

なおまた、本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては、十分これを尊重いたしますとともに、去る4日には、2人目の助役として田中昭一氏を御選任いただき、本市執行体制もより確立されました。これを機に一層市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力を寄せを賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、本定例会におきまして任期満了により御退任をされることになりました出原議長さん、西口副議長さんには、御就任以来円滑なる議会運営を通じ市政発展のため御尽瘁をいただき、御大任を全うされました。この間におけるお2方の並み並みならぬ御尽力と御心労に対し、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

また、後任の議長さんには穴瀬議員さん、副議長さんには原議員さんが、先刻、皆様方の御推挙によりまして御就任をされました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。よろしくお願ひをいたします。

なおまた、監査委員さんには、森議員さんが、先刻、皆様方の御同意により御就任をしていただきました。今後の地方自治監査制度の適正な運営を御期待申し上げる次第でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

また、各常任委員会委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選をしていただきましたが、それぞれ所管されます事項につきましていろいろと御審議を相賜り、御苦労をかけすることとは存じますが、よろしくお願ひを申し上げます。

終わりに臨みまして、長時間にわたります御審議を相煩わし、御議決をいただきましたことに対しまして重ねて厚く深く御礼を申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼の

ごあいさつとさせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長（穴瀬克己君） 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

去る10月2日開会されましてより本日まで長期間にわたる定例会も、議員皆様方の御協力によりまして、一般質問並びに諸議案、なおまた、役員選挙等々に慎重御審議を煩わし、本日、ここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しまして、不肖私、皆様方の絶大な御推挙をいただき、身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして平成2年第3回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午後3時24分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 穴瀬 克己

同 副議長 原 重樹

同 署名議員 赤阪 和見

同 署名議員 中塚 新治

同 署名議員 讀岐 一太郎

